前掲假置場に關する律令施行規則は其の後大正五年四月三十日府令第三十一號を以て左の如く改正、即日より之を施行したり。

臺灣總督府令第三十一號（大正五年四月三十日）

大正三年二月府令第三號假置場ニ關スル律令施行規則中左ノ通改正ス

第三條　貨物ノ改裝仕分其ノ他ノ手入ヲ爲シ貨物ニ加工シ又ハ貨物ヲ製造ノ原料ニ使用セムトスルトキハ其ノ貨物竝其ノ作業ニ使用スヘキ貨物ノ記號、番號、品名、內外國貨物ノ區別、箇數、數量、作業ノ種類及使用ノ目的ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申告シ檢査ヲ受クヘシ但シ加工又ハ製造ヲ爲シタル場合ニ於テハ加工又ハ製造シタル物品及副產物ノ品名、數量、價格竝加工又ハ製造ノ原料ニ使用シタル貨物ノ品名、內外國貨物ノ區別、數量及價格ヲ記シタル文書ヲ以テスルコトヲ要ス

第四條　前條ノ作業ヲ終リタルトキハ相當期間內ニ其ノ旨ヲ稅關ニ申告シ檢査ヲ受クヘシ但シ加工又ハ製造ヲ爲シタル場合ニ於テハ加工又ハ製造シタル物品ノ品名、數量、價格ヲ記シタル文書ヲ以テスルコトヲ要ス

第五條　前二條ノ規定ハ內國貨物ノミヲ以テ作業ヲ爲ス場合ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ稅關長ハ之ヲ適用セサルコトヲ得

第六條ヲ削ル

第七條ノ二　藏置貨物ノ見本ヲ取出サムトスル者ハ貨物ノ記號、番號、品名及移入ノ年月日竝取出サムトスル見本ノ數量ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申請シ承認ヲ受クヘシ

第十二條ノ二　內國貨物ノ加工又ハ之ヲ原料トスル製造ノ認許ヲ受ケタル者ハ作業ノ種類及其ノ作業ニ使用スル貨物ノ種類ヲ變更セムトスルトキハ所轄稅關ヲ經由シ臺灣總督ノ認許ヲ受クヘシ

第十五條ノ二　假置場私設ノ特許消滅シタルトキ其ノ業務ヲ引繼カムトスル者ハ第十二條ノ規定ニ準據シ臺灣總督ニ出願スヘシ但シ此ノ場合ニ於テ其ノ使用スル地區及建設物ニ異動ナキトキハ圖面ヲ添附スルヲ要セス

第十六條ノ二　內國貨物ノ加工又ハ之ヲ原料トスル製造ノ認許ヲ受ケタル者其ノ作業ノ種類又ハ作業ニ使用スル貨物ノ種類ヲ變更セムトスルトキハ所轄稅關ヲ經由シ臺灣總督ノ認許ヲ受クヘシ

第二十一條第二號中「內國貨物ノ記號、番號、品名」ヲ「貨物ノ記號、番號、品名、內外國貨物ノ區別」ニ改メ第三號中「又ハ包裝用トシテ使用シ」ヲ削リ第五號中「價格」ヲ「價格移出ノ目的」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は同年一月法律第三號を以て假置場法中を改正したるに伴ふものにして、其の要旨は從來假置場內に於て內國原料のみを使用する製造を全然撤廢し、從つて假置場製品にして內國に輸入せらるる場合は、總て其の輸入のときの性質及數量に依り輸入稅を賦課したるを、右製品に限り課稅せざることに改めたる事其の他に在り。之れ益〻輸出貿易を奬勵せんとの趣旨に出でたるものなりと雖も、當時本改正の效果は臺灣に於ては未だ充分に之を認むるに至らざりき。

大正十二年三月に至り內外地法令統一の趣旨に依り勅令第四十二號を以て大正十一年勅令第五百二十一號（臺灣に施行する法律に關する件）中を改正し、新たに假置場法を臺灣に施行すると共に、前記假置場に關する大正三年律令第一號は之を廢止することとし、大正十三年一月府令第八號を以て同年二月一日より之を施行したり。而して右假置場法の施行に關しては、大正十三年一月府令第十號を以て、明治四十五年大藏省令第十八號假置場法施行細則に依ることとし（但し同令中大藏大臣とあるは臺灣總督とす）、大正十三年二月一日より之を施行し、同時に大正三年府令第三號「假置場法ニ關スル律令施行規則」は之を廢止し、以て大正の末年に及びたり。

第三目　關稅通路

輸入手續未濟の貨物を保稅倉庫に、若くは保稅倉庫より運搬するに當り、一定の通路に依らしむべきことは保稅倉庫法第四條の規定する所にして、關稅法亦其の第三十五條を以て『通過ノ爲メ輸入シタル貨物ノ運送ハ關稅通路ニ依ルヘシ』と規定したり。臺灣に於ては明治三十七年十二月二十三日府令第九十號を以て、臺灣關稅規則第一條の規定に基き關稅通路として『淡水基隆間　官設鐵道』を指定し、次で明治四十二年六月二十七日府令第四十八號を以て、同年勅令第五十六號（關稅法を臺灣に施行の件）第二條の定むる所により、關稅通路を左の如く定め、卽日より之を施行したり。

淡水基隆間　淡水ヨリ基隆ニ至ル鐵道線路
基隆打狗間　基隆ヨリ打狗ニ至ル鐵道線路

然るに明治四十四年三月法律第四十四號を以て關稅法中を改正するや、之に伴ひ同法第三十九條ノ二に基き同年六月府令第四十九號を以て關稅通路を新たに指定する所ありしが、右は其の後明治四十四年府令第六十五號、大正四年同第六十一號、大正五年同第一號、第三號、第六號、第八號、第十七號、第二十號、第六十九號、第七十號、大正六年同第十九號、大正十一年同第百十六號等を以て其の一部を改正以て大正末年に及びたり。今大正末年に於ける右指定通路を示せば左の如し。

淡水基隆間　淡水ヨリ基隆ニ至ル鐵道線路、又ハ大稻埕ヨリ基隆ニ至ル鐵道線路
臺北基隆間　臺北ヨリ基隆ニ至ル鐵道線路
基隆萬華間　基隆ヨリ萬華ニ至ル鐵道線路

基隆打狗間　基隆ヨリ〔打狗〕ニ至ル鐵道線路但シ彰化又ハ二八水ヨリ埔里社、田中央ヨリ溪洲庄、斗六ヨリ大崙庄、大莆林ヨリ大湖庄、嘉義ヨリ北港、嘉義ヨリ蒜頭庄、新營庄ヨリ岸內庄又ハ烏樹林、番仔田ヨリ溝仔墘庄又ハ蕭壠庄、灣裡ヨリ六份寮庄又ハ噍吧哖庄、新市街ヨリ三崁店庄ニ至ル各輕便鐵道線路ニ連絡ス

后里庄、月眉庄私設假置場間　后里庄ヨリ月眉庄ニ至ル輕便鐵道線路
彰化、埔里社私設假置場間　彰化ヨリ埔里社ニ至ル輕便鐵道線路
田中央、溪洲庄私設假置場間　田中央ヨリ溪洲庄ニ至ル輕便鐵道線路
二八水、三塊厝私設假置場間　二八水ヨリ三塊厝ニ至ル輕便鐵道線路
二八水、埔里社私設假置場間　二八水ヨリ埔里社ニ至ル輕便鐵道線路
斗六、大崙庄私設假置場間　斗六ヨリ大崙庄ニ至ル輕便鐵道線路
大莆林、大湖庄私設假置場間　大莆林ヨリ大湖庄ニ至ル輕便鐵道線路
嘉義、北港私設假置場間　嘉義ヨリ北港ニ至ル輕便鐵道線路
嘉義、蒜頭庄私設假置場間　嘉義ヨリ蒜頭庄ニ至ル輕便鐵道線路
水堀頭南靖庄私設假置場間　水堀頭ヨリ南靖庄ニ至ル鐵道線路
南靖庄私設假置場、北港私設假置場間　南靖庄ヨリ北港ニ至ル輕便鐵道線路
新營庄、烏樹林私設假置場間　新營庄ヨリ烏樹林ニ至ル輕便鐵道線路
烏樹林私設假置場、南靖庄私設假置場間　烏樹林ヨリ南靖庄ニ至ル輕便鐵道線路
新營庄、岸內庄私設假置場間　新營庄ヨリ岸內庄ニ至ル輕便鐵道線路
番仔田、溝仔墘庄私設假置場間　番仔田ヨリ溝仔墘庄ニ至ル輕便鐵道線路
灣裡、六份寮庄私設假置場間　灣裡ヨリ六份寮庄ニ至ル輕便鐵道線路

灣裡、噍吧哖庄私設假置場間
新市街、三崁店庄私設假置場間
安平、三崁店庄私設假置場間
車路墘、田厝庄私設假置場間
安　平〔打　狗〕間
〔打　狗〕阿緱間
鳳山、二苓庄私設假置場間
鳳山、山仔頂庄私設假置場間
九曲堂、旗尾私設假置場間
阿緱、歸來庄私設假置場間
東港、歸來庄私設假置場間

第四項　輸出稅及出港稅

第一目　輸出稅の存置及出港稅の創設

維新以前我國が諸條約國との間に締結せる改稅約書に於ては殆ど總ての輸出品に對して輸出稅を賦課したるも、海外販路の擴張輸出の振興上漸次其の廢止を斷行し、明治二十七年七月以降は財政上の必要に基き止むを得ずして存置したる、生絲、茶、銅、樟茸、鮑、鰒、昆布等當時重要輸出品に屬せし數種に對する輸出稅の外悉く之を撤廢し、明治三十二年七月以降は此等も亦廢止し、玆に內地に於ける輸出稅は全く廢止せらるることとなり、たり。然るに臺灣に於ては當時未だ諸產業幼稚にして、輸出稅の存廢が島內產業に影響するが如き狀態に在らざりしと共に、輸出稅が臺灣の經營上に必要なる財源たるを得べき特殊の事情ありしを以て、特に之を存置することと爲すと同時に、之との均衡上內地への移出物品に對して出港稅を課することと爲し、同年七月律令第十九號を以て臺灣輸出稅及出港稅規則を制定公布したり。卽ち之に依れば同島より輸出する物品にして、同規則附屬稅表に揭ぐるものは同表の稅率に依り輸出稅を課することとし、又特に定むる物品を內地に移出する場合には、之に對して別に定むる稅率に依り出港稅を賦課するものにして、其の他同規則に規定せざる事項は總て關稅法の規定を準用することとし、同年同月十七日より之を施行したり。其の全文及附屬稅表左の如し。

臺灣輸出稅及出港稅規則（明治三十二年七月十四日律令第十九號）

第一條　本島ヨリ輸出スル物品ニシテ附屬稅表ニ揭クルモノハ同表ノ稅率ニ依リ輸出稅ヲ課ス

第二條　附屬稅表中第五號第六號第八號第九號第十三號第十八號第十九號第二十號第二十一號第二十二號第二十三號第二十四號第二十六號及第三十三號乙ノ本島產物品ヲ內地ニ輸送スルトキハ出港稅ヲ課ス其稅率ハ第十九號ニアリテハ一圓第二十號ニアリテハ六十錢其他ノ物品ハ輸出稅ニ同シ

前項ノ物品ハ開港ニ由ルニアラサレハ內地ニ輸送スルコトヲ得ス

第三條　此規則ニ規定セサル事項ハ關稅法ノ規定ヲ準用ス

附　則

第四條　此規則ハ明治三十二年七月十七日ヨリ施行ス

輸出稅率表

番號	品名	數量	從量稅率	從價稅率
	第一類　染料			
一	姜黃	每百斤	円 一五〇	割
	第二類　穀物及飲食物			
二	乾竹筍	每百斤	一五〇	
三	大麥	同類	〇九〇	
四	豆類	同	七七〇	
五	乾魚	同	二八〇	
六	鹹魚	同	一五〇	
七	落花生豆	同	三九〇	
八	乾龍眼肉	同	五四〇	
九	龍眼	同		
一〇	菜子	每百斤	一五〇	
一一	米	同	二一〇	
一二	胡麻子	同		
一三	鱶鰭	甲黑 每百斤	七七〇	
		乙白 同	二、三一〇	
		丙精製		五〇
一四	赤砂糖	每百斤	円 一五〇	割
一五	白砂糖	同	二一〇	
一六	小麥	同	一五〇	
	第三類　皮骨類			
一七	獸骨	每百斤		五〇
一八	生皮		七七〇	
	第四類　製茶			
一九	烏龍茶	同	一、六〇〇	
二〇	包種茶	同	一、二〇〇	
二一	番茶	同	五五〇	
二二	粉茶	同	五五〇	
二三	莖茶	同	五五〇	
	第五類　布帛材料			
二四	苧麻		五四〇	
二五	麻皮			五〇
二六	麻絲	每百斤	五〇〇	

番號	品名	數量	從量稅率
	第六類　雜品		
二七	石炭及屑石炭	每一噸	一五〇
二八	鳳梨纖維		
二九	田菁子		
三〇	藍子		
三一	油糟	每百斤	〇五〇
三二	蒟草及蒟草紙		
三三	籐		五〇
	甲	每百斤	二三〇
	乙	同	三九〇
	割		五〇

右に伴ひ同年八月五日府令第九十四號を以て臺灣輸出稅及出港稅規則施行細則を制定公布し、臺灣輸出稅及出港稅規則に關する施行細則は臺灣關稅規則施行細則の規定を準用することとし、卽日より之を施行したり。

第二目　輸出稅及出港稅の改正及廢止

臺灣輸出稅及出港稅規則は其の制定後明治四十三年の廢止に至る迄に於て數次の部分的改正を行ひたり。卽ち先づ明治三十四年八月に至り、律令第九號を以て左の如く赤砂糖及び白砂糖の稅率を改正し、同年十月一日より之を施行したり。

律令第九號（明治三十四年八月十六日）

明治三十二年律令第十九號臺灣輸出稅及出港稅規則附屬稅表中左ノ通改正ス

番號	品名	數量	從量稅率
一四	赤砂糖	每百斤	円 四五〇
一五	白砂糖	同	五六〇

附　則

本令ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十九年日令第十一號糖業稅則第九條ニ依リ納稅シタル砂糖ヲ本令施行ノ日ヨリ三箇月以內ニ輸出スルトキハ赤砂糖ニハ百斤ニ付金十五錢白砂糖ハ百斤ニ付金二十一錢ノ輸出稅ヲ課スルモノトス

次に明治三十八年十二月に至り律令第十三號を以て、新に酒精に出港稅を課することと爲したり。其の全文左の如し。

律令第十三號（明治三十八年十二月十四日）

明治三十二年律令第十九號臺灣輸出稅及出港稅規則中左ノ通改正ス

第二條中第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加ヘ第二項中「前項」ヲ「第一項及第二項」ニ改ム

本島產酒精ヲ內地ニ輸送スルトキハ其ノ石數ニ應シ出港稅ヲ課ス其ノ稅率ハ一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇每ニ金八十五錢ノ割合トス但シ一石ニ付金十八圓ノ割合ヲ下ルコトヲ得ス

前項ニ於テ純酒精ト稱スルハ攝氏驗溫器十五度ノ時ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スル酒精トス

右は臺灣產酒精を內地に輸送せしめんが爲に、明治三十四年法律第八號酒精及酒精含有飲料稅法第二十七條の規定に依り、同法と同一の稅率を賦課するの必要を認めたるに因るものなり。

尋いで翌三十九年六月に至り、律令第八號を以て粉茶の出港稅を廢止することとし、同年七月一日より之を施行したり。之れ粉茶は內地に於て海外に輸出する磚茶の原料に供用せらるるを以て、其の價格を低廉にして之が供給に便し、併せて臺灣に於ける斯業の發達を圖る必要ありしに因るものとす。

更に翌四十年十月律令第九號を以て左の如く酒精の出港稅を改正したり。

律令第九號（明治四十年十月三十日）

明治三十二年律令第十九號臺灣輸出稅及出港稅規則中左ノ通改正ス

第二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

本島產酒精ヲ內地ニ輸送スルトキハ其ノ石數ニ應シ左ノ割合ヲ以テ出港稅ヲ課ス

一　原容量百分中純酒精ノ容量二十一以下ノモノ

一石ニ付金十三圓

二　原容量百分中純酒精ノ容量三十以下ノモノ

一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇每ニ金六十錢

三　前各號以外ノモノ

一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇每ニ金五十五錢

附　則

本令ハ明治四十年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は當時新たに臺灣酒造稅規則を施行し、酒精に對しても造石稅を賦課することとなりしに伴ひ出港稅額中より右課稅額に相當する額を控除せざれば內地の課稅と均衡を失すべきを以て、之を改正したるものとす。

更に明治四十一年六月に至り律令第六號を以て再び酒精の出港稅率に左の如き改正を加へたり。

律令第六號（明治四十一年六月二十日）

明治三十二年律令第十九號臺灣輸出稅及出港稅規則中左ノ通改正ス

第二條第二項中「二十一以下」ヲ「二十以下」ニ「十三圓」ヲ「十六圓」ニ「六十錢」ヲ「七十五錢」ニ「五十五錢」ヲ「七十錢」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は當時内地に於て酒精に對する造石稅を增徵することとなりたる結果、臺灣酒精に對する出港稅を增徵し、內外其の均衡を保たしめんことを期したるものなり。

尙臺灣輸出稅及出港稅規則の施行に就ては、明治三十二年八月府令第九十四號を以て施行細則を制定し、臺灣關稅規則施行細則の規定を準用することと爲せしが、明治四十二年五月に至り後述の如く酒精出港稅徵收猶豫及稅額免除規則の制定を機として、府令第三十九號を以て更めて左の如く臺灣輸出稅及出港稅規則施行規則を制定し、同時に曩の臺灣輸出稅及出港稅規則施行細則は之を廢止したり。

臺灣輸出稅及出港稅規則施行規則（明治四十二年五月八日臺灣總督府令第三十九號）

第一條　輸出稅及出港稅ヲ徵收セムトスルトキハ納金額及納付金庫ヲ指定シタル文書ヲ以テ納稅人ニ告知スヘシ但シ金庫ニ納付セシムル場合ノ外告知書ヲ要セス

第二條　納稅人前條ノ告知書ヲ受ケタルトキハ之ニ稅金ヲ添ヘ指定ノ金庫ニ納付スヘシ

第三條　輸出稅及出港稅ノ賦課ニ關スル異議ノ申立書ニハ不服ノ要領、理由要求及處分ヲ受ケタル年月日ヲ記載シ附屬書類又ハ物件アルトキハ之ニ表示スヘシ

第四條　異議判定書ニハ異議者ノ住所又ハ居所、氏名、異議申立ノ要領、判定ノ理由及判定主文ヲ記載スヘシ

第五條　判定書ノ交付ハ使丁ノ送達ニ依リテ之ヲ爲ス但シ書留郵便ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第六條　異議者ノ住所、居所不明ナルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ判定書ヲ交付スル能ハサルトキハ其ノ要領ヲ揭示スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ揭示ノ日ヨリ七日ヲ經過シタルトキヲ以テ判定書ノ交付アリタルモノト看做ス

第七條　從價稅ヲ課スヘキ貨物ノ課稅價格ニ關スル異議ヲ不當ト認メ貨物ヲ買上ケ又ハ評價人ヲシテ評價セシメントスルトキハ異議者ニ通知スヘシ

第八條　異議者前條ニ依リ貨物評價ノ通知ヲ受ケタルトキハ七日以內ニ評價人ヲ選定シ其ノ職業、住所又ハ居所、氏名ヲ申告シ稅關長ノ認可ヲ受クヘシ但シ本條ノ期間ハ異議者ノ申請ニ依リ稅關長ニ於テ必要ナリト認メタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第九條　稅關長ハ異議者ノ選定シタル評價人ヲ不適當ト認ムルトキハ期間ヲ指定シテ其ノ改選ヲ命スヘシ

第十條　稅關長評價人ヲ認可シタルトキハ評價ノ時期及場所ヲ指定シテ之ヲ異議者ニ通知スヘシ

第十一條　評價人評價ヲ終リタルトキハ評價ノ理由ヲ詳記シタル評價書ヲ作リ之ヲ稅關ニ提出スヘシ

第十二條　稅關長ハ前條ノ評價書ニ依リ課稅價格ヲ異議者ニ通知スヘシ

第十三條　本令ニ規定セサル事項ハ臺灣關稅規則施行規則ノ規定ヲ準用ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十二年八月府令第九十四號臺灣輸出稅及出港稅規則施行細則ハ之ヲ廢止ス

臺灣輸出稅及出港稅は、其の後島內產業次第に發達し且又總督府の財政漸次堅實を加へ來り、殊に明治四十三年度以降新に所得稅法の一部を臺灣に施行することとなりて歲入補充の途を得たるを以て、之が存置の必要を認めざるに至り、明治四十三年十一月律令第九號を以て同年十一月一日以後右臺灣輸出稅及出港稅規則を廢止し、茲に內地と同一歩調を執ることとなりたり。

第三目　出港稅の徵收猶豫及稅額免除

臺灣産酒精の内地に輸送せらるるものに對しては、前述の如く明治三十八年十二月以降新に出港稅を賦課するに至りしが、此等臺灣より内地に移出する酒精は總て工業用に供するもののみにして從つて此等の酒精は明治三十九年律令第十一號工業用酒精戻稅規則の規定に依り、結局其の出港稅を下戻すべきものなるを以て、之に對しては寧ろ一定期間其の出港稅の徵收を猶豫し、其の期間内に工業用に供せられしことを證明するものに對しては免稅の處分を爲し、以て官民相互の手數を省くを以て機宜の措置なりと認め、明治四十二年五月律令第三號を以て左の如く酒精出港稅徵收猶豫及稅額免除規則を公布したり。

酒精出港稅徵收猶豫及稅額免除規則（明治四十二年五月八日律令第三號）

第一條　臺灣輸出稅及出港稅規則ニ依リ納付スヘキ酒精ノ出港稅ハ其ノ稅額ニ相當スル擔保ヲ提供スルトキハ三月以内徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

前項ニ依リ出港稅ノ徵收ヲ猶豫セラレタル者其ノ期間内ニ稅金ヲ納付セサルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ金錢以外ノ擔保物ハ之ヲ公賣ニ付シ順次ニ公賣ノ費用及稅金ニ充テ不足アルトキハ之ヲ追徵シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

擔保ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二條　出港稅ノ徵收ヲ猶豫セラレタル酒精ヲ其ノ猶豫期間内ニ内地ニ於テ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法ノ規定スル所ニ從ヒ使用又ハ供給シタルトキハ其ノ石數ニ相當スル酒精ニ付テハ出港稅ヲ免除ス

第三條　前條ニ依リ出港稅ノ免除ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ其ノ酒精カ出港稅ノ徵收猶豫ヲ受ケタルモノナルコトヲ證スヘキ書類及内地官廳ノ交付シタル酒精使用又ハ供給證明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第四條　詐僞其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ出港稅ノ免除ヲ得又ハ得ムトシタル者ハ其ノ出港稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

次に内地に於ては小包郵便を以て輸出する物品に對しては、明治二十三年九月法律第八十二號を以て關稅を免除する規定を設け、之を實施し來りしが、臺灣に於ても右規定の必要を認め、明治三十一年五月勅令第九十一號を以て之を臺灣に施行することと爲せしを以て、之に伴ひ同年七月臺灣總督は稅關長に對して内訓を發し、内地に向け小包郵便を以て郵送する物品に對しては出港稅を徵收すべき限りに非ざる旨を通達したり。

第四目　臺灣内地間往復船舶の取締

最後に一言すべきは臺灣内地間往復船舶の取締に關する件なり。卽ち明治三十二年七月臺灣輸出稅及出港稅規則の施行の結果、臺灣より内地に向け輸送する特定貨物に對し出港稅を賦課することとなりたるを以て、之に伴ひ臺灣内地間往復船舶に對し嚴重なる取締を必要とするに至り、同年八月十日府令第九十七號を以て左の如く臺灣内地間往復船舶取締規則を制定公布し、卽日より之を施行したり。

臺灣内地間往復船舶取締規則（明治三十二年八月十日臺灣總督府令第九十七號）

第一條　臺灣内地間ヲ往復スル船舶臺灣各港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時内ニ稅關ニ入港屆ヲナシ内地ヨリ其港ニ輸送シタル貨物ノ積荷目錄ヲ提出スルト同時ニ船舶國籍證書ヲ預クヘシ

第二條　前條ノ船舶出港セントスルトキハ船長ハ出港ノ時ヨリ四時前ニ稅關ニ出港屆ヲナシ其港ヨリ內地ヘ輸送スヘキ貨物ノ積荷目錄ヲ提出シ船舶國籍證書ヲ受戻スヘシ

第三條　前條ノ船舶內地ヨリ臺灣各港ニ臺灣各港ヨリ內地ニ輸送スル貨物ノ積卸ヲナササルトキハ第一條第二條ノ規定ヲ適用スルノ限ニアラス

第四條　積荷目錄ハ其提出ノ日ヨリ七日內ハ稅關ノ認許ヲ得テ之ヲ訂正補足スルコトヲ得

第五條　稅關官吏職務ノ爲船舶ニ乘込ムトキハ船長ハ相當ノ便宜ヲ與フヘシ

第六條　第一條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ五圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條　第二條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條　出港ノ際貨物ト符合セサル積荷目錄ヲ提出シタルトキハ船長ヲ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條　此規則中船長ニ適用スヘキモノハ船長ニ代テ其職務ヲ行フ者ニモ又之ヲ適用ス

第十條　此規則ニ於テ稅關ニ關スル規定ハ稅關出張所稅關監視署其之ナキ地ニ在テハ警察官署ニ之ヲ準用ス

附　則

第十一條　本令ハ發令ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は其の後數次の改正を經、以て明治四十三年臺灣輸出稅及出港稅規則廢止の時に及びたり。今之を列擧すれば左の如し。

（一）臺灣總督府令第百十號（明治三十三年十一月二十六日）

明治三十二年八月府令第九十七號臺灣內地間往復船舶取締規則中第四條ヲ左ノ通改ム

第四條　積荷目錄ハ入港船舶ニ在テハ貨物ノ仕出港、品名、包裝數、數量及價額、出港船舶ニ在テハ貨物ノ仕向港、品名、包裝數、數量及價額ヲ記載スヘシ

（二）臺灣總督府令第百二十二號（明治三十三年十二月二十一日）

明治三十二年八月府令第九十七號臺灣內地間往復船舶取締規則第八條中「出港ノ際」ノ四字ヲ削ル

（三）臺灣總督府令第三號（明治三十七年一月二十八日）

明治三十二年八月府令第九十七號臺灣內地間往復船舶取締規則中左ノ通改正ス

第一條中「積荷目錄ヲ提出ス」ノ下「ルト同時ニ船舶國籍證書ヲ預ク」ヲ削ル

第二條中「積荷目錄ヲ提出」ノ下「シ船舶國籍證書ノ受戻」ヲ削ル

第四條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第四條ノ二　第一條ノ船舶臺灣各港間ニ於ケル貨物ノ回漕ニ關シテハ臺灣沿海通航船取締規則ヲ準用ス

第五項　關稅訴願

稅關長の處分に對して不服あるものは關稅法の定むる所に依り臺灣總督に訴願し得べし。而して訴願を審査する爲に委員會を設くべしとする關稅法の規定に基き、明治三十二年九月勅令第三百八十七號を以て臺灣關稅及出港稅訴願審査委員會規則を制定し、越えて明治三十四年十月律令第十三號を以て『臺灣關稅規則竝臺灣輸出稅及出港稅規則ニ依ル訴願ニ關シテハ明治二十三年法律第百五號訴願法ヲ準用ス』ることとし、爾後大正の末年に至るも之に變更なし。尤も右にいふ臺灣輸出稅及出港稅は明治四十三年之を廢止したることは別に述べたる所の如し。

第四款　噸　稅

第一項　出入港手數料

我領有の始めに當りては、噸稅に關しても亦他の制度と同じく、姑く淸國領有時代の舊慣に仍らしむることとゝ爲し、船舶百五十噸を超えたるものには一噸に付四メース、百五十噸以下のものには同じく一メースに相當する噸稅を徵收し、四箇月間有效と定めたり。明治二十九年二月に至り當時我國現行の諸外國との條約を臺灣に施行するや、從來の噸稅を廢し、條約の規定に依り西洋型船及日本型船に對して入港手數料金十五圓、出港手數料金七圓を徵收することゝ爲したり。尋いで同年八月稅關法を臺灣に施行するに及び、西洋型船竝に日本型船に對しては、同法の附屬法規たる稅關規則の規定に依り、入港手數料金十五圓、出港手數料金七圓を徵收したるも、支那型船に至りては其の規定なきを以て、同年十二月律令第十一號を公布し、之を次の如く定めたり。

律令第十一號（明治二十九年十二月十八日）

第一條　外國貿易ノ爲開港ニ出入スル支那型船舶ニハ稅關法及稅關規則ヲ適用ス

第二條　前條船舶ノ納ムヘキ出入港手數料ハ府令ヲ以テ之ヲ定ム

右は稅關規則には西洋型船及日本型船に對し入港手數料を金十五圓、出港手數料を金七圓と定めたるも、淸國・臺灣間は僅に一衣帶水の間にあり、之を頻繁に往復する支那型船に對し、右兩者と同一の手數料を課するは苛酷なりとしたるに因るものにして、右第二條の規定に基き、明治三十年一月府令第三號を以て支那型船に對する入港手數料を金二圓、出港手數料を金一圓と定めたり。

明治三十年一月律令第一號を以て特別輸出港の制度を定め、從來の開港の外別に定めたる港に外國貿易の爲め帝國臣民及臺灣住民所有の船舶の出入及貨物の輸出入を爲すことを得べきことゝ爲せしを以て、同年一月府令第五號を以て其の出入港手數料を定め、入港手數料金二圓、出港手數料金一圓としたり。

第二項　噸稅

明治三十二年八月關稅法を臺灣に施行するに及び、從來の開港の外開港と爲すべき場所を指定し、此等の開港には當分の內唯支那型船舶に限り出入し得ることゝ爲し、特別輸出入港の制度は之を廢止したり。而して關稅法の施行と共に從來の出入港手數料の制度を廢止し、再び出入港船舶に對して噸稅を徵收することゝ爲せしが、臺灣に於ける特殊事情に鑑み、特に同年七月律令第二十二號を以て左の如く臺灣噸稅規則を制定して、臺灣に於ける噸稅に關する特別の規定を設け、本規則に規定せざる事項は同年七月法律第八十八號噸稅法を適用することゝし、同時に府令第七十九號を以て同年八月四日より之を施行することゝしたり。

臺灣噸稅規則（明治三十二年七月二十二日律令第二十二號）

第一條　外國貿易ノ爲外國ニ往來スル西洋形船舶開港ニ入港シタルトキハ其入港毎ニ登簿噸數一噸ニ付五錢ノ噸稅ヲ課ス

第二條　外國貿易ノ爲外國ニ往來スル日本形及支那形船舶開港ニ入港シタルトキハ其入港毎ニ千石以上ノモノニ在テハ五圓千石未滿ノモノニ在テハ三圓ノ噸稅ヲ課ス

第三條　此規則ニ規定セサル事項ハ明治三十二年法律第八十八號噸稅法ヲ適用ス

附　則

第四條　此規則施行ノ期日ハ府令ヲ以テ之ヲ定ム

右に伴ひ同年八月府令第九十號を以て臺灣噸稅規則施行細則を次の如く定め、臺灣噸稅規則施行の日より之を施行したり。

臺灣噸稅規則施行細則（明治三十二年八月四日臺灣總督府令第九十號）

第一條　稅關又ハ稅關出張所ニ於テ噸稅ヲ徵收セントスルトキハ其稅金額及納付金庫ヲ指定シテ納稅人ニ告知スヘシ

第二條　海難其他已ムヲ得サル事故ニ依リ開港ニ入港シタル外國貿易船ハ其事由ヲ稅關又ハ稅關出張所ニ證明スヘシ但噸稅ヲ納付スル場合ハ此限ニアラス

第三條　噸稅納付濟ノ證明又ハ噸稅法第四條ニ依リ測度ヲ受ケタル場合ニ於テ船舶測度證ヲ受ケントスル者ハ稅關又ハ稅關出張所ニ申請シ證書一通ニ付手數料金壹圓五拾錢ヲ納付スヘシ

前項ノ手數料ハ申請書ニ收入印紙ヲ貼付シテ之ヲ納付スヘシ

第四條　犯則ノ調査及處分手續ニ關シテハ臺灣關稅規則施行細則ヲ準用ス

附　則

第五條　本令ハ臺灣噸稅規則施行ノ日ヨリ施行ス

臺灣噸稅規則の末年に及びたり。卽ち先づ明治四十年九月律令第七號を以て左の如く改正、同年十月一日より之を施行したり。

律令第七號（明治四十年九月二十八日）

臺灣噸稅規則中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ登簿噸數一噸ニ付二十錢ヲ一時ニ納付スルトキハ其ノ港ニ於テハ滿一箇年間噸稅ヲ納ムルヲ要セス

附　則

本令ハ明治四十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は噸稅の一時納付に關する特例を設くるは、稅關竝船舶共に其の便益尠からず、而して臺灣に於ては特殊の事情あるに依り特殊の稅額を定むる必要あるを以てなり。

次で大正五年二月に至り律令第三號を以て左の如く改正、同年同月府令第七號を以て大正五年二月七日より之を施行したり。

律令第三號（大正五年二月九日）

臺灣噸稅規則中左ノ通改正ス

第一條ノ二　前條ノ船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ噸稅ヲ免ス

一　船用ニ供スル石炭、水又ハ食料品積載ノ爲基隆又ハ打狗ニ入港シタルトキ

二　仲繼貿易貨物ノ積卸ノ爲基隆又ハ打狗ニ入港シタルトキ

附　則

本令施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

右は基隆及打狗の築港工事逐次完成するに伴ひ、益〻內外船舶を招致し、臺灣の經濟的繁榮を期する必要ありとし、先づ船舶用に供する石炭、水又は食料品等の積取及中繼貿易貨物の積卸又は積取に利便ならしむる爲め、當該船舶に對する噸稅免除の特例を設けたるものとす。

又大正九年七月に至り律令第二號を以て左の如く改正、卽日より之を施行したり。

律令第二號（大正九年七月二十四日）

臺灣噸稅規則中左ノ通改正ス

第一條ノ二中「仲繼貿易貨物」ヲ「郵便物又ハ仲繼貿易貨物」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は基隆・打狗の兩港に於て郵便物積卸の爲にのみ入港する船舶往々にあり、此等船舶に對しては船用品の積載若くは中繼貿易貨物積卸の爲め入港する船舶と同樣噸稅免除の特例を設くるを以て適切なる措置と認めたるに因るものなり。

次に同年十月二十一日律令第二十二號を以て臺灣噸稅規則中『打狗』とあるを『高雄』と改め、卽日より之を施行したり。右は同年九月從來の打狗を高雄と改稱したるに因るものなり。

臺灣噸稅規則施行細則も亦其の制定後數次の改正を經たり。卽ち先づ明治三十三年五月府令第四十三號を以て、第三條第二項中『納付スヘシ』とあるを『納付スルコトヲ得』に改め、尋いで同四十二年六月府令第四十九號を以て、第一條・第二條及第三條中『稅關出張所』とあるを『稅關支署』に、第四條中『臺灣關稅規則施行細則』とあるを『臺灣關稅規則施行規則』に改め、又大正十一年九月府令第百五十三號を以て第一條を次の如く改正したり。

臺灣總督府令第百五十三號（大正十一年九月十三日）

臺灣噸稅規則施行細則中左ノ通改正ス

第一條　稅關又ハ稅關支署ニ於テ噸稅ヲ徵收セムトスルトキハ其ノ稅金額期日及納付場所ヲ指定シタル納稅告知書ヲ發スヘシ但シ收入官吏ニ卽納セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

臺灣噸稅規則施行細則は爾後何等の改正なくして大正末年に至れり。

第五款　關稅收入

臺灣に於ける關稅は我領有當初以來之を海關稅と稱し、輸出稅及輸入稅の二者より成り、其の稅額明治二十九年度に於て六十六萬餘圓にして、同年度歲入總額の六分强を占めたり。此の稅額は內國稅中の大宗として其の五割五分强を占めたる地租に及ばざること八萬餘圓に過ぎず、其の後累增して明治三十二年度には百四十八萬餘圓に達し、同年度歲入總額の八分强となり、內國稅收入中第一位に在りし地租額八十四萬餘圓を遙に凌駕したり。明治三十九年度迄は年に依り多少の增減ありしと雖も、百四十一萬餘圓乃至百七十一萬餘圓の間に在りしが、明治四十年度には二百十四萬餘圓、同四十一年度には二百四十七萬餘圓に達したり。而して輸出稅及輸入稅の割合は明治二十九年度には輸出稅四割二分强、輸入稅五割七分强なりしも、爾後漸次後者の割合增加し、明治三十二年度には輸出稅二割强、輸入稅七割九分强となりたり。爾後多少の弛張ありしも概して此の趨勢を持續し、明治三十九年度には輸入稅一割九分强、輸出稅八割强となり、同四十一年度には輸入稅一割二分强、輸出稅八割七分强となりたり。

然るに曩に一言したる如く、明治四十二年に至り關稅統一の趣旨と內地財政の都合上、特別會計たる臺灣總督府歲入に屬せし關稅收入中の輸入稅は之を一般會計の歲入に移すこととし、更に同四十三年輸出稅及移出稅も亦之を廢止することと爲したり。其の後大正三年度より內地消費糖に對す

る砂糖消費稅を內地に委管するに及び、臺灣直輸入に係る關稅收入を交換的に臺灣總督府特別會計に繰入ることと爲し、尋いで大正九年度以降再び關稅を臺灣總督府の直接賦課徵收に委したり。斯くて此の時以降は別に租稅收入の項に於て述べたるが如く、關稅は歲計上他の內國稅と同列に租稅の款に於て之を取扱ひ、其の稅額は四百三十三萬餘圓にして所得稅・地租・酒稅等に次ぎ第四位に在り、同年度租稅收入總額の一割七分强を占めたるも、後其の稅額漸減し、大正十三年度には二百八十九萬餘圓となりしが爾後再び其の額を增加し、同十四年度には三百三十萬餘圓、更に昭和元年度には五百八萬餘圓となり、地租・酒精稅に次ぎて第三位に在りたり。而して其の昭和元年度に於ける租稅總額に對する割合は二割三分强なりとす。

（一）累年臺灣關稅收入額表

年度	輸入稅	輸出稅	出港稅	噸稅	合計
明治二九	三八五、四六三円	二七九、八七二円	円	円	六六五、三三五円
同三〇	四六九、八七六	二六二、四〇〇			七三二、二七六
同三一	六三五、三二五	二七二、五三九			九〇七、八六四
同三二	一、一七四、三七二	三〇七、〇三四	七、〇七五	一五、三〇九	一、四八八、四八一
同三三	一、一七七、一三三	三九〇、六六八	一五、五七一	一五、三〇九	一、五九八、六八一
同三四	一、一八二、〇四四	三五二、四八九	二四、一六三	一一、八四六	一、五七〇、五四二
同三五	一、〇四六、二一二	四四〇、九九二	八、一二一	一二、二〇九	一、五〇七、五三四
同三六	一、〇五〇、七三四	三六八、四九一	一〇、〇一三	一三、二五四	一、四四二、四九二
同三七	一、一一九、四二五	三一五、五六〇	六、〇六七	一五、三三八	一、四五六、三九〇
同三八	一、三七七、六四一	三四〇、四〇六	五、〇〇九	一五、〇八五	一、七三八、一四一

(二)　累年臺灣稅關徵收關稅收入額表

明治三九	一、二九七、五三五		三二二、五二〇	四、一八七	一七、六一九	一、六四一、八六一
同四〇	一、八三七、七六二		三〇四、三一四	八、四四二	一八、三八九	二、一六八、九〇七
同四一	二、一七〇、八六二		三〇八、三九〇	五八、五四二	一七、二二八	二、五五五、〇二二
同四二			三〇三、四九三	七四、六四二	二三、一六八	四〇一、三〇三
同四三			二五四、一〇四	五九、七七九	二五、一八二	三三九、〇六五
同四四					二九、五五九	二九、五五九
同大元					二九、一六六	二九、一六六
同二					二九、四四三	二九、四四三
同三					二六、七九九	二六、七九九
同四					二二、九五〇	二二、九五〇
同五					二一、四八六	二一、四八六
同六					二二、六九八	二二、六九八
同七					二六、五〇四	二六、五〇四
同八					三一、二〇九	三一、二〇九
同九	四、三三二、九八八				二九、八二七	四、三六二、八一五
同一〇	四、一六三、〇〇一				三五、五三三	四、一九八、五三四
同一一	三、八七〇、〇八八				四四、六七九	三、九一四、七六七
同一二	三、三二三、六五〇				四七、一〇九	三、三七〇、七五九
同一三	二、八九三、五〇一				五三、三六五	二、九四六、八六六
同一四	三、三〇七、二〇二				六四、〇七一	三、三七一、二七三
昭和元	五、〇八三、五八六				七八、六五三	一、一六二、二三九

年次	輸入税	輸出税	噸税	諸収入	合計
明治二九	四六九、三七四円	二八九、〇三三円		二七、八〇九円	七八六、二一六円
同三〇	四二一、七三〇	二六三、九二五		二九、七五四	七一五、四〇九
同三一	五一九、九八八	二八二、二二五		三〇、一五四	八三二、三六七
同三二	一、一七八、四六八	三〇六、六八一		二九、八四〇	一、五一四、九八九
同三三	一、一二二、五三二	三七六、二八一		一八、五二〇	一、五三一、四一四
同三四	一、二三五、六九九	三四二、五〇九		二六、一三九	一、六一六、八二二
同三五	一、〇三四、九〇九	四六九、四八九		一五、六二二	一、五三三、二〇八
同三六	一、〇五八、九〇四	三六四、二二七		一五、七三七	一、四五〇、七八六
同三七	一、〇九四、九五一	三二六、五六〇		一〇、九二七	一、四四九、〇九八
同三八	一、三三四、〇三九	三三七、四〇八		一五、二三一	一、七〇一、二八九
同三九	一、三五七、八三一	三二四、六五〇		一一、五三〇	一、七一一、六〇四
同四〇	一、四八五、五五〇	三〇二、一九八		九、九一六	一、八一五、五一七
同四一	二、四六一、三〇三	三一二、一三二		一三、〇一〇	二、八〇四、六四二
同四二	一、六九六、四九一	三〇四、五二〇		九、〇七七	二、〇三一、〇九七
同四三	二、四七八、三二二	二六五、六八三		一五、四一九	二、七八四、五三一
大正元	二、七〇七、八九五			二〇、九〇八	二、七四五、一〇二
同四四	二、六九三、九六八			一三、七九七	二、七五〇、五二一
同二	二、三七六、四四四			一二、六七九	二、四一八、六五一
同三	一、七〇九、六三五			一三、九四八	一、七五一、〇三八
同四	一、三五三、五七五			一五、五〇四	一、三九一、六三八
同五	一、二八二、〇七四			二〇、二九〇	一、三二三、四〇三
同六	一、四三三、九七六			二三、四九九	一、四八〇、四七六

昭和						
元	二、六三四、六五四	二三、四五五	三三、四六二	二、六九一、五七一		
同 一四	四、七二八、五二二	七四、八四七	七三九、一五九	五、五四二、五二八		
同 一三	三、一六〇、三九一	六一、六〇四	六二五、三五五	三、八四七、三五〇		
同 一二	二、六六九、五八一	五一、七九四	三五、七五五	二、七五七、一三〇		
同 一一	三、七九三、一四八	四二、五五二	三二、二〇一	三、八六七、九〇一		
同 一〇	四、八五五、九五八	三四、七七〇	四四、一四五	四、九三四、八七三		
同 九	四、二〇九、二一三	三〇、五三四	五九、二〇三	四、二九八、九四八		
同 八	四、七五四、七一四	三〇、五四八	四四、二六二	四、八二九、五二四		
同 七	二、六三四、六五四	二三、四五五	三三、四六二	二、六九一、五七一		

第六節　專賣

第一款　總說

臺灣に於ける政府の專賣事業としては樟腦・食鹽・煙草・阿片及び酒類の五種あり。此等は其の起原・沿革・態樣・重要性等固より一樣ならざるものあるを以て、玆に彼此對照之を略述して、臺灣に於ける政府專賣事業の概觀たらしむべし。

先づ其の起原より見れば阿片專賣は最も早く、我領有後幾許もなく明治三十年一月臺灣阿片令を制定し、同年四月一日より之を施行したり。尋で明治三十二年四月には臺灣食鹽專賣規則を制定し同年五月十五日より之を施行し、同年六月には臺灣樟腦及樟腦油專賣規則を制定し、同年八月五日よ

り之を施行したり。煙草の專賣は右三者より稍遲れ、明治三十八年三月臺灣煙草專賣規則を制定し同年四月一日より之を施行し、更に酒の專賣は最も遲れ、大正十一年五月臺灣酒類專賣令を制定し、同年七月一日より之を施行したるものとす。而して此等各種專賣制度施行の目的も亦必ずしも一樣ならず。卽ち阿片專賣は所謂漸禁主義に基きて其の害毒の新なる蔓延を防止するを主眼とし、食鹽專賣は這個日常生活必需品の品質を統一改善し、市價を安定せしめ、自給自足を圖るを主眼としたるものにして、共に其の財政上に於ける收入は敢て期待せし所に非ず。又樟腦專賣は課稅主義の下に於ける樟樹濫伐又は粗製濫造等の諸弊を除去し、以て此の我國獨占產業の發達を期せしものにして煙草專賣は此の地に於ける風土に適應したる一新產業を興し、以て島內の自給自足を圖らんとし、更に酒類專賣は從來の酒類が酒精含有量多く、其の品質亦劣惡にして國民保健上遺憾大なりとし、之により品質の統一改良を圖らんとしたるものなるが、右三者は何れも此等の目的を達成すると同時に之により總督府の財政收入上に寄與する所あらんことを期待したるものとす。

各種專賣品の製造及販賣の態樣亦夫々特徵あり。卽ち阿片・煙草及び酒類の三種は政府之が製造を獨占し、樟腦は許可主義に依り特許を與へたる者をして之を製造せしめ、其の製品を政府に收納するものなり。又食鹽は當初以來久しく自由製造を認めたるも、大正十五年七月以降始めて許可主義を採用したり。次に販賣に關しては、阿片煙膏は特に指定したる取次人をして、特に許可したる請賣人に賣下げしめ、之をして公定價格に據り吸食特許者に對してのみ小賣せしむるものとし、樟腦は當初一手賣渡を爲したるも後政府の直營に改めたり。食鹽の販賣には多少の變遷ありと雖も、大體公定價格を以て特定機關をして販賣せしむる外、例外として中途より主として產業奬勵の趣旨により

特定用途に使用するものに對して一定制限の下に直接賣渡すことと爲し、煙草及び酒類は政府又は政府の指定したるものに限り、公定價格に據り之を販賣し得るものと爲したり。

次に各種專賣の財政上に於ける地位を見るに、先づ阿片收入は前述の如く其の期する所固より財政收入に非ざりしと雖も、阿片癮患者の蔓延の爲め當初より其の收入頗る多く、專賣開始の翌年度たる明治三十一年度に於て、其の收入三百四十六萬七千餘圓に昇り、之を同年度の總督府經常歲入決算額七百四十九萬三千餘圓に比すれば實に其の四割六分二厘强を占め、又歲入決算總額千二百二十八萬千餘圓に比すれば其の二割八分三厘强を占めたり。又煙草專賣を開始したる明治三十八年度に於ける諸專賣收入は、阿片收入四百二十萬五千餘圓、樟腦收入四百二十三萬五千餘圓、食鹽收入六十六萬七千餘圓、煙草收入百四十九萬六千餘圓、總計千六十萬五千餘圓にして、之を同年度總督府經常歲入決算額二千百六十九萬九千餘圓に比すれば其の四割八分八厘强を占め、又歲入決算總額二千五百四十一萬四千餘圓に比すれば其の四割一分七厘强を占め、更に酒類專賣を開始したる大正十一年度に於ては阿片收入六百四十四萬餘圓、樟腦收入千八十四萬五千餘圓、食鹽收入二百二十七萬二千餘圓、煙草收入千百十三萬七千餘圓、酒收入六百四十八萬二千餘圓、總計三千七百十七萬八千餘圓にして、之を同年度總督府經常歲入決算額八千百八十三萬二千餘圓に比すれば其の四割五分四厘强を占め、又歲入決算總額一億千三百四十二萬餘圓に比すれば其の三割二分七厘强を占め、更に大正末年度に於ては阿片收入四百二十五萬二千餘圓、樟腦收入八百二十二萬二千餘圓、食鹽收入二百二十九萬五千餘圓、煙草收入千三百九十萬八千餘圓、酒收入千四百萬九千餘圓、總計四千二百六十八萬八千餘圓にして、之を同年度總督府經常歲入決算額九千六百五十八萬八千餘圓に比すれば其の四割四分二厘强を占め、

又歳入決算總額一億三千百七十七萬八千餘圓に比すれば其の三割二分三厘強を占めたり。而して試みに大正末年度の諸專賣收入總額を同年度經常歳入中の租稅收入二千百九十一萬千餘圓に比すれば約其の倍額に達す。以て專賣收入の臺灣財政上に於ける地位の一斑を知るに足るべし。尙ほ專賣益金額は總督府專賣局設置初年度たる明治三十四年度には百八十萬四千餘圓なりしが明治三十八年度には三百七十七萬九千餘圓に達し、爾後累增して大正十一年度には千五百四十萬九千餘圓、昭和元年度には二千七十三萬三千餘圓に及びたり。之を表示すれば左の如し。

各種專賣事業益金高表

種別	明治三十四年度	同三十五年度	同三十六年度	同三十七年度	同三十八年度	同三十九年度	同四十年度
收入 食鹽	五、一〇、一〇三円	六七二、八一五円	四七二、八五一円	五五七、八七五円	六六七、三六九円	七二、四八八	七五四、四一四円
樟腦	三、二五三、三九一	二、五二八、八〇三	二、二五八、二七	三、六〇五、八八四	四、三三、三三三	四、八六五、二三六	七、二三一、八五三
阿片	二、八〇四、八九四	三、〇〇八、四八八	三、六九、三四三	三、七一四、〇一二	四、二〇五、八三〇	四、四三三、八六二	四、四六八、五一四
煙草	—	—	—	—	一、五〇〇、四四八	三、〇四四、五九三	三、五〇〇、八五二
諸收入	四四、八五八	五三、〇八八	八五、三七五	一三三、四八九	六八一	六八、五五一	九三、〇九八
計	六、六一三、三四七	六、二六二、一九四	六、四三五、七九七	八、〇〇一、二六三	一〇、六八七、六五二	一三、一三三、七三三	一六、〇三八、七三三
支出 合計	四、八〇八、四八六	三、六一四、二六一	四、五二七、四一二	四、八九五、三一三	六、九〇七、七六九	八、六五六、五八三	八、九二〇、二一七
差引益金	一、八〇四、八六一	二、六四七、九三三	一、九一八、三五五	三、一〇五、九五〇	三、七九、八八三	四、四六七、一三九	七、一一八、五一五

種別	明治四十一年度	同四十二年度	同四十三年度	同四十四年度	大正元年度	同二年度	同三年度
收入 食鹽	七四〇、二六三円	八八〇、二七四円	一、〇二六、三一五円	九二九、四五九円	八〇二、一八九円	九四七、〇八二円	九七八、三五二円
支出	四二、四四四	四七七、六八一	六〇〇、六五	五七六、六八九	五八七、二七八	五七六、五六八	七五三、三八二
差引益金	三八、八一九	四〇三、五九三	四二五、八八九	三五二、七四〇	二一四、九二	三六九、三二四	二七五、一六九

種別		大正四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度
樟腦	收入	五、六七〇、〇四九	七、一八一、一一五	八、六四五、一〇〇	七、九六一、七八八	八、三五〇、〇九〇	八、〇六二、七八二
	支出	三、八三九、九五三	五、六〇四、二三四	六、五〇七、三三〇	六、一七八、〇五三	七、七三二、九四九	六、一七八、〇三〇
	差引益金	一、八三〇、〇九七	一、五七六、九二一	二、一三七、八七〇	一、七八三、六五五	二、一四八、九三二	一、八八五、一五二
阿片	收入	六、七八一、五四八	六、七九五、一六五	七、六六九、一六七〇	七、九八一、一五三	七、六九三、九六一	七、六七四、六九二
	支出	四、六三、六八二	四、九一四、二六八	五、四七一、五八六	五、四七九、二四九	五、九四一、八六〇	四、八三〇、五三三
	差引益金	二、一一四、八六六	一、八八〇、八九六	二、三三〇、〇八四	二、三〇一、〇四四	二、二五九、七三八	二、八四四、一六〇
煙草	收入	四、〇三九、九八〇	四、四三六、八四九	五、一六〇、二四四	五、八八一、三五〇	五、七五三、三九二	五、九〇一、〇五一
	支出	二、一二〇、三五八	二、三五五、三九九	三、〇八一、四五〇	三、〇六三、二四二	三、三八一、八八一	三、四七五、四四五
	差引益金	一、九一九、六二二	二、〇八一、四五〇	二、〇七五、一二二	二、八二五、七〇二	二、五七二、一六〇	二、四四四、六〇五
合計	收入	一七、九二八、一四一円	一九、一四五、一四四円	二三、四四六、一〇〇円	二一、八六一、七八八円	二三、五七一、八八八円	二二、〇六二、七八二円
	支出	九、七一二、一四一	一一、六〇四、二三四	一三、五七〇、三三〇	一三、〇六三、一五六	一四、七三二、九四九	一三、一七八、〇三〇
	差引益金	八、二一六、〇〇〇	七、五四一、二一五	九、八七六、七七〇	八、七九八、七三二	八、八三八、九三九	八、八八四、七五二
食鹽	收入	六三二、五二八	九〇三、七六九	八三九、九六三	一、三五七、八四三円	一、三二八、一四三円	一、三五九、一五八円
	支出	二九四、七一三	三六五、六七六	五一八、〇八〇	八三九、一八六	九二、八四六	一、〇八〇、八三一
	差引益金	八、〇九七、九八三	一〇、一七三、八五七	一〇、二八〇、八三一	一〇、二八〇、八三一	一〇、二八〇、八三一	一〇、二八〇、八三一
樟腦	收入	六、一五二、二七九	七、六九三、二一七	七、五三六、五四一	七、一九七、七四三	八、四二一、〇三八	七、一九七、一七七
	支出	一、八四五、七〇四	二、四八一、六三九	一、八三六、一三九	一、〇八三、〇八八	四、七三四、一五四	二、二九七、六七六
	差引益金	四、三〇七、三七五	五、二一二、五七八	五、七〇〇、四〇二	六、一一四、六五五	三、六八七、八八四	四、八九九、一〇六
阿片	收入	七、九六三、五三七	一〇、五三〇、〇二九	一三、三九一、八四三	一三、八三九、一二六	一三、三八三、七四六	一三、一五九、八八三
	支出	四、七七六、六六四	六、三九九、八八七	八、二七一、九一六	八、九〇九、二七二	八、九九一、二七三	八、二七一、九一六
	差引益金	三、一八五、八七三	四、一三〇、一四二	五、一一九、九一七	四、九二九、九四四	四、三九二、八四四	四、九八七、八三
	收入	六、三三三、三九七	七、〇一四、八六五	七、一八八、〇九五	九、一一三、三九四	一二、三三三、四七九	一二、八七九、一五九

種別		大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
煙草	支出	三、五二九、四八六円	三、七〇七、九〇七円	三、九八二、一七九円	五、〇七五、四二〇円	七、一五七、〇〇三円	一〇、四九三、一〇九円
	差引益金	二、七〇三、九二一	三、三〇六、九五七	四、〇七七、四九四	四、〇七七、九九四	五、一五六、四七七	六、二六八、〇四九
合計	收入	三三、三二一、一六〇	二八、九八七、一九七	三三、〇八八、〇七五	三三、〇八八、〇七五	四二、二四二、八八〇	五〇、二五四、九九三
	支出	一五、一九〇、九五八	一八、六二三、七八二	二〇、二九二、二二四	三三、三四〇、一八三	二九、一九八、二五四	三八、八八二、四四八
	差引益金	八、〇八〇、一〇一	一〇、三七四、一五	一〇、五二四、六八一	一〇、七四七、八九一	一三、〇四六、六二六	一一、三五三、五四五
食鹽	收入	二、三七二、〇〇三円	二、九〇四、九四八円	三、七三一、一九九円	三、八三五、一五五円	三、八〇三、一九六円	三、七二五、四四九円
	支出	二、〇二九、九二二	二、〇四五、五八五	二、七九四、七〇四	二、七九四、七〇四	三、一四六、七四七	三、一四六、七四七
	差引益金	三四二、〇八一	八五九、三六二	七八、五七〇	一、〇四〇、八五一	七三〇、五一三	五六八、九七三
樟腦	收入	一〇、九六六、八一三	一七、〇九二、一二一	一八、二九〇、二五二	一五、三三三、三六五	一八、二四〇、六九〇	一五、〇五二、一八八
	支出	一一、九六一、六一七	一三、五四四、三三八	一六、四〇八、一六五	一三、九二五、二三五	一四、七三七、五七五	一四、四〇三、四四九
	差引益金	△九九四、八〇四	三、五四七、七八三	一、八六二、〇八七	一、三九八、一二九	三、四六七、一一四	一、〇〇二、六五九
阿片	收入	一三、五一二、六四五	一〇、一九二、三五六	三三、〇三五、九五四	一六、四二六、一二七	一五、九八七、二七三	一五、九五四、二八〇
	支出	八、七一九、三四九	六、八二四、七三二	五、七二八、二八九	九、三五九、八八九	一二、六二九、一九六	一二、三六九、九八一
	差引益金	四、七九三、二九六	三、三六七、六二四	七、三五五、六六四	七、〇六八、二四八	三、三六八、〇七六	三、五八四、四九九
煙草	收入	一五、七七九、一七七	一五、八九六、二二二	一二、六八六、四二七	一三、八三〇、三〇六	一七、七三五、四三八	一九、八二一、〇六四
	支出	一〇、四四五、五四八六	八、九四二、五〇六	八、九四五、八三四	九、二七四、八〇三	九、九四〇、八六七	一一、四八〇、八二七
	差引益金	五、三三三、六三〇	六、九五三、七〇五	四、三五五、六四五	四、五五五、六四五	七、七六四、五九二	八、三五〇、二五六
酒	收入	—	—	一七、八三二、一七二五	一四、八三二、一七二五	一九、九三七、八六三	二三、〇五一、二五〇
	支出	—	一二、七五九、五八四	一三、三六一、一六四五	一五、四七〇、〇七九	一六、〇五二、三五二	一五、八三四、四四九
	差引益金	—	六八〇、六一〇	五、四七〇、〇七九	四、一四四、三二二	三、八六五、五〇〇	七、二六八、八〇〇
合計	收入	四二、六三〇、六三九	五八、五二五、八三四	六七、七四〇、	六七、七四〇、	七五、六八八、一三一	七七、九四八、一七三
	支出	三三、一五八、四三五	四三、一六、七四〇	四七、七、六、一三五	四七、七、六、一三五	五六、四三、四三四	五七、二一四、九八四

差引益金	九、四七四、二〇三	一五、四〇九、〇八六	二〇、七四八、三九九	一九、五三〇、九五五	一九、二四五、七九七	二〇、七三三、一八九

（備考）一、本表に於ては資料の都合に依り明治四十年度以前に就ては事業上の收入實績及支出實績に依る單純なる收支差益を揭げ、四十一年度以降に就ては右收支差益に專賣物品繰越代固定資本增減價格等を加へたる總括計算に依る差益（純益）を揭げたり。

二、圓位以下は切捨とす。

三、本表中△印を附したるは損失とす。

第二款　樟腦專賣

第一項　序說

樟腦は東洋の特產にして、日本殊に臺灣に於ける主要產物なり。而して旣に古くより藥用又は防蟲用として世に知られたるも、當時は其の需要未だ今日の如く隆盛ならざりしが、偶々西曆千八百六十九年（明治二年）之を主要原料とするセルロイド製造法の發明あり、以來俄然其の需要を增大し、之が工業原料として盛に用ゐらるるに至りたり。臺灣に於ては古くより樟樹より樟腦を製造する方法を傳へ、淸國領有時代に在りて、旣に千八百六十年頃之を官の專賣と爲し、私に賣買するを禁じたることあり。然るに此の制度は幾許もなく英國政府の抗議に依り千八百六十九年限り廢止し、外國人も亦內地に入りて自由に樟腦を買ひ取る權利を得たり。後劉銘傳巡撫たりし時再び專賣を行ひたるも、千八百九十年に至り之を廢止し、我が領有直前に在りては其の製造を民間に委ね、之に課稅する方法を採用したり。我が領有後は從來の稅則を廢止し、新に樟腦樟腦油に對する稅則を設け、其の製造

取締を嚴にし、天產涸渴の豫防に努めたり。然るに樟樹濫伐、又は粗製濫造等の弊風百出し、曾に天與の國產を暴殄するのみならず、健全なる產業の發達を甚だしく阻害したり。玆に於て、政府は此の弊を匡し、兼ねて之に一財源を求めんとして之が專賣を決し、明治三十二年六月律令第十五號を以て臺灣樟腦及樟腦油專賣規則を定め、同年八月五日より之を施行したり。

第二項　樟腦專賣制度實施以前の取締

第一目　官木製腦の取締

明治二十八年五月、臺灣の我が版圖に歸するや、早くも同年十月日令第二十六號を以て官有林野及樟腦製造業取締規則を發布し、製腦業の取締方針を明示したり。蓋し前述の如く、淸國政府時代に於ける本島の製腦業は粗製濫造夙に其の風を爲し、商權は一に外商の掌中にあり、徒に其の事業の有利なるに著目して濫伐を顧みず、將に天與の富源を涸渴せしめんとしたるを以て、政府は之が取締法規の制定を急ぎ、或は舊政府の文書を檢し、或は故吏に就きて從來の制度慣習を調査し、以て右規則を制定せしものなり。其の全文左の如し。

官有林野及樟腦製造業取締規則（明治二十八年十月三十一日日令第二十六號）

第一條　所有權ヲ證明スヘキ地券又ハ其他ノ確證ナキ山林原野ハ總テ官有トス

第二條　臺灣受渡以前ニ淸國政府ノ許可ヲ受ケタル證アル區域ノ外ハ官有ノ林木ヲ伐採シ若ハ官有ノ林野ヲ開墾スルコトヲ得ス

臺灣受渡以前ニ淸國政府ノ許可ヲ受ケタル證ヲ有スル者ニアラサレハ樟腦ヲ製スルコトヲ得ス

第三條　臺灣受渡以前清國政府ノ許可ニ依リ官有ノ林木ヲ伐採シ若ハ官有ノ林野ヲ開墾シ若ハ樟腦ヲ製造スル者ハ地方官ノ定ムル期日内ニ左記ノ事項ヲ具シタル認許願書ヲ作リ清國政府ノ許可證ヲ添ヘ地方官ニ差出スヘシ

林木伐採ニ關スルモノ

一　山林ノ名稱位置及境界(圖面添)
二　山林ノ見積リ面積及樹木概數
三　伐材ノ用途搬出ノ通路及送付先
四　伐木結了ノ豫定期日

林野開墾ニ關スルモノ

一　土地ノ名稱位置及境界(圖面添)
二　土地ノ見積リ面積
三　立木ノ種類概數用途及送付先
四　開墾結了ノ豫定期日

樟腦製造ニ關スルモノ

一　樟腦製造所ノ位置
二　樟林ノ名稱位置及境界(圖面添)
三　樟林ノ見積リ面積及樟樹概數
四　樟腦製造竈及鍋ノ數
五　雇人數
六　一日ノ樟腦製産豫算高
七　樟腦搬出ノ通路及送付先

八　樟腦製造結了ノ豫定期日

第四條　地方官ハ前條ノ願書ヲ認許スヘキモノト認ムルトキハ訂正ヲ命スルコトヲ得

地方官ハ認許願書ニ記載ノ事項ヲ不完全ト認ムルトキ若ハ清國政府ノ許可證確實ナラスト認ムルトキ

第五條　地方官ノ定ムル期日内ニ認許願書ヲ差出ササルトキ若ハ故意ヲ以テ事業結了ノ期日ヲ遲延セシムルト認ムルトキハ地方官ハ其用ニ供シタル物件及生產品ヲ差押ヘ臺灣總督府民政局長ノ認可ヲ經テ之ヲ沒收スルコトヲ得

第六條　第二條ニ違背シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ第五條ノ處分ヲ爲スヘシ

第七條　第二條ニ違背シタル所爲ヲ助ケタル者ハ二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條　指定ノ期日内ニ罰金ヲ納メス督促ヲ受ケテ尙十日以内ニ完納セサルトキハ其材產ヲ公賣シテ罰金ニ充テ殘餘アルトキハ本人ニ還付ス

卽ち其の大要は(一)本島授受以前に於て清國政府より受けたる製腦の許可證を有する者に非ざれば、製腦に從事するを得ざることとし(二)現に製腦に從事する者は各地方長官の所定期日内に右清國政府の許可證を添附して、規定事項を具備したる認許願書を差出して認許を受くべく(三)若し認許願書を差出さず、又は許可證確實ならずと認むる等の場合に於ては、生產品竝に製造の用に供したる物件を差押へ沒收することを得と爲したるものにして、其の根本方針が明らかに新規の製腦を認めざりしに在りしを知るべし。

右規則の發布と同時に訓令第十七號を以て之が取扱方を各地方長官に通達したり。卽ち左の如し。

官有林野及樟腦製造業取締規則ニ關スル心得（明治二十八年十月三十一日訓令第十七號）

一　清國政府ノ許可證ハ臺灣樟腦硫黄總局又ハ撫墾局又ハ樟腦稽查局又ハ其他ノ官衙ヨリ給發シ地方官ニ於テ確實有效ト認ムルモノタルヘシ

二　認許願出期限ハ現ニ民政ヲ施行セル地方ニ於テハ規則ヲ領受シタル時ヨリ三十日トシ未タ民政ヲ施行セサル地方ニ於テハ其施行後三十日ト定ムヘシ

三　認許證ハ地方官適宜之ヲ定メ其樣式ヲ民政局長ニ報告スヘシ

四　認許證ヲ與ヘタルトキハ其姓名住所及規則第三條ニ揭ケタル事項ヲ民政局長ニ報告スヘシ

右に基き各地方長官は製腦認可出願期限を明治二十八年十二月二十日と定め、之を告示したるも期日迄に認可を申請したるものは僅に一件に過ぎず。然し乍ら之れ改隸早々、人民の法治に馴れざるの致す所なるべきを以て、之により直ちに認可の處分を了りたるものと爲すは酷なるにより、更に出願期限を延期して翌二十九年二月二十八日迄と爲し、併せて明治二十八年五月以前より在留せる支那人は當分本島人と看做し、清國政府の製腦許可を認めたるも、從來條約上內地に入りて居住し又は營業するを得ざる爾餘の外國人は、清國政府の製腦許可を得たるものと認むべからざる旨を宣明したり。斯くして所定の期日迄に願書の提出せられたるもの六十六通に上りたるも、其の添附せる清國政府の許可證は概ね信憑し得べからざるもの多かりき。然し乍ら之に對して一々嚴重なる查檢を下すは妥當ならずと爲し、種々なる事情を酌量し、右の內三十七件を認許して之が處分を完了したり。而して取締規則に依れば右認許者以外の從前の製腦者に對しては、當然地方官に於て其の生產品及び製腦用物件を差押へ得るものにして、事實一二の地方に於ては假借なく右の處分を斷行し之が爲に出資經營者たる外商との間に種々なる問題を惹起したり。仍て之が處分は地方官に於て經伺の上決すべき旨を訓令し、又明治二十九年六月府令第十三號を以て次の如き樟腦製造業取締細

則を發布し、製腦許可に就き精細に規定し、且つ新に民木製腦の途を開きたり。

樟腦製造業取締細則（明治二十九年六月十九日臺灣總督府令第十三號）

第一條　明治二十八年十月三十一日日令第二十六號樟腦製造業取締規則ニ依リ與フヘキ認許期限ハ滿三箇年以内トス但明治三十年五月八日ニ至リ日本國臣民トナラサル者ニ就テハ期限内ト雖其認許ハ消滅スルモノトス

第二條　民木ヲ以テ樟腦ヲ製造セント欲スルモノハ民有タルノ證據書類ヲ添ヘ第一號書式ノ願書ヲ所轄撫墾署長ニ差出シ其許可ヲ受クヘシ

第三條　撫墾署長ハ官有林野及樟腦製造業取締規則第三條竝前條ノ出願ニ就キ民政局長ノ指揮ヲ受ケ認許スヘキモノニハ第二號及第三號書式ニ依リ認許證ヲ與ヘ認許スヘカラサルモノニハ願書ノ末尾ニ其理由ヲ記シ年月日署長名ヲ記シ捺印ノ上却下スヘシ

第四條　撫墾署長ハ樟腦製造ノ認許ヲ與ヘタルトキハ認許證ニ照シテ其場所及製腦竈等ヲ點檢スヘシ

第五條　樟腦製造人前條ノ點檢ヲ受ケタル後特別ノ許可アルニ非スシテ六十日ヲ經過スルモ仍製造ニ著手セサルトキハ撫墾署長ハ民政局長ノ認可ヲ經テ其認許ヲ取消スコトヲ得

第六條　樟腦製造人ハ毎月十日迄ニ前月分ノ產額ヲ所轄撫墾署ニ屆出ツヘシ

第七條　樟腦製造人其事業ヲ完了シ若ハ停止シタルトキ又ハ製腦竈ヲ減少シタルトキハ七日以内ニ所轄撫墾署ニ屆出ツヘシ

第八條　樟腦製造人ハ所轄撫墾署長ノ許可ヲ得スシテ製腦竈ヲ增加スルコトヲ得ス

第九條　官林ニ於テ樟腦ヲ製造スル者ハ特ニ許可ヲ受クルニ非レハ製腦用ニ供スル樟樹ノ外一切ノ木竹ヲ伐採スルコトヲ得ス

第十條　樟腦製造ノ認許ヲ受ケタル者之ヲ他人ニ讓與セント欲スルトキハ第四號書式ノ願書ヲ差出シ所轄

撫墾署長ノ許可ヲ受クヘシ但譲受人ハ譲渡人ニ認許シタル條件ヲ遵守スヘシ

第十一條　樟腦製造人代理人ヲシテ諸般ノ事項ヲ處辨セシムルトキハ委任狀ヲ添ヘテ其旨所轄撫墾署ニ届出ツヘシ

第十二條　樟腦製造人ハ雇人ノ住所氏名ヲ所轄撫墾署ニ届出ツヘシ増減變更アリタルトキモ亦同シ

第十三條　撫墾署長ハ保安上必要ト認ムルトキハ民政局長ノ認可ヲ經テ事業ノ中止ヲ命シ又ハ樟腦製造ノ認許ヲ取消スコトヲ得

第十四條　第八條及第九條ノ規定ニ違背シタルトキハ撫墾署長ハ民政局長ノ認許ヲ經テ其事業ヲ差止メ物件ハ總テ之ヲ沒收ス

第十五條　第十條ノ規定ニ違背シタルトキ第六條ノ届出ヲ爲サス若ハ虚僞ノ届出ヲ爲シタルトキ又ハ地方人民ニ對シ强談詐僞脅迫其他不正ノ所爲アリタルトキハ撫墾署長ハ民政局長ノ認可ヲ經テ其事業ヲ差止ムルコトヲ得

（書式省略）

然るに從來の製腦業者中本島受授以前より現に製造に從事するものにして、取締規則第二條に依り規定の證憑を提出し、營業認許を出願すること能はざりし者に對し、俄に業務停止の處分に附するは苛酷なるを以て、同年七月二十日府令第十四號を以て「樟腦製造出願方ノ件」を公布し、斯かる者に對する救濟手段として、取締上適當と認むる場合は更に製造を許可することと爲したり。

次に樟腦製造業は蕃地開發上に至大の關係を有し、之を利用する時は爲に撫蕃上の便宜を得べく若し又蹉跌する時は大なる障碍たるべきを以て、大いに愼重を加へざるを得ず。蓋し蕃人撫育の方法宜しきを得て、製腦者の雇使に應じて製腦業に從事せんか、製腦業の隆盛に伴ひ蕃人も亦相當の利益を得べく、撫蕃上亦益々好結果を招來すべし。然るに往々密造者多くして、此等は單に自己の利益

にのみ汲々として蕃人と衝突する者勘からず、官許の製腦者にして尚且つ此の弊あるを免れず。明治三十一年八月新埔辨務署長は製腦者取締に關して臺北縣知事に對し、一篇の意見書を提出したり。右意見書は這間の消息を明白に物語るものなるを以て次に之を掲ぐべし。

製腦業者取締の件

樟腦製造業は撫墾事務中最要の者にして、其存廢は一に蕃人撫育の如何に因る者に有之候。而して製腦業と蕃人撫育は實に蕃界の安寧に密接の關係を有し候儀と愚考致候。故に若し蕃人撫育の方法宜きを得て製腦業隆盛ならん歟蕃人も之に由て相當の利益を得べく、又腦竈を建設し以て蕃界の障壁となせば、土人部落は安寧を保つ事を得べし。然れども製腦に從事する者は概ね無賴の徒にして、稍やもすれば蕃人を侵害し、其憤怒を惹起し、因て以て該業の廢止を招致し、且つ其餘波延いて蕃界の安寧を攪亂するに至る。近くは五指山地方に於ける昨年中に於ける擾亂の如きは實に戒愼す可き事と存じ候。五指山地方に於ける腦竈の不法なる、屢は蕃人を欺き蕃産を騙取し、或は蕃婦を姦する等の事ありしか、終に蕃人の憤怒を招き、一朝其襲撃に遇ひ、先年來旺盛を極めし同地方の製腦業も終に一朝にして廢絶するに至れり。蕃人の無智矇昧なる已に腦竈を打壞せしも尚ほ滿足せず、進て各村落を襲ひ、土人は家屋を棄て退散するに至れり。其他の地方に於て開墾せし者も、概ね三月乃至六月にして蕃人の爲め驅逐せられ、能く其業を永續する者なし。是れ畢竟蕃人の無智兇暴なると、土人の貪慾不法なるに由ると雖ども、當局者の管理不行屆なるも亦其一因たるを免れず。若し當局者にして常に民蕃の間に立ち之を調理せば、如斯大事に至らざるべしと被存候。然るに從來其局に當る者、之に干渉するを避け、力めて民蕃の自爲に放任せし爲め、屢は蕃界の紛擾を生ずるに至る。是豈に當局者たる者何ぞ其責を辭する事を得ん哉。熟々製腦者の開墾計畫を觀るに、先つ蕃人に交渉し之に贈るに酒肉を以てし、其承諾を得て開墾し、其開墾するに當ても蕃人を延いて數次酒肉を給與す。而して已に腦竈成るに及びては其時日を經るに從ひ漸やく饗給の數を減ず。蕃人は之に反し逐日其慾心を增長し、屢は酒肉を討求す。前者は之を減ぜんことを謀り、後者は之を增さんことを欲す。勢ひ衝突するを免れず。加之ならず、不良なる腦丁等は蕃人を侵害し、其作物を竊取する等の行爲をなし、紛擾を惹起するに至る。故に自今腦竈を開設せしむるに當ては、之か主任なる者力めて民蕃の間に立ち之を調理し、民蕃をして私に交渉せしめず、且つ腦竈をして酒肉を給與し一時の歡心を買ふ如き事を禁じ、之に換ふるに前政府の例に倣ひ、山工金を給せしめば、必ず永久に其業を營む事を得ん。前政府の時に在ては、撫墾局に於て腦灶毎份に付一箇月金參十錢乃至金五十錢を徵收し、之を蕃人に給與せり。故に製腦業者と蕃人は利害の點に於て密接なる關係を有するを以て、自今此制に倣ひ腦寮をして山工金を給せしめ、製腦者と蕃人とをして利害の關係を密接ならしめ蕃人をして其腦寮を逐ふは自ら其利源を絶つ所以たる事を覺知せしめ、又一面には腦寮の管理を嚴にし、腦丁等をして蕃人を侵害せしめざれば以て製腦業を永續する事を得ん。當管內馬武督竝に加那排地方に於ては、去る二十九年三月新竹支廳出張所員某蕃人を說諭し腦寮をして山工金一箇月一份金三十錢を給與せしむる事を約し腦寮を開始せしめたり。故に二十九年中は製腦業甚だ旺盛なりしが新竹支廳員も爾後之を放任し、敢て管理せず。次に同年七月に至り、五指山撫墾署開廳ありしに、該蕃人より腦寮は契約に違背し山工金を給せざる旨數次訴へ出でしも直に之を處分せず等閑に附せしより、終に去る三十年一月に至り蕃人蜂起し、一夜の中に各所の腦寮は悉く灰燼となれり。爾後馬武督地方の蕃人常に不穩の擧動あり、官署の命令に信從せざるは蓋し新竹支廳竝に五指山撫墾署が當時に於て處分を誤り、其威信を蕃人に失せしに由るならん。故に方今に於て腦寮を開設し、之が管理を嚴にし、以て官署の威信を示すは、政略上に於ても亦た必要と存じ候。依て自今製腦業を出願する者有之候ば、蕃界に夥多散在し雨露の爲め空しく朽腐しつつある樟株を臺灣官有森林原野產物賣渡規則に據り拂下を出願せしめ、其御許可を得て更に右樟株を以て民木製腦を出願せしむる樣致度、如此方法を以て製腦を許し、腦寮を開設せしめば之に由て官署の威信を復し、又蕃地を遮斷するを得て當時退散したる村落も漸次歸來し、荒蕪したる田園も再び耕作する事を得ん。加之ならず腦寮開設の曉には國庫の收入を增加候儀と存候。今假に腦灶千份を設くるとし、一份一箇月の產出腦百斤油五十斤とすれば、一箇年千份の產出高腦百二十萬斤、油六十

萬斤此腦稅金十二萬圓油稅金一萬八千圓其他森林收入金三千圓、合計金十四萬一千圓の收入を得るの見込に有之候。果して然らば製腦業は唯に撫墾政略上のみならず、國家經濟上よりも之を保護奬勵せざるを得ざる者と信じ候。右製腦者の不法を管理し、該業の永續を保持し、併せて森林の荒廢を防止せん爲め、且つ方今管下に於て製腦を出願せんと企畫する者も有之哉に聞知候間、製腦者心得書を設け、製腦御許可の際之を交付し、之に準據し以て製腦に從事せしめ候樣致度、卽ち左案相添此段上申候也。

右にいふ「製腦者心得書」は次の如き內容にして、第六條を除き之を認容せられたり（文中「出草」とは蕃人が首を獵る目的の爲め準備して出發することを云ふ）。

製腦者心得書

第一條　製腦者ハ樟腦製造業取締細則ノ旨趣ヲ遵守スルハ勿論凡テ官署ノ命令ニ從フヘシ

第二條　製腦者ハ蕃人ニ交涉ヲ要スルトキハ必ス當署第三課出張所ニ屆出テ其指揮ヲ受ク可シ敢テ私ニ交涉スルコトヲ許サス

第三條　製腦者ハ能ク腦長腋首以下ヲ管理シ山場ニ於テ蕃婦ヲ恥シメ或ハ蕃園ヲ荒シ若クハ其作物ヲ竊取シ又ハ其承諾以外ノ地ニ侵入シ竹木等ヲ伐採スル事ヲ許サス

第四條　製腦者ハ腦長腋首以下ヲ管理シ山場ニ於テ密ニ蕃人ト物品ヲ交換賣買スル事ヲ許サス

第五條　製腦者ハ腦長腋首以下ニシテ若シ第三條第四條ヲ犯シ蕃人ニ損害ヲ加フルトキハ其加害者ヲシテ相當ノ辨償ヲナサシム可シ若シ加害者不明ナルトキハ腦長腋首ヲシテ代償セシメ否サレハ自ラ之ヲ代償ス可シ

但シ辨償ノ如キハ必ス第二條ノ旨趣ニ從ヒ當署第三課出張所ニ屆出テ其指揮ヲ受ク可シ

第六條　製腦者ハ蕃人ニ對シ山工金トシテ每月每份金三十錢ヲ給與ス可シ

但直接之ヲ給與スル事ヲ許サス必ス每月一定ノ期日ニ於テ之ヲ該管街庄長ニ納付ス可シ

第七條　製腦者ハ若シ兇蕃出草シ之ヲ捕捉スルトキハ卽時當署第三課出張所又ハ當署巡查派出所若クハ巡回ノ所員ニ屆出テ其指揮ヲ受ク可シ敢テ私ニ殺戮スル事ヲ許サス

第八條　製腦者ハ若シ兇蕃出草シ之ヲ打殺スルトキハ卽時ニ當署第三課出張所又ハ當署巡查派出所若クハ巡回ノ所員ニ屆出テ其指揮ヲ受ク可シ敢テ濫リニ慘害ヲ死屍ニ加フル事ヲ許サス

第九條　製腦人ハ薪材ヲ伐採スルニ當リ濫リニ火ヲ放チ山場ヲ燔燒スル事ヲ許サス若シ防蕃ノ爲メ燔燒ヲ必要トスルトキハ當署第三課出張所ニ屆出テ其許可ヲ受ク可シ

第十條　製腦人ハ薪材ヲ伐採スルニ當テ左ニ列記セル樹木ヲ伐採スルヲ准サス必ス之ヲ保存ス可シ

山參樹　百色樹　鷄油樹　桐樹　赤柯樹　九讚樹　鋒樹　楠樹　小樟樹　阜繰樹

第十一條　製腦人ニシテ若シ心得書ノ主旨ニ違背シ敢テ官署ノ命令ニ服從セス蕃界ノ安寧ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ樟腦製造業取締細則第十三條ニ據リ停業ヲ命スル事アル可シ

第二目　民木製腦の取締

明治二十八年十月、日令第二十六號官有林野及樟腦製造業取締規則に於ては單に官木製腦に就てのみ規定し、未だ民木製腦のことに及ばず、同二十九年六月に至り府令第十三號樟腦製造業取締細則を以て、始めて民木製腦を認めたること前述の如し。然るに右に基き民木製腦を出願する者あるに及び、之が處理上官民有の區別を明らかにすべき必要を生じたり。而して蕃地の山林原野に就きては、其の住民は素と各自割據して己が部落を主宰し、其の部落に屬する山林原野は自由に取扱ひ、其の所有に屬することを確信したり。故に此等を一朝官有と爲し、彼等の開墾伐採を拘束する如きは、固より其の策を得たるものに非ず、直ちに其の感情を攪亂し、紛擾を惹起すべきは論を俟たず。然し乍

ら官民有の區分の如きは、事固より重大にして輕々に之を決すべき問題に非ず。緊急に迫れる民木製腦に關しては差當り一定の標準を設けて之を處理せざるべからず。仍て明治二十九年九月、各撫墾署長に內訓を發し、民有たるの證據書類完全なるもの、或は樹木植付又は森林養護の事跡ある土地にして、植樹者又は養護者明確なるもの、及び事實上所有の事跡明らかなるものは、之を民木として取扱ふこととし、別に清國政府より開墾の許可を得たる區域內の樹木は、民有たるの證據書類完全なるものとして取扱ふこととしたり。但し清國政府の與へたる證據書類の內には無效のもの尠からざるを以て、右の內有效と認められるるものに限るは勿論とす。

第三項　樟腦專賣の實施

第一目　實施の經過

我が國の臺灣領有以後、樟腦製造に關して先づ之が取締規則を發布し、次いで樟腦稅則を施行して製造稅を賦課し、且つ舊政府時代より旣に久しく外商の掌握せる製造及販賣の權利回收を圖り、以て製腦界多年の積弊を芟除するに努めたること上述の如し。然し乍ら其の取締は尙ほ十分なり難く、業者中には取締の不備に乘じて樟樹の濫伐或は樟腦の密造を企て、延ては臺灣樟腦の聲價を失墜して顧みず、而も百斤に付樟腦十圓、樟腦油三圓の課稅すらも之を重しと爲して苦痛を訴へ、脫稅又は密輸入を計らんとするもの續出したり。斯くて此の情勢を其の儘放任せんか、品質の改良、原料の保護を圖るに遺憾尠なからず、殊に其の利益は外商の壟斷に任ぜざるを得ずして、此の好個の自然的獨占產業を衰頹せしむべきは瞭然たるものありたり。之れ樟腦專賣制施行の議を促したる所以なりとす。

政府は明治三十二年六月律令第十五號を以て臺灣樟腦及樟腦油專賣規則を定め、同年八月五日より之を施行したるも、今之が制定に至る經過に就き一言すべし。明治三十一年三月、內地の樟腦精製家松田茂太郎は總督府に對して臺灣樟腦專賣のことを建議し、次いで同年九月「臺灣樟腦專賣私見」と題して左の如き注目すべき一篇の意見書を提出したり。

臺灣樟腦專賣私見

臺灣樟腦は實に我國の一大富源にして濫製濫賣の弊を矯正し之を專賣となし適度に販賣せば總督府の歲入六百萬圓を得ること難しとせず。惜い哉取締規則の完備を缺き、弊害百出徒らに富源を涸らさんとす。今に當つて取締を嚴重にし、永遠に富源を涵養するの策を立てずんば他日悔ゆとも及ぶべからざるに至らん。是れ某の自ら揣らず、敢て私見を呈して當路者の參考に供せんと欲する所以なり。幸に瀏覽を玉はば國家經濟上の一大利益なるべきを信ずるもの也。

昨明治三十年中臺灣に於ける樟腦の產出額は約七百萬斤なるべし。之れに內地產出の樟腦約二百萬斤を加ふれば、昨年中の產出總額は約九百萬斤とす。

內地の產額約二百萬斤の內約五十萬斤は昨年中臺灣より輸入したる樟腦油約三百萬斤より製造せし所謂再製樟腦に屬するを以て、全く內地の產額は僅に五十萬斤に過ぎざるなり。

當業者の說に曰く、現今世界に於ける一ケ年の需用高は約四百萬斤乃至五百萬斤なるべしと。此說にして誤りなきものとすれば、昨年中の產額約九百萬斤は需用に超過する事正に二倍なり。此の如く多額を產出するは偶々以て價格を低落せしむるの媒介に過ぎざるを以て臺灣一ケ年の產出額を三百萬斤迄に制限する事最も肝要なりとす。三百萬斤を製するに付て生ずる所の樟腦油を約百五十萬斤とすれば、之れより又更に約七十五萬斤の再製樟腦を得べし。之れに內地の產額五十萬斤を加ふるときは、一ケ年の產出額は四百二十五萬斤にして、始めて需用と權衡を保つを得。但し專賣の結果腦價の騰貴するときは內地の產額一時は二倍若く

は三倍に上る事あるべしと雖も久しからずして平順に復し現時の産額より却て大に減少するに至るべし。需用と供給と其平衡を失はざるの度に於て之れを製造販賣するに於ては百斤に對し二百圓の價を保つ事の容易なるのは今更喋々を要せざれども今姑く三百七十五萬斤の樟腦を精製し（精製樟腦約三百五十萬封度を得）其壹封度を壹圓五十錢に販賣するものと假定すれば五百二十五萬圓を得べし。若し之れを貳圓に販賣するときは七百萬圓を得るなり（精製樟腦一封度に付一圓五十錢に販賣すべきものは約百七十圓に當れり）。に付約百貳拾圓に當り貳圓に販賣すべきものは約百七十圓に當れり）。

昨三十年中臺灣の樟腦事業は五千萬圓を暴殄したり。

現今臺灣の樟腦事業たるや實に濫造の極點にして未だ曾て今日より甚しきはあらざるべし。之れ蓋し我版圖に屬してより日未だ淺く萬事草創の際なるに由るは勿論なれども亦大に其方法の良しからざるに由らずんばあらざるなり。

夫れ臺灣に於て樟腦の製造を許可されたるものは唯年期と釜數に制限を設けらるるに止まり製造上に就ては何等の法則もなければ取締りもなく一に製造者の勝手に放任して毫も制裁を加へられざるが故に製造者は樟樹の生立する所に就き先を爭ふて釜を築き樟樹を濫伐して出來得る限り多量の樟腦を製造するを以て目的とし其他の利害は毫も顧みざるに至れり。而して製造したる所の樟腦に對しては百斤に付拾圓の稅を徵收せらるる法則あれども種々の手段を以て脫稅を謀り密輸出を爲すもの多しと云へり（關稅も共に脫するものなり）。

凡そ樟樹は其性質に依て腦量に大差あれども地上四五尺迄の所に於て最も多量の腦分を含有し枝及株根は漸く腦量を減少す。其腦分の多き部分を以て製造せば一日の採腦量十斤乃至二十斤を得れども枝若くは根を以てせば僅々一二斤にも足らざる事あるのみならず其勞力及費用は反比例を以て增加するが故に現今臺灣の樟腦製造に從事する者は皆費用を少なくして可成多量の樟腦を得んと欲し一本の樟樹を伐採するや腦量の饒多なる一小部分を採收し其殘餘は空しく之れを放棄して又他の樟樹を伐採し全く製造の料に供するところの部分は僅かに二十分の一乃至三十分の一に過ぎずと云ふ。今此の放棄に屬する部分を假りに十分の九として算出せば昨年中に七百萬斤を製造する爲めには實に七千萬斤を製造し得べきだけの樟樹を濫伐したるものにして其六千三百萬斤を製し得べき原料は全く之れを暴殄したり。試みに此暴殄したる樟樹を以て需用の度に應じ一ケ年三百萬斤を製造するものとすれば優に二十三ケ年間の原料に供するを得べし。又た此の暴殄したる六千三百萬斤の樟腦を當時神戶の市價四十三圓を以て積算せば正に二千七百萬圓の巨額に上る。若し濫造を戒め需用の量を度りて製造販賣するに於ては假令總督府の專賣と爲さざるも百斤八十圓以上の市價を保つ事は容易なりとす（一昨年臺灣樟腦の濫出せざる以前に於ては九十五圓の市價ありし）。然るときは三十年中臺灣に於て斯業の爲めに暴殄したる金額は實に五千萬圓以上の巨額なるにあらずや。惜みて尙餘りありと謂ふべし（樟腦の根株は時日を經過するに從て腦分の減少は免がれざれども大に崩芽せざるに於ては（追芽するときは稍大に稀薄となる）他日尙製腦の材料に供するを得べし。然れども幹枝は腦分早く飛散するが故に數年の後は全く樟腦を製造する事能はざるに至る）。

樟腦事業は總督府の直轄に歸せしむべし。若し直轄事業と爲す事能はざれば製造上に就て嚴法を設くるを要す。

臺灣の樟腦事業は如何なる事情の存するあるも不撓の決心を以て斷然百難を排し一日も速に之れを總督府の直轄事業に歸せしめ而して國の利益を保護せざるべからず。若し一日處分を緩ふするときは日に空耗する所實に十餘萬圓の巨額に上るのみならず荏苒歲月を經過するに於ては終には世界無二の天物を暴殄し盡すに至るべし。然れども若し止むを得ざるの事情により今俄に悉く之れを總督府の直轄事業と爲し能はざらんか尙ほ一策あり卽ち旣に許可せられたるものにして現今製造しつつある所のものは年期の滿つるまで姑らく之れを其儘に据置き其製造上に就て取締りの法則を設け監督を嚴密にし製腦所每に必ず監督員の派出を要す。濫伐濫造を戒めて産額を適度の數量に制限し其製造したる樟腦及樟腦油は悉皆之れを買上げ精製の上一手に販賣せしむるの方法を設くべし。此の如くするときは必ずしも直轄事業と爲さざるも自から

總督府專賣の目的を達する事能はざるに非るなり。今少しく之れを左に說かんに、其製造上に就て取締り法則の大綱左の如し。

釜は監督員に於て一々其位置を指定して之れを築かしたるものにして苟も製腦の原料に供し得べき部分は根株より枝に至るまで悉皆採り盡したる後に非ざれば、他の樟樹を伐採せしむべからず。若し指定外の樟樹を伐採したるものあるときは、盜伐を以て論ずるは勿論製造の許可を取消すべし。

伐採を許すべき樟樹は監督員に於て一々之れを指定し、而して一たび伐採したるものにして苟も製腦の原料に供し得べき部分は根株より枝に至るまで悉皆採り盡したる後に非ざれば、他の樟樹を伐採せしむべからず。若し指定外の樟樹を伐採したるものあるときは、盜伐を以て論ずるは勿論製造の許可を取消すべし。

現今許可せられたるものに對し其年限中之れを其釜に据置き、唯製造上に就て取締の法則を設けらるるのみにては、產額は依然として減少せざるべきやの懸念を生ずるならん。然れども幷は少しも憂ふるに足らず。

何者現今の製造者は腦分の最も多量なる一部分を選で濫伐濫造するが故に、日に十斤乃至二十斤の樟腦を採取し得れども、法則を設け監督を嚴しくして枝及根株迄悉く製造せしむるときは、日に得る所五斤か八斤に止まり、必ず現時の半額以下に減少するを以て、一ケ年七百萬斤の產出高は三百萬斤か三百五十萬斤位に減少するに至るなり。然るときは製造人は其製造高を半減せられ從て大に利益を減殺せらるるの恐れあるが如くなれども實際は却て大に之れに反し製造人は勿論之れが勞働者も皆共に相當の利益を得るに至るべし。何者目下其製造する所の量は多額なるべきも濫造の結果腦價は低落の極點に達し利益を得るものは甚だ寡くして損失を招くものは甚だ多く、臺灣の樟腦事業は官民共に損失を招きつつあるものなるに、今樟腦は百斤に付五十圓(臺北の市價三十圓より三十三四圓の間にあり)、樟腦油は十五圓乃至二十圓の代價にて買上げらるるものとするときは如何な製造人及勞働者も皆共に相當の利益を得ざるものなきに至るべければ也。若し五十圓にても尙利益を得る事能はずと云ふものあらんか更に相當の利益を得べき丈の代價を以て買上げられて可なりとす。

或は曰ん兩三年來濫造の結果樟腦の各地に堆積するもの甚だ多し。故に今俄に產出額を減少し專賣法を設けらるるも幾多の日月を經過するの後にあらざれば目的の價を保つに至らざるべしと。一理あるが如くなれども、却つて大に事情に通ぜざるの說と云ふべし。玆に一例を擧げて證すべし。夫れ一昨年總督府より從來緣故あるものには樟腦の製造を許すべき旨を公布するや、九十五圓の腦價は一瀉千里の勢を以て僅々四五十日の間に五十圓に下低し、それより商況沈靜の一方に傾き腦價は尙ほ益々低落して止まらず遂に四十一二圓に至り、其儘挽回する事能はずして今日に及べり。當時樟腦の產出未だ多きに非ざれども一片の布令市場に影響する事斯の如し。故に一たび專賣の法を設けらるるに於ては腦價は忽ち騰貴し、目的の價を以て販賣することを得るは洵に容易なりと信ずるなり。

樟腦事業に就ては相當の經費を要す。經費を惜むときは却て損失を招くべし。

製造上に就て取締の法則を設けらるるに於ては、之れに伴ふ相當の經費を要するは素より當然にして、之れが爲めに國の利益を保護し、併せて大に歲入を增加するものなり。其の見積り金額如何。曰く、三百七十五萬斤の樟腦を百斤に付五十圓の代價にて買上げらるるものとするときは、此代金百八十七萬五千圓、之れに精製費約四十二萬五千圓を加へ尙製造所の監督其他取締に關する經費を百萬圓と見積り、合計三百三十萬圓の經費を要す(樟腦油の買上げ代價百斤に付拾五圓乃至二十圓とし、之れに再製費を五圓と見積るときは、再製樟腦百斤に付三十五圓乃至四十五圓に當る。然れども今他の樟腦と同く百斤に付買上代價を五十圓として計算せり)。三百七十五萬斤の樟腦を精製して約三百五十萬封度の精製樟腦を得べし。之れを一封度一圓五十錢に販賣せば、五百二十五萬圓を得、二圓に販賣せば七百萬圓を得るなり。此內より前項の經費を控除するときは一は百九十五萬圓の利益を得、一は三百五十萬圓の利益を得るなり。之れを現今の歲入に比すれば、同日の論にあらざるのみならず、一方には樟樹の濫伐を防ぎ以て年々暴殄する所の莫大なる損失を免がるるを得るなり(樟腦油の未だ樟腦を再製せざるものを生油と唱へ、又再製したる後の樟腦油より赤油白油の二種を得るなり。歐米に於て樟腦油と稱するものは即ち是れなり。今百五十萬斤の生油を再製するときは、約七十五萬斤の樟腦と三十七八萬斤の赤油白油を得べし。此二種の油を百斤に付拾圓に販賣するときは又殆んど四萬圓の代金を得るなり)。

樟腦は精製するに非ざれば取締上及び販賣上大なる不利益あり。

粗製樟腦（未だ精製せざる樟腦を總稱す）は品質を一定する事能はざるのみならず、貯藏の困難及貯藏中の減量寡からず。故に販賣上に於て其價を一定する事能はざるのみならず、賣買の際一々品質及重量の調査を要する等實に繁雜なる手數を要せり。之れを精製樟腦と爲すときは品質一定し、貯藏中減量の憂なく、且販賣上一定の價を保ち而して賣買の際品質及重量を調査するの必要なき等其利益極めて多しとす。

且又粗製の儘にて販賣するときは一般樟腦製造の取締り上に於て甚だ大なる不便利あるなり。現今臺灣に於て脫稅密輸出の多きも畢竟何地にても製造しつつある粗製樟腦なるが故に種々脫稅密輸出の手段を施し得べきも、民間に散在する所のものは一たび總督府の手に渡りたる精製樟腦の外なきものとなるに於ては、取締上實に大なる便益あるなり。加之世界に無二の特產を粗製の儘にて販賣し、歐米人の手を借りて始めて之れを精製せしむるが如きは、今日我國の體面上に於ても亦恥づべき事なるのみならず、我が收むべきそれ丈の利益を徒らに彼等に與ふるものと云ふべきなり。

精製業及び再製業も亦必ずしも總督府自ら之れを爲すに及ばざるなり。否な寧ろ當業者に命じて製造せしむるを得策とす。何者總督府は約四十萬圓の起業費と繁雜なる手數を要せず唯僅に監督員を派出するのみにて其利益を收むるは同一なればなり。而して其製造したる精製樟腦は一定の代價を以て必ず一手に販賣せしめらるるの法を設けらるるを要す。

樟腦の精製及油を以てする再製業は大に氣候に關係するが故に、之れ等の製造場は臺灣に設置するよりも內地に建造するを利益多しとす。氣候に亞ぎ大切なるは燃料供給の如何なり。之れ又當時臺灣よりも內地を以て便益多しと爲すべし。

內地の產出品は臺灣樟腦の專賣を妨げず。

現今內地の產出額は一ケ年僅に三四十萬斤に過ぎざれども、專賣法を設けられて腦價騰貴するときは一時二倍若くは三倍の產出を見る事あるべし。然れども內地の原料は官林を除くの外殆んど絕滅して僅に存在するに過ぎざるを以て腦價の騰貴に從ひ一時產額を增加するに於ては却て產額の減少に向て速力を加ふるものなるにより、それ丈け速かに再び產額を減少するは疑なし。故に一時僅々たる內地の產出を二倍三倍に增加する事あるも臺灣の產出をして堅く制限を加へ精製の上一定の價を以て一手に販賣せしむるに於ては內地の產出の爲に決して其目的を妨げらるる事なきなり。近年內地の當業者は臺灣樟腦の爲めに非常に困められ、只管救濟策を講じつつある場合に付、一たび專賣法を設けらるるに於ては內地の當業者も亦共に大に利益を受くるを以て、內地の當業者は之れが妨碍をなさざるのみならず喜んで大に之を迎ふべきを信ずる也。

實に製腦界當時の積弊と情勢を說きて敢て餘蘊なく、專賣制決行の必要を斷じたる好個の意見書なりといはざるべからず。謂ふが如く當時の內地樟腦の產額は既に著しく減少し、支那樟腦又は人造樟腦、代用品の如きも殆んど云ふに足らずして、臺灣產樟腦は世界の市場を左右し得べき地步を占めたり。故に之を政府の專賣品と爲さば、以て商權の回收を得るのみならず、取締を嚴にして濫伐、粗製の弊を防止し、原料の持續と品質の改良を圖り、需要に應じて供給を自由に伸縮し、斯業の發達を促進せしめ、以て獨占的產物たるの地步を益、確保するを得、加ふるに其の收益は之を必要なる財源に供して好個のものたらしむるを得べし。

然るに右の如き專賣論に對して反對論も亦生じたり。其の云ふ所に依れば、樟腦は必ずしも專賣と爲すを要せず、寧ろ輸出稅を賦課するを以て簡便なりとするものなり。然し乍ら單に收入のみを目的と爲すに於ては輸出稅の賦課を以て專賣制に代ふるも不可なかるべしと雖も、商權の回復、品質の改良、原料の持續等を圖り、以て斯業將來の發展を期するに於ては、到底よく其の目的を果すこと能はざるべし。殊に需給を適度に調節し、相當の價格と確實なる販路の維持を圖り、獨占的商品たるの名實を收めんとするに至りては全く專賣制に依らざるべからず。

斯くして專賣制施行の必要なるは敢て論議の餘地なかりしも、玆に問題は從來歐米市場に供給せる樟腦には臺灣產の外に內地產あり。故に假令前者のみを專賣と爲すも、後者の產出多額に昇るときは、專賣制は遂に持續する能はざるべきは自明の理なり。然るに內地樟腦業調査の結果に依れば比年其の原料を減盡し、當時年產漸く三十萬斤程度にして、假令樟腦價格の騰貴に刺戟せらるるも、其の產額五十萬斤を超ゆることなかるべしとせられたるを以て、先づ臺灣にのみ專賣制を施行することと爲したり。

斯くて總督府は明治三十二年の改正條約實施後を好機と爲し、其の後に於て先づ粗製樟腦の專賣法を制定施行することに決せしが、唯、玆に問題視せられたるは從來此等外國人に對しては、一時內地人又は臺灣人の名義の下に期限を附して其の營業を默許することと爲したるものにして、右は卽ち明治三十二年七月新條約の實施に至らば、我が主權の行使に就き最早何等の抗議を受くべき理由なかるべきを以て、夫れ迄從前の狀態を持續せしむべしと爲したるものなり。然るに其の營業に關して外國政府の主張したる要點は西曆千八百六十九年（明治二年）英淸兩國間に締結したる樟腦取締規則は永久に臺灣に有效なる地方的條約にして、領土の割讓卽ち主權の變動に依りて消滅すべきものに非ずといふに在り。然し乍ら該樟腦取締規則は全く國際的通商條約に外ならざるを以て、斯かる主張は其の論據なきのみならず假令專賣法を制定するも、差向き單に粗製樟腦の專賣に止むるが故に、從來の腦業關係者に急激なる變動を及ぼすことなく、彼等は依然其の業務を繼續し得ることなるを以て、其の利益を侵害するが如き故障なかるべしと爲し、遂に改正條約實施後に於て斷然粗製樟腦專賣法を施行することと爲したり。

斯くして同年三月臺灣樟腦及樟腦油專賣規則及び臺灣樟腦及樟腦油製造規則の二律令案を作成總督の決裁を得て、之を評議會の議に附し、同會に於て一二修正の上四月四日可決し、直ちに勅裁を仰ぎたり。然るに專賣制施行の議、一度巷間に流布するや、樟腦の價格は俄に昂騰し、從來の就業者以外に製腦者を續出し、爲に樟樹の濫伐を極めんとしたり。仍て總督府民政長官は四月十八日各縣知事に對し內牒を發し、各縣管內に於ける適當の竈數を示して、從來與へられたる製腦期限滿了するに隨ひ、此の數を標準として今後新に出願する竈數を取捨すべきは勿論、現に認許を得たるものに對しても樟腦製造營業取締細則を勵行して、此の標準に近からしむる樣、豫め注意を促す所ありたり。

次いで同年四月二十七日專賣制施行に關し、左の如く決議し、七月以降同年度內樟腦及樟腦油の產額を豫定し、之に基き收支豫算を樹てたり。

樟腦及樟腦油專賣制施行に關する決議

一、從來製腦を認許せられたる竈數は前後一萬四千五百九十三竈に達したりしが、追々期限滿了し三十二年度には九千九十九竈を殘せり（尤三十二年一月調に依れば實際就業し居るものは三千五十七竈に止り、餘は休業し又は著手せず）。之を調査に成れる適當竈數三千百四十七竈に對照すれば甚だ超過するを以て一方には樟腦製造業取締細則を勵行し、新令發布の上は之に依り取締り、一方には新規製腦を許可せざる方針を取り、以て產額を制限し專賣の價格を維持せんことを計ること。

二、樟腦油は其賣下價格を適當に定め、人民の手に移すに於ては之を再製して自由に販賣すと雖、其價格は原料たる樟腦油の賣下價格に制御せられ樟腦市場を左右するの勢力なく、隨て專賣制の施行を妨げらるることなきを以て樟腦油も樟腦と同く本島にて賣下ぐること。

三、樟腦の品質を一定するは專賣制の目的を達するに於て甚だ緊要なる事に付少くとも半精製の品と爲すを要す。依て直に工場の設備に著手し、成るべく速に工事を終り一定の品質と爲して賣却すること。

四、樟腦樟腦油の買收賣下價格及第三項に對する豫算は尙審議を重ねたる上決定すること。

五、七月以降本年度內樟腦及樟腦油の產額は左の通豫定すること。

買收樟腦	二百十一萬千五百三十七斤
買收樟腦油	百八萬五千七百六十九斤
試作樟腦	十八萬斤
試作樟腦油	六萬斤
計（樟腦	二百二十九萬千五百三十七斤
計（樟腦油	百十四萬五千七百六十九斤

收入豫算

一金百六十三萬八千四百四十九圓七錢

內譯

金百三十七萬四千九百二十二圓二十錢（樟腦二、三九一、五三七斤百斤六十圓換ヘ）	樟腦賣下代
金二十六萬三千五百二十六圓八十七錢（樟腦油一、一四五、七六九斤百斤二十三圓換ヘ）	樟腦油賣下代

出支豫算

一金百五十三萬六千百六十三圓一錢八厘

內譯

金二十萬八千二百八十四圓三十二錢八厘	收入總額
金百四萬千七百二十四圓九十九錢	支出總額

內

七十三萬九千三十七圓九十五錢（二、一一一、五三七斤分百斤三十五圓換ヘ）	樟腦買收費
十七萬三千七百二十三圓四錢（一、〇八五、七六九斤分百斤十六圓換ヘ）	樟腦油買收費
十二萬八千九百六十四圓（樟腦十八萬斤樟腦油六萬斤製造）	試製費
金五萬七千圓	營繕費

普通經費

金二十二萬九千百五十三圓七十錢（三十二年七月十八日より三十三年三月末日迄產額二、二九一、五三七斤に對する分）

備考　支出總額百五十三萬六千百六十三圓一錢八厘を收入總額百六十三萬八千四百四十九圓七錢より差引十萬二千二百八十六圓五錢二厘の剩餘を見る。

買收試製費

而して、山元の產額を制限せんが爲には樟腦製造業取締細則を勵行するのみならず、尙ほ新規製腦を許可せざることと爲さざるべからざるを以て、決議第一項の主旨に基き、五月十五日民政長官は更に左の如く各縣知事、各廳長宛に內牒を發したり。

本島現在ノ認許製腦竈ハ其數多キニ過グルヲ以テ當分新規製腦ノ許可不相成、同時ニ製腦ニ關スル規則ハ特ニ勵行可相成方針ニ有之候條右了承可相成依命此段及內牒候也。

追テ從來ノ認許竈數ハ前後總計一萬四千五百九十三竈ナリシガ、追々期限滿了シ、本年度ハ九千九十九竈ト成リ（內本年一月調就業竈數ハ三千五十七竈）タルモ適當竈數ハ三千百四十七竈ト認定相成居候ニ付御參考迄此段申添候。

第二目　臺灣樟腦及樟腦油專賣規則の制定及改正

以上の如くにして、明治三十二年六月二十二日律令第十五號を以て臺灣樟腦及樟腦油專賣規則を制定公布し、同日府令第四十九號を以て其の施行期日を同年八月五日と爲したり。右規則の全文次

の如し。

臺灣樟腦及樟腦油專賣規則（明治三十二年六月二十二日律令第十五號）

第一條　此規則ニ於テ樟腦ト稱スルハ木島產粗製樟腦ヲ謂ヒ樟腦油ト稱スルハ粗製樟腦ヲ製造スルニ際シ副生スル樟腦油ヲ謂フ

第二條　樟腦及樟腦油ハ其製造者ヨリ政府ニ收納シ之ヲ專賣ス

政府ヨリ賣渡シタル樟腦及樟腦油ニアラサレハ所有所持讓渡質入若ハ消費シ又ハ本島外ニ搬出スルコトヲ得ス

第三條　政府ハ收納シタル樟腦及樟腦油ニ對シ賠償金ヲ交付ス

賠償金額ハ臺灣總督之ヲ定ム

第四條　樟腦及樟腦油ハ臺灣總督ノ指定シタル港灣ニアラサレハ之ヲ本島外ニ搬出スルコトヲ得ス

第五條　樟腦及樟腦油製造者ハ每年其製造見込高ヲ屆出ツヘシ

第六條　樟腦及樟腦油ハ總テ定價ヲ以テ賣渡ス但必要ト認ムル場合ハ競爭ニ付スルコトヲ得

第七條　樟腦及樟腦油ノ製造場貯藏場其他所在ト認ムル場所ハ當該官吏ヲシテ臨檢セシメ且監督上必要ナル所置ヲ爲サシムルコトヲ得

第八條　第二條第二項及第四條ニ違背シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル樟腦及樟腦油ハ何人ノ所有タルヲ問ハス之ヲ沒收ス

第九條　第七條ノ場合ニ於テ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス但刑法ニ正條アルモノハ其規定ニ依ル

第十條　政府ニ對シ事實ノ申告ヲ詐リ又ハ之ヲ怠リタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條　樟腦及樟腦油業者樟腦又ハ樟腦油ニ他物ヲ混和シタルトキハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其樟腦及樟腦油ハ何人ノ所有タルヲ問ハス之ヲ沒收ス

第十二條　此規則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用キス

第十三條　樟腦及樟腦油業者ハ其代理人家族同居者雇人ニシテ其業務ニ關シ此規則ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其責ヲ免ルルコトヲ得ス

附　則

第十四條　此規則ニ定ムルモノノ外必要ナル規定及施行期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

第十五條　明治二十九年日令第十二號樟腦稅則及明治三十年律令第九號樟腦油稅則ハ此規則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十六條　此規則施行以前ニ製造シタル樟腦及樟腦油ニハ此規則ヲ適用セス但納稅未濟ニ係ルモノニハ此ノ規則ヲ適用シ其所有者ヨリ之ヲ收納ス

第十七條　樟腦油ヨリ製造シタル樟腦ハ當分ノ內此規則ニ依ラス

右專賣規則制定の結果、樟腦の製造は數量を制限して特許を與へ、政府は賠償金を仕拂ひて其の製品を收納し、以て之が加工調理竝に販賣を行ふことゝなれり。卽ち之より政府は豫め其の需要額を算定して適當の生產を爲し、以て濫製の弊を絕ち、併せて價格の維持を圖ることを得べく、又每年度賣渡すべき樟腦の數量は需要の模樣によりて、總督府之を定め、價格の維持を圖ると共に販賣人又は需要者（歐米の）の手に多量を堆積し、投機を圖るが如き弊害を絕たんことを期したるものとす。唯樟腦油より製造したる樟腦は當分の內本規則による取締範圍外に置きたり。

右に伴ひて明治三十二年七月府令第五十六號を以て臺灣樟腦及樟腦油專賣規則施行細則を公布

したり。其の全文左の如し。

臺灣樟腦及樟腦油專賣規則施行細則（明治三十二年七月八日臺灣總督府令第五十六號）

第一條　樟腦及樟腦油ノ製造者ハ第一號書式ニ依リ翌年ノ製造見込高ヲ十二月二十五日限リ所轄樟腦局ヘ届出ツヘシ但本則施行ノ初年ハ八月三十一日限リ届出ツヘシ

天災其他ノ事由ニ依リ前項ノ届出高ニ異動ヲ生スルトキハ第二號書式ニ依リ五日以内ニ届出ツヘシ

第二條　樟腦及樟腦油ノ賠償金額ハ豫メ之ヲ告示ス

第三條　樟腦及樟腦油ヲ納付スルトキハ現品ニ第三號書式ノ書面ヲ添ヘ所轄樟腦局ニ差出スヘシ

第四條　樟腦及樟腦油ノ收納ハ毎日午前十時ヨリ午後五時マテトス但公暇日ヲ除ク

第五條　賣渡スヘキ樟腦及樟腦油ノ數量定價及場所ハ豫メ之ヲ告示ス

第六條　樟腦ハ甲ノ記標ヲ付シ其容器ノ外面ニ乙ノ記標ヲ付シ樟腦油ハ其容器ノ外面ニ丙ノ記標ヲ付シテ賣渡ス

第七條　政府ヨリ買受ケタル樟腦及樟腦油ハ其容器ノ儘ニアラサレハ所有所持讓渡質入若ハ消費シ又ハ本島外ニ搬出スルコトヲ得ス但標本用小賣用ハ此限ニアラス

容器ヲ毀損シ改造ヲ要スルトキハ最寄樟腦局ニ届出テ指揮ヲ受クヘシ

第八條　臺灣樟腦及樟腦油專賣規則第七條ノ檢查官吏ニハ左式ノ證票ヲ携帶セシム

（證票省略）

第九條　第一條及第七條第二項ノ届出ヲ爲ササル者ハ二圓以上二十圓以下第七條第一項ニ違背シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

（書式及記標省略）

臺灣樟腦及樟腦油專賣規則及び同施行細則は、後述の如く明治三十六年六月内地臺灣共通專賣法の發布に依り廢止せらるる迄施行せられしが、其の間專賣規則には別に改正なしと雖も、施行細則は三回の改正を見たり。卽ち先づ明治三十三年五月十八日府令第四十六號により其の全文を次の如く改正したり。

臺灣樟腦及樟腦油專賣規則施行細則（明治三十三年五月十八日臺灣總督府令第四十六號）

第一條　樟腦及樟腦油ノ製造者ハ第一號書式ニ依リ毎年二月二十八日迄ニ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ製造見込高ヲ所轄樟腦局ニ届出ツヘシ但新ニ製造特許ヲ受ケタル者ハ製造著手ト同時ニ其届出ヲ爲スヘシ

天災其他ノ事由ニ依リ前項ノ届出高ニ異動ヲ生シタルトキハ五日以内ニ第二號書式ニ依リ其届出ヲ爲スヘシ

第二條　樟腦及樟腦油ノ賠償金額ハ豫メ之ヲ告示ス

第三條　樟腦及樟腦油ヲ納付スルトキハ現品ニ第三號書式ノ書面ヲ添ヘ所轄樟腦局ニ差出スヘシ

第四條　樟腦及樟腦油ノ收納時間ハ毎日午前九時ヨリ午後四時迄トス但公暇日ヲ除ク

第五條　政府カ賣渡スヘキ樟腦ハ甲乙ノ二種トシ甲種樟腦ニハ別記第一號ノ記標ヲ付シ其包裝ニ別記第二號ノ記標ヲ付シ乙種樟腦ニハ其包裝ニ別記第三號ノ記標ヲ付ス

政府カ賣渡スヘキ樟腦油ハ其包裝ニ別記第四號ノ記標ヲ付ス

第六條　政府ヨリ賣渡シタル樟腦及樟腦油ハ其包裝ノ儘ニアラサレハ所有所持讓渡質入シ又ハ本島外ニ搬出スルコトヲ得ス但シ百斤以内ノ樟腦油ノ零賣及其標本用トシテノ使用ハ此限ニアラス

包裝ヲ毀損シタルトキ又ハ其改造ヲ要スルトキハ最寄樟腦局ニ届出テ指揮ヲ受クヘシ

第七條　臺灣樟腦及樟腦油專賣規則第七條ニ依ル檢查官吏ニハ別記ノ證票ヲ携帶セシム

第八條　第一條第六條第二項及第九條ノ届出ヲ爲サヽルル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ第六條第一項ニ違背シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

第九條　明治三十三年ニ限リ十一月三十日迄ニ明治三十四年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル製造見込高ヲ届出ツヘシ

第一條ノ二項ハ本條ニモ準用ス

（書式・記標及證票省略）

右改正の要點は(一)製腦業者の製造見込高の届出に就きて、素と曆年度に依りたるを會計年度に依ることに改め(二)收納取扱時間に關して短日の季節に締切に便ならしめんが爲に、始業時を一時間早め終業時を繰上げ(三)賣渡數量・定價及場所の一般告示規定は、海外賣捌上不利不便多かりしが故に之を削除し(四)賣渡樟腦の記標を改正し(五)樟腦及樟腦油零賣の場合の斤量を明示し(六)其の他各條中『容器』の文字を『包裝』と改正したるに在り。

次いで明治三十二年七月に至りて府令第六十號に依りて、第一條第一項及第三條中『所轄』の二字及び第六條第二項中『最寄』の二字を削除し、又第一號・第二號・第三號の各書式中の字句に改正を加へたり。之れ同年七月臺灣樟腦局官制を改正し、臺灣樟腦局を中央局とし、之を臺北に置き、新竹・苗栗・臺中・林圯埔及羅東に各支局を設くることと爲したるに伴ふものとす。更に明治三十四年六月專賣局官制の施行に伴ひ、府令第三十五號に據りて施行細則中『樟腦局』を『專賣局』に改めたり。

第三目　粗製樟腦・樟腦油專賣法の制定

先に述べたるが如く、臺灣に於ける樟腦專賣制度の實施は、能く從來外國人によりて掌握せられたる商權を回復し、需給の適度なる調節を圖り、價格の騰貴及安定を來し、且又斯業の取締及樹林の保護涵養等所期の目的を達し、更に財政上に於ても多大の收益を擧ぐることを得たり。然るに臺灣に於て樟腦專賣制度を開始したる結果、樟腦の價格騰貴したるを以て、之に刺戟せられて內地樟腦は俄然として其の產額を增加し來れり。抑前述の如く當初臺灣に樟腦の專賣制を施行するに方りて當局の調查せし所に依れば、當時全世界の樟腦需要額は約五百萬斤にして、此の內臺灣の供給する所四百萬斤乃至四百五十萬斤の多きに昇り、內地生產額は大約三十萬斤程度にして、假令臺灣に樟腦專賣制度施行の結果として價格の騰貴を來し、之に刺戟せられて產額の增加することありとするも、恐らく五十萬斤を超ゆることなかるべしとの見込なりき。然るに專賣法施行の結果樟腦價格の騰貴及安定を來したるにより、內地製腦家を甚だしく刺戟し、之が輸出を專ら取扱ひたる神戶稅關の輸出高に見るに、明治三十三年一月より同八月迄に既に百七十八萬斤の巨額に達し、遙に當局の豫想を超えたり。此の割合を以て一箇年分の輸出高を推算するときは二百六十七萬餘斤の多額に達すべく、實に全世界樟腦需要の殆んど半を充すに足るものなり。斯くの如き事實は臺灣樟腦專賣制度の施行上尠なからざる支障を及ぼすべく、此の儘に放置し難き所たるは論を俟たず。而も當初臺灣樟腦專賣制度の施行に際して、內地より產出の樟腦年產額五十萬斤以上に達するときは、內地に於ても專賣制度を施行するか、或は別に何等か相當の檢束制度を設くべしとの內定を存したるを以て、事態斯の如

くなる以上は當然之に基き、内地樟腦に對しても臺灣と同樣專賣法を施行して制限を加ふべしとの意見擡頭したり。斯くして臺灣總督は内務大臣に稟申するに、内地臺灣共通樟腦專賣法の施行に關し大體の方針を決定せられんことを以てし、同大臣は大藏大臣と折衝の結果、内地產樟腦より生ずる實收益は之を一般會計に編入することを條件として、同年九月其の同意を得たり。茲に於て明治三十五年二月に至り、粗製樟腦、樟腦油專賣法案を第十六回帝國議會に提出して其の協贊を求めたるも、貴族院の否決する所となりしを以て、翌三十六年五月之を修正して再び第十八回帝國議會に提出したり。蓋し前述の如き實情の下にありて、内地產樟腦のみを專賣制度外に置き自由に市場に活躍せしめ、專賣制度の下にある臺灣產樟腦と角逐せしむるは、啻に臺灣專賣制度の圓滿なる施行を阻害するのみならず、内地に於ける濫造を來し、國家經濟上より不利益なるは瞭なるを以て、内地、臺灣共に共通法の下に統制し、以て名實共に我が國の獨占的商品たるの活躍を期せしめんとするに在りたり。右法案は議會を通過し、同年六月法律第五號を以て左の如く公布せられ、同年十月一日より施行せらるることとなり、之と同時に從來の臺灣樟腦及樟腦油專賣規則及び臺灣樟腦及樟腦油製造規則は之を廢止したり。

粗製樟腦樟腦油專賣法（明治三十六年六月十七日法律第五號）

第一條　政府ハ粗製樟腦樟腦油ノ專賣權ヲ有ス

第二條　粗製樟腦樟腦油ヲ製造スル者ハ總テ其ノ粗製樟腦樟腦油ヲ政府ニ納付スヘシ納付ノ期限及場所ハ政府之ヲ指定ス

第三條　政府ハ收納シタル粗製樟腦樟腦油ニ對シ補償金ヲ交付ス補償金ハ政府之ヲ定メ豫メ公示スヘシ

第四條　政府ヨリ賣渡シタル粗製樟腦樟腦油ニ非サレハ所有所持譲渡質入若ハ消費シ、外國ニ輸出シ又ハ内地臺灣間ノ輸送ヲ爲スコトヲ得ス但シ納付期限前又ハ正當ノ事由ニ因リ納付ヲ遲延シタル場合ニ於テ所有所持スルハ此ノ限ニ在ラス

第五條　樟腦樟腦油ハ政府指定ノ港灣ニ由ルニ非サレハ之ヲ外國ニ輸出シ又ハ内地臺灣間ノ輸送ヲ爲スコトヲ得ス

第六條　粗製樟腦樟腦油ヲ製造セムトスル者又ハ粗製樟腦ヲ精製セムトスル者ハ製造場竈數、一箇年ノ生產見込量目及製造著手ノ時期ヲ定メ政府ノ許可ヲ受クヘシ

前項ニ依リ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更シ又ハ製造ヲ廢止セムトスルトキハ政府ニ届出ツヘシ

第七條　相續ニ因リ樟腦樟腦油ノ製造ヲ繼承シタルトキハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

相續ニ因ルノ外製造ヲ繼承セムトスルトキハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第八條　粗製樟腦樟腦油ノ製造者ハ粗製樟腦ノ精製者ト相兼ヌルコトヲ得ス

第九條　政府ハ樟腦樟腦油ノ需要供給ノ情況ニ依リ粗製樟腦樟腦油ノ製造ヲ制限スルコトヲ得

第十條　樟腦樟腦油ノ製造ノ許可ヲ受ケタル者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違背シ又ハ豫定ノ條件ヲ履行セサルトキハ政府ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

審地ノ狀況ニシテ公安上必要アリト認ムルトキハ政府ハ粗製樟腦樟腦油ノ製造ヲ停止シ又ハ製造ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十一條　樟腦樟腦油ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第十二條　當該官吏ハ樟腦樟腦油ノ製造ニ關スル一切ノ帳簿ヲ檢査シ又ハ樟腦樟腦油ノ製造場貯藏場其ノ他樟腦樟腦油ノ所在ト認ムル場所ニ就キ檢査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條　樟腦樟腦油ハ總テ定價ヲ以テ之ヲ賣渡ス但シ必要ト認ムル場合ハ競爭ニ付スルコトヲ得

第十四條　政府ヨリ賣渡ヲ爲ササル粗製樟腦樟腦油ニシテ犯人以外ノ所有ニ係ルモノハ之ヲ政府ニ收納ス

此ノ場合ニ於テハ他物ヲ混和シタル粗製樟腦樟腦油ヲ除クノ外第三條ニ準シ補償金ヲ交付ス

第十五條　納付前粗製樟腦樟腦油ニ他物ヲ混和シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ粗製樟腦樟腦油ハ之ヲ沒收ス

第十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル樟腦樟腦油ハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡消費シ又ハ輸出シタルトキハ其ノ代價ニ相當スル金額ヲ追徵ス

一　第四條又ハ第五條ニ違背シタル者

二　許可ヲ受ケスシテ粗製樟腦樟腦油ヲ製造シ又ハ粗製樟腦ヲ精製シタル者

三　許可ヲ受ケスシテ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更シ又ハ製造ヲ廢止シタル者

四　第九條ノ制限又ハ第十條第二項ノ停止ノ處分ニ違背シタル者

第十七條　相續ニ因リ樟腦樟腦油ノ製造ヲ繼承シタルトキ其ノ屆出ヲ爲ササル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第十八條　樟腦樟腦油ノ製造者帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ之ヲ怠リタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條　當該官吏ノ尋問ニ對シ虛僞ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタルモノハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第二十條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違背シタル者ニハ刑法ノ減輕再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用キス

第二十一條　當業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ當業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條　樟腦樟腦油ノ製造者又ハ取引人ハ其ノ代理人戶主家族同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十三條　間接國稅犯則者處分法及明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

間接國稅犯則者處分法中收稅官吏及稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フヘキ官吏ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條　本法施行ノ爲必要ナル規定ニシテ主務大臣ノ定ムヘキ事項ハ臺灣ニ於テハ臺灣總督之ヲ定ム

附　則

第二十五條　本法ハ明治三十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣樟腦及樟腦油專賣規則竝臺灣樟腦及樟腦油製造規則ハ之ヲ廢止ス

第二十六條　本法施行ノ際內地ニ於テ樟腦樟腦油ノ製造者又ハ取引人ノ所有スル粗製樟腦樟腦油ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ準シ之ヲ政府ニ納付スヘシ

第二十七條　本法施行ノ際內地ニ於テ樟腦樟腦油ノ製造者又ハ取引人以外ノ者ノ所有ニ係ル粗製樟腦樟腦油ニ關シテハ本法ノ規定ヲ適用セス

第二十八條　本法施行ノ際內地ニ於テ樟腦樟腦油ヲ製造スル者ハ明治三十六年十一月一日迄ニ本法ニ依リ許可ヲ受クヘシ其ノ期間內ハ從前ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得

第二十九條　臺灣樟腦及樟腦油製造規則ニ依リ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ期間滿了ノ日迄本法ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

斯くして右の如き共通法施行の結果、內地各樟腦事務局に於て收納したる粗製樟腦は、悉く臺灣專賣局に於て之が引渡を受け、其の神戶支局に於て調理・包裝より海外賣捌に至る一切の事に任じ、又樟腦油は臺灣產品と同樣再製請負人に再製を命じ、製品收納の上樟腦と同一の手續を爲すことと定め

之が收支の計算に就きては、臺灣專賣局は內地產樟腦、賣渡代金中より調理、包裝等の費用を控除して之を大藏省に交付することと爲したり。其の後明治四十年に至り內地に於て樟腦事務局を廢して專賣局を設置するに及び、同年末に至り右賣渡方法を變更し、內地產品の賣渡は內地專賣局直接之を掌理し、臺灣專賣局と相竝びて海外市場賣捌の衝に當ることとし、臺灣專賣局神戸支局は委託に依り唯其の調理のみを行ふことと爲せしが、大正四年十二月以降右委託をも廢止したり。尙右共通專賣法發布と共に明治三十六年九月勅令第百四十二號を以て、專賣法第五條に依る樟腦及樟腦油の輸出又は輸送港として、神戸、基隆及淡水の三港を指定し、後、明治四十四年八月勅令第二百二十四號を以て大阪、敦賀及下田の三港を、又大正四年九月勅令第百七十二號を以て橫濱港を夫々追加したり。

明治三十六年粗製樟腦、樟腦油專賣法の公布に伴ひ、臺灣總督府は同年九月府令第六十五號を以て次の如く同法施行細則を制定公布したり。

粗製樟腦樟腦油專賣法施行細則（明治三十六年九月二十三日臺灣總督府令第六十五號）

第一條　粗製樟腦樟腦油製造ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ願書ニ第二號書式ノ設計書及製腦地ノ圖面ヲ添付シテ臺灣總督府專賣局ニ差出スヘシ

粗製樟腦樟腦油製造ニ要スル樟樹其ノ他ノ木竹ノ拂下ヲ受ケムトスル者ハ前項ノ願書ト共ニ明治二十九年十月府令第四十四號臺灣官有森林原野產物賣渡規則第四條ノ特賣願書ヲ差出スヘシ

第二條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ製造許可後二十日以內ニ第三號書式ニ依リ各月生產見込高ヲ臺灣總督府專賣局ニ屆出ツヘシ

災害其ノ他ノ事由ニ依リ前項ノ屆出高ニ異動ヲ生スヘシト見込ミタルトキハ直チニ第四號書式ニ依リ屆出ツヘシ

第三條　粗製樟腦樟腦油製造者腦灶全數ノ製腦ニ著手シタルトキハ五日以內ニ製腦區域其ノ地形腦灶ノ位置ヲ明記シタル圖面及腦長股首腦丁其ノ他傭人ノ名簿ヲ具シ臺灣總督府專賣局ニ屆出ツヘシ但シ腦灶增加又ハ腦灶位置變更ノ場合ニ於テ傭人ニ異動ナキトキハ其ノ名簿ヲ要セス

第四條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ第五號書式ノ帳簿ヲ備ヘ其ノ製造ニ關スル事項ヲ記載スヘシ

第五條　粗製樟腦樟腦油專賣法第九條ニ依リ粗製樟腦樟腦油ノ製造ヲ制限スルノ必要アリト認メタルトキハ臺灣總督府專賣局ハ製造許可ノ量目ヲ更訂シ尙必要ノ場合ニ於テハ腦灶數ヲ更訂シテ之ヲ製造者ニ通知スヘシ

第六條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ腦長、股首腦丁運搬夫其ノ他傭人ニ左式ノ木製鑑札ヲ携帶セシムヘシ

（鑑札樣式省略）

第七條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ粗製樟腦樟腦油ヲ製造後四十日以內ニ第六號書式ノ書面ヲ添ヘ其ノ臺灣總督府專賣局直轄ノ地ニ於テ製造シタルモノハ臺灣總督府專賣局ニ其ノ他ノ地ニ於テ製造シタルモノハ所轄支局ニ納付スヘシ

臺灣總督府專賣局又ハ所轄支局ハ事務ノ都合ニ依リ特ニ納付期日ヲ指定スルコトアルヘシ

第八條　運送營業者カ粗製樟腦樟腦油製造者又ハ其ノ代理人ヨリ粗製樟腦樟腦油ノ運送ヲ委託セラレタルトキハ運送中ハ其ノ代理人トナリタルモノト看做ス

第九條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ豫メ臺灣總督府專賣局ノ認可ヲ得テ支局管轄內ノ地ニ於テ製造シタル粗製樟腦樟腦油ヲ臺灣總督府專賣局ニ納付スルコトヲ得

第十條　粗製樟腦樟腦油ノ收納時間ハ每日午前九時ヨリ午後四時迄トス但シ公暇日ヲ除ク

第十一條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ左ノ場合ニ於テハ事由ヲ詳記シタル願書ヲ臺灣總督府專賣局ニ差出シ許可ヲ受クヘシ

一　製造著手ノ時期ヲ變更セムトスルトキ

二　腦灶ノ位置ヲ變更セムトスルトキ
三　生產見込量目ヲ變更セムトスルトキ
四　腦灶ヲ增減セムトスルトキ
五　粗製樟腦樟腦油ヲ第七條ノ期日內ニ納付シ能ハサルトキ
前項第二號第四號ノ場合ハ其ノ腦灶ノ位置ヲ示シタル圖面ヲ添付スヘシ
第十二條　相續ニ因ルノ外粗製樟腦樟腦油ノ製造ヲ繼承セムトスルトキハ製造者及繼承者連署シテ臺灣總督府專賣局ニ願出ツヘシ
第十三條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ左ノ場合ニ於テハ事實ノ生シタル日ヨリ五日以內ニ其ノ事由ヲ詳記シ臺灣總督府專賣局ニ屆出ツヘシ
一　一部若ハ全部ノ製腦ヲ休止シタルトキ
二　家督相續ニ依リ粗製樟腦樟腦油製造業ヲ繼承シタルトキ
三　住所ヲ移轉シタルトキ
四　代理人ヲシテ製造運送又ハ納付ニ關スル事件ヲ處理セシムルトキ
五　代理人ヲ解任シタルトキ
六　腦長股首腦丁其ノ他傭人ニ異動ヲ生シタルトキ
第十四條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ第七號書式ニ依リ毎月ノ製造高納付高及月末現在高ヲ翌月五日迄ニ臺灣總督府專賣局ニ屆出ツヘシ
第十五條　粗製樟腦樟腦油製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ第八號書式ニ依リ臺灣總督府專賣局ニ願出ツヘシ
第十六條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ左ノ場合ニ於テハ臺灣總督府專賣局ノ指定シタル期間內ニ其ノ腦灶ヲ撤去スヘシ但シ指定期間內ニ之ヲ撤去スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ詳記シ臺灣總督府專賣局ニ願出ツヘシ
一　製造完了ノトキ
二　製造廢止ノトキ
三　製造許可ヲ取消サレタルトキ
四　腦灶更訂ノ通知ニ依リ減灶ヲ要スルトキ
第十七條　粗製樟腦樟腦油專賣法第十二條ニ依リ檢查又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲ス官吏ハ左式ノ證票ヲ携帶スヘシ
（證票樣式省略）
第十八條　第二條第三條第十三條第十四條ノ屆出ヲ怠リ又ハ第六條ニ違背シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス
第十九條　本則ニ依リ臺灣總督府專賣局ニ差出スヘキ書類ハ支局所在地ハ其ノ所轄支局ヲ經由スヘシ
（書式省略）

右施行細則は其の後明治三十八年度より收納手續に就き地方收納を廢し本局收納とし、從つて關係支局出張所を悉く廢止したる結果、製腦許可等の出願竝に製腦業者よりの屆出は總べて地方廳を經由せしむることと爲したる等、手續上の變更ありたるに因り、同年八月府令第五十九號を以て其の全文を次の如く改正、同年八月十五日より之を施行したり。

粗製樟腦樟腦油專賣法施行細則（明治三十八年八月九日臺灣總督府令第五十九號）

第一條　粗製樟腦樟腦油製造ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ別記第一號書式ノ願書ニ第二號書式ノ設計書及製腦場所ノ圖面ヲ添附シ製腦場所ノ所轄廳ヲ經由シテ臺灣總督府專賣局ニ差出スヘシ
第二條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ豫定ノ腦灶全數ノ製腦ニ著手スルニ至ルマテ毎月末日ニ於ケル事業進行

ノ現狀ヲ翌月五日限リ製腦場所ノ所轄廳ヲ經由シテ臺灣總督府專賣局ニ屆出ヘシ該屆書ニハ腦灶ノ位置、箇數ヲ明記シタル圖面及其ノ腦灶別擔當腦長、股首ノ氏名竝各腦灶ニ配置シタル腦丁ノ員數表ヲ添附スルヲ要ス

第三條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ每年二月限リ其ノ翌年度ノ生產見込量目ヲ別記第三號書式ニ依リ製腦場所ノ所轄廳ヲ經由シテ臺灣總督府專賣局ニ願出認可ヲ受クヘシ

第四條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ左ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ヲ製腦場所ノ所轄廳ニ差出スヘシ

一　製腦著手期限ヲ變更セムトスルトキ

二　腦灶ノ位置ヲ變更セムトスルトキ

三　腦灶ヲ增加セムトスルトキ

四　腦灶ヲ減少セムトスルトキ

五　腦灶ノ一部若ハ全部ノ休熬十日以上ニ亙リ尙之ヲ繼續セムトスルトキ

六　製腦場所ノ接續セル地域ニ於テ更ニ製腦場所ヲ擴張セムトスルトキ

七　生產見込量目ヲ變更セムトスルトキ

前項第二號ノ場合ハ其ノ腦灶ノ現位置及移轉セムトスル場所ヲ明記シタル圖面竝別記第二號書式ノ第三項第四項ニ準シタル設計書ヲ添附シ第三號ノ場合ハ其ノ增加セムトスル地點ヲ明記シタル圖面竝第二號書式ノ第三項第四項第五項第六項ニ準シタル設計書ヲ添附シ第四號及第六號ノ場合ハ其ノ腦灶ノ位置又ハ擴張セムトスル場所ヲ明記シタル圖面ヲ添附シ第五號ノ場合ハ其ノ期間ヲ定メ且休熬腦灶ノ位置ヲ明記シタル圖面ヲ添附スルヲ要ス

地方廳ニ於テ第一項ノ願書ヲ受ケタルトキハ審查ノ上之ヲ處分ヲ爲シ其ノ顚末ヲ臺灣總督府專賣局長ニ報告スヘシ但シ第一項第七號ノ願書又ハ生產見込量目ニ異動ヲ生スヘシト認メタル願書ハ臺灣總督府專賣局長ノ承認ヲ經テ處分スヘシ

第五條　粗製樟腦樟腦油製造者前條第一項各號ノ二以上ニ該當シ又ハ第三條ノ認可ヲ受ケムトスル場合ニ於テ同時ニ前條第一項各號ノ一若ハ二以上ニ該當スルトキハ前條ノ規定ニ依リ同時ニ出願スヘシ

第六條　第一條ノ出願又ハ生產見込量目ヲ增加セムトスルニ因リ製腦ニ使用スル樟樹其ノ他ノ木竹ノ拂下ヲ受ケムトスル者ハ第一條ノ願書又ハ生產見込量目變更願書ト共ニ明治二十九年十月府令第四十四號臺灣官有森林原野產物賣渡規則第四條ノ特賣願書ヲ製腦場所ノ所轄廳ヲ經由シテ臺灣總督府專賣局ニ差出スヘシ

第七條　相續ニ因リ粗製樟腦樟腦油ノ製造業ヲ繼承シタル者ハ其ノ日ヨリ五日以內ニ製腦場所ノ所轄廳ヲ經由シテ臺灣總督府專賣局ニ屆出ヘシ

相續ニ因ルノ外粗製樟腦樟腦油ノ製造業ヲ繼承セムトスルトキハ製造者及繼承者連署シ製腦場所ノ所轄廳ヲ經由シテ臺灣總督府專賣局ニ願出ヘシ

第八條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ每月ノ製腦成績ヲ翌月五日限リ別記第四號書式ニ依リ製腦場所ノ所轄廳ヲ經由シテ臺灣總督府專賣局ニ屆出ヘシ

第九條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ左ノ場合ニ於テハ其ノ事實ノ發生シタル日ヨリ五日以內ニ製腦場所ノ所轄廳ヲ經由シテ臺灣總督府專賣局ニ屆出ヘシ

一　住所又ハ氏名若ハ名稱ヲ變更シタルトキ

二　代理人ヲシテ製造運送又ハ納付ニ關スル事項ヲ處理セシムルトキ及其ノ代理人ヲ解除シタルトキ

三　腦長、股首、腦丁竝事務員ヲ傭入レタルトキ及之ヲ解傭シタルトキ

前項第三號ノ場合ハ其ノ住所、氏名、年齡及男女別ヲ明記スルヲ要ス

第十條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ腦長、股首、腦丁、運搬夫其ノ他ノ傭人ニ左式ノ木製鑑札ヲ携帶セシムヘシ

（鑑札樣式省略）

第十一條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ其ノ腦館ニ別記第五號書式ノ帳簿ヲ備ヘテ毎日製造品ノ受拂ニ關スル事項ヲ正確ニ記載シ尙別ニ金錢出納簿ヲ備ヘテ製腦業ニ關スル金錢ノ出納ヲ其ノ都度正確ニ記載スヘシ」

二箇以上ノ腦館ヲ有スル者ハ前項ノ帳簿ヲ各腦館ニ備ヘテ記帳スルヲ要ス

第十二條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ每月五日、十日、十五日、二十日、二十五日及末日ニ於テ各其ノ期間內ニ於ケル腦館別製造品ノ受拂ヲ別記第六號書式ニ依リ臺灣總督府專賣局及腦館所在地ノ所轄廳ニ屆出ヘシ

第十三條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ其ノ製造品ヲ製造後四十日以內ニ別記第七號書式ノ書面ヲ添ヘテ臺灣總督府專賣局ニ納付スヘシ但シ樟腦油ニシテ基隆港ニ廻送シタルモノハ臺灣總督府專賣局基隆出張所ニ納付スヘシ

臺灣總督府專賣局ハ事務ノ都合ニ因リ前項ノ期限內特ニ納付期日ヲ指定スルコトアルヘシ

製造品ニ異狀ヲ生シ又ハ運搬通路ニ故障ヲ生シタルニ因リ第一項ノ期間及第二項ニ依リ指定シタル期日ニ納付ノ爲撤出シ能ハサル場合ハ卽日其ノ事由ヲ詳記シ腦館所在地ノ所轄廳ヲ經由シテ臺灣總督府專賣局ニ屆出ヘシ

第十四條　粗製樟腦樟腦油製造者其ノ製造品ヲ納付ノ爲撤出スルトキハ別記第八號書式ノ送狀ヲ現品ニ添附シ又其ノ撤出ヲ終リタルトキハ卽時別記第九號書式ニ依リ臺灣總督府專賣局及其ノ撤出ヲ爲シタル腦館所在地ノ所轄廳ニ屆出ヘシ

第十五條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ製造品運搬中ニ異狀アリタルトキハ卽時其ノ顚末ヲ臺灣總督府專賣局及之ヲ撤出シタル腦館所在地ノ所轄廳ニ屆出ヘシ

第十六條　粗製樟腦樟腦油製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ別記第十號書式ニ依リ製腦場所ノ所轄廳ヲ經由シテ臺灣總督府專賣局ニ願出ヘシ

第十七條　粗製樟腦樟腦油專賣法第九條ニ依リ粗製樟腦樟腦油ノ製造ヲ制限スルノ必要アリト認メタルトキハ臺灣總督府專賣局長ハ製造許可量目ヲ更訂シ尙必要ノ場合ニ於テハ腦灶數ヲ更訂シテ製造者ニ通知スヘシ

第十八條　粗製樟腦樟腦油製造者ハ左ノ場合ニ於テハ所轄廳ノ指定シタル期限內ニ其ノ腦灶ヲ撤去スヘシ但シ指定期限內ニ之ヲ撤去スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ所轄廳ニ願出ヘシ

一　製造廢止ノトキ

二　製造許可ヲ取消サレタルトキ

三　腦灶更訂ノ通知ニ依リ減灶ヲ要スルトキ

地方廳ニ於テ前項ノ願書ヲ受ケタルトキハ審査ノ上之カ處分ヲ爲シ又腦灶撤去ヲ終了シタルトキハ之ヲ臺灣總督府專賣局長ニ報告スヘシ

第十九條　粗製樟腦樟腦油專賣法第十二條ニ依リ檢查又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲ス官吏ニシテ警察官吏以外ノ者ハ左記ノ章票ヲ携帶スヘシ

（章票樣式省略）

第二十條　地方廳ニ於テ第四條及第十八條規定以外ノ願出ヲ受ケタルトキハ之ニ對スル意見ヲ附シ又第十二條第十四條及第十五條規定以外ノ屆出ヲ受ケタルトキハ之ニ對スル審查ノ結果ヲ記シテ臺灣總督府專賣局長ニ送付スヘシ

第二十一條　第四條第一項ニ違背シテ腦灶ノ位置ヲ變更シ若ハ十日以上ニ亙リ腦灶ノ一部若ハ全部ノ休熬ヲ繼續シタル者第九條第一項第三號ノ屆出ヲ怠リタル者又ハ第十條ニ違背シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條第八條第九條第一項第一號及第二號第十二條第十三條第十五條ノ屆出ヲ怠リ又ハ第十四條、第十八條第一項ニ違背シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附　則

本令ハ明治三十八年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

粗製樟腦樟腦油製造ノ許可ヲ受ケ本令施行ノ際現ニ製腦ニ從事スル者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

（書式省略）

粗製樟腦、樟腦油專賣法は其の制定後何等の改正なく、又同法施行細則も爾後大正二年四月府令第三十號を以て其の別記書式中若干の改正を施したるのみにて、以て大正の末年に及びたり。

第四項　樟腦專賣の實績

第一目　樟腦の製造

第一　臺灣樟腦及樟腦油製造規則の制定

前述の如く明治三十二年六月律令第十五號を以て臺灣樟腦及樟腦油專賣規則を制定公布したるが、樟腦の製造に關しては特に右と同時に律令第十六號を以て臺灣樟腦及樟腦油製造規則を制定公布し、之が施行に伴ひ從前の取締規則（明治二十八年十月日令第二十六號官有林野及樟腦製造業取締規則）中樟腦製造に關する規定を廢止し、次で府令第四十九號を以て其の施行期日を同年八月五日と定めたり。右規則の全文左の如し。

臺灣樟腦及樟腦油製造規則（明治三十二年六月二十二日律令第十六號）

第一條　樟腦及樟腦油ヲ製造セントスル者ハ政府ノ特許ヲ受クヘシ

第二條　樟腦及樟腦油製造ノ特許ヲ受ケタル者豫定ノ期日內ニ事業ニ著手セス又ハ豫定ノ設計ヲ履行セサルトキハ其特許ヲ取消スコトヲ得

第三條　臺灣總督ハ樟腦及樟腦油製造業ニシテ公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ其製造ヲ停止シ若ハ特許ヲ取消スコトヲ得

第四條　樟腦及樟腦油製造者其特許ヲ取消サレタルトキ又ハ廢業シタルトキハ現存セル樟木ハ之ヲ返還セシム但廢業ノ場合ハ賠償金ヲ交付ス

第五條　政府ノ特許ヲ得スシテ樟腦及樟腦油ヲ製造シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ犯罪ニ係ル樟腦及樟腦油ハ何人ノ所有タルヲ問ハス之ヲ沒收ス

第六條　樟腦及樟腦油製造ノ爲政府ヨリ賣渡シタル樟木ヲ他ノ目的ニ使用シ又ハ製造場外ニ搬出シタルトキハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ現存品ハ之ヲ沒收シ其現存セサルモノハ其價ヲ賠償セシム

第七條　樟腦及樟腦油ノ製造ニ關シテハ此規則ニ定ムルモノノ外必要ナル規定及施行期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

第八條　此規則ニ定ムルモノノ外第十二條及第十三條ノ規定ヲ準用ス

附則

第九條　明治二十八年日令第二十六號官有林野及樟腦製造業取締規則中樟腦製造ニ關スル規定ハ此規則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十條　明治二十八年日令第二十六號官有林野及樟腦製造業取締規則及明治二十九年府令第十三號樟腦製造業取締細則ニ依リ樟腦製造ノ認許ヲ受ケタル者ハ此規則施行ノ日ヨリ製腦期限滿了ノ日マテ此規則ニ依リ特許ヲ受ケタル者ト看做ス

右に伴ひ同年七月府令第五十七號を以て之が施行細則を次の如く定めたり。

臺灣樟腦及樟腦油製造規則施行細則（明治三十二年七月八日臺灣總督府令第五十七號）

第一條　樟腦及樟腦油製造ノ特許ヲ受ケントスル者ハ第一號書式ノ願書ニ製腦地ノ圖面及第二號書式ノ設計書ヲ添ヘ所轄地方官廳ヲ經由シ臺灣總督ニ差出スヘシ

製腦用トシテ官林ノ樟木及其他ノ木竹ヲ買受ケントスル者ハ明治二十九年府令第四十四號官有森林原野産物賣渡規則第四條ノ特賣願書ト同時ニ之ヲ差出スヘシ

第二條　樟腦及樟腦油製造特許期限ハ滿三年以內トス

第三條　樟腦及樟腦油製造人ハ特許ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ其腦灶全數ノ製腦ニ著手スヘシ

第四條　腦灶全數ノ製腦ニ著手シタルトキハ製腦區域地形腦灶ノ番號及其位置ヲ明記シタル圖面竝腦長股首腦丁其他傭人ノ名簿ヲ添ヘ所轄辨務署長ヲ經由シテ地方長官ニ屆出ヘシ

第五條　樟木ハ幹枝ノ全部製腦ニ供スルモノトス

何等ノ名義ヲ以テスルモ樟木ヲ濫伐濫用シ又腦分アル樟木片ヲ放棄シ若ハ他ノ目的ニ供スルコトヲ得ス

第六條　樟腦及樟腦油製造人ハ其權利ヲ他人ニ賣渡讓與又ハ質入スルコトヲ得ス但家督相續ニ依リ承繼スルハ此限ニアラス

第七條　左ノ場合ニ於テハ事由ヲ詳記シタル願書ヲ所轄地方官廳ヲ經由シ臺灣總督ニ差出シ許可ヲ受クヘシ

一　第三條ニ依リ其期限內ニ製腦ニ著手スルコト能ハサルカ爲延期セントスルトキ但其延期日ハ三十日ヲ超過スルコトヲ得ス

二　製腦ノ灶數ヲ增加セントスルトキ

三　樟腦及樟腦油製造ノ設計ヲ變更セントスルトキ

第八條　左ノ場合ニ於テハ事實ノ生シタル日ヨリ五日以內ニ所轄地方官廳ヲ經由シ臺灣總督ニ屆出ヘシ

一　特許區域內ニ於テ製腦灶ノ位置ヲ變更シ又ハ灶數ヲ減少シタルトキ

二　樟腦及樟腦油製造ノ完了又ハ廢業ノトキ

三　樟腦及樟腦油製造ノ一部若ハ全部休業ノトキ但一部休業ノトキハ其灶數ヲ記載スヘシ

本條第一號ノ場合ハ灶ノ位置ヲ示シタル圖面ヲ添附シ又ハ減少灶數ヲ記載スヘシ

第九條　左ノ場合ニ於テハ事實ノ生シタル日ヨリ五日以內ニ所轄辨務署長ヲ經由シテ地方長官ニ屆出ヘシ

一　家督相續ノ爲樟腦及樟腦油製造業ヲ承繼セントスルトキ

二　住所ヲ移轉シタルトキ

三　代理人ヲシテ樟腦及樟腦油製造ニ關スル事件ヲ處辨セシムルトキ

四　代理人ヲ解除シタルトキ

五　腦長股首腦丁其他傭人ノ數ニ異動ヲ生シタルトキ

第十條　休業一箇月ヲ通シテ十五日以上ニ涉リ製造ヲ繼續スルノ見込ナシト認ムルトキハ休業灶ヲ撤去セシム但天災其他不可抗力ニ依リ又ハ止ヲ得サル事由アリト認メタルトキハ相當期間ヲ指定シ之ヲ猶豫スルコトヲ得

第十一條　樟腦及樟腦油製造業特許期限中廢業シタルトキハ曩ニ買受タル現存ノ樟木其他ノ木竹ハ第三號書式ノ書面ヲ作リ廢業屆ト共ニ所轄地方官廳ヲ經由シテ臺灣總督ニ差出スヘシ

賠償金額ハ賣渡當時ノ價格以內トス

第十二條　樟腦及樟腦油製造人ハ腦長股首腦丁其他傭人ニ左式ノ木製鑑札ヲ携帶セシムヘシ

（鑑札樣式省略）

第十三條　樟腦及樟腦油製造ニ從事スル腦長股首腦丁其他傭人ニシテ不正ノ行爲アリト認ムルトキハ解傭ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條　樟腦及樟腦油製造人ハ每月ノ製造高納付高及月末現在高ヲ第四號書式ニ依リ翌月五日マテニ所轄樟腦局ニ屆出ツヘシ

第十五條　樟腦及樟腦油製造人ハ其製造シタル樟腦及樟腦油ヲ二十日以內ニ納付スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ記シ所轄樟腦局ニ屆出ツヘシ

第十六條　第五條ニ違背シタル者ハ二十圓以上二百圓以下第七條第二號第三號又ハ第十四條ニ違背シタル

者ハ五圓以上五十圓以下第四條第八條第九條第十二條第十五條ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ增加シタル灶ハ之ヲ撤去セシム

（書式省略）

右臺灣樟腦及樟腦油製造規則は明治三十六年六月に至り粗製樟腦、樟腦油專賣法の制定公布せらるるに及び、同法附則に於て廢止せられたり。

第二　製造の許可

臺灣樟腦及樟腦油製造規則に依るに、樟腦及樟腦油を製造せんとするものは政府の特許を受くるを要す。然し乍ら出願人の資格に就きては舊取締規則の如く之を限定せず、其の許否を政府の自由裁量に任じたり。但し舊取締規則及同細則に依り製造の認許を受けたるものは、本規則施行の日より其の製腦期限滿了の日迄本規則に依り特許を受けたるものと看做すことと爲したり。而して其の特許方針は成るべく從來の營業者に之を許可するも、資力乏しき多數の當業者に許可するは自ら弊害を免かれずとして、此等に對しては成るべく合同經營を奬勵し、相當の經驗と資力ある者に之を許可するものとせり。又特許の期限は滿三箇年以內とし、之が權利は家督相續に依りて承繼する外、他人に賣買、讓與又は質入の目的と爲すことを得ず、豫定期日內に事業に著手せず、若くは豫定設計不履行の場合、又は公益を害する虞ありと認むるときは政府は其の特許を取消すことを得るものとす。

明治三十六年六月內地臺灣共通の專賣法竝に其の施行細則を制定公布するや、製造許可に關する事項は之を同法竝に施行細則中に併合規定し、從前の製造規則及同施行細則は之を廢止したりしが新專賣法に依る製腦許可の從前の規定と異る所は凡そ左の如し。

一、製腦許可は從來は期限付なりしを改めて無期限と爲したること。

二、製腦許可に依る權利の承繼は從來は家督相續の外は之を認めざりしも、右以外の承繼も許可を受くるときは之を認むることと爲したること。

三、新に製腦制限の規定を設けたること。卽ち政府は需給の狀況に依りて製造を制限するを得ることと爲したること。

然るに前述の如く明治三十八年に至り、關係支局出張所を全廢したるに因り粗製樟腦樟腦油專賣法施行細則の全文を改正し、製腦許可の出願其の他の屆出は總て地方廳を經由せしむることと爲したり。尙ほ右と同時に各地方廳に對して施行細則の取扱心得を訓令し、地方廳に於て製腦願を受けたるときは(一)製腦場所は見込量目を生產するに適當なりや否や(二)製造場所は其の圖面と一致せるや否や(三)生產見込量目の算出は適當なりや否や(四)腦灶數は見込量目を生產するに適當なりや否や又其の配置は適當なりや否や(五)鍋の寸法と甑の寸法と不相當のものなきや否や(六)製腦著手期限は適當なりや否や、又其の傭入期日は相當なりや否や等を充分審査したる上にて、採否の意見を附して專賣局長に送付すべきものと爲したり。

第三　樟樹及製腦用材の拂下

淸國領有時代に在りては樟樹及製腦用材は別に之が拂下の手續を要することなく、製腦許可を得たる官有地の區域內に於て任意伐採することを得たり。我が領臺後に於ても姑く舊來の慣行に依り、製腦許可に包括するものとして製腦業者に對して無償伐採を認容したるも、明治二十九年九月に至り之を改め、勅令第三百十一號臺灣官有森林原野及產物特別處分令中に於て、樟腦製造用に供する樟樹若くは其の他の木材は之を隨意契約を以て賣渡し得ることと爲したり。越えて明治三十二年

八月專賣制度を施行するや、臺灣樟腦及樟腦油製造規則施行細則は第一條第一項を以て、製腦用として官林の樟木及其の他の木竹を買受けんとするものは、明治二十九年十月八日府令第四十四號官有森林原野產物賣渡規則第四條の特賣願書を同時に差出すべしとし、更に明治三十六年九月共通專賣法施行細則第一條第二項に於ては『粗製樟腦樟腦油製造ニ要スル樟樹其他ノ木竹ノ拂下ヲ受ケントスル者ハ其ノ願書ト共ニ明治二十九年十月府令第四十四號臺灣官有森林原野產物賣渡規則第四條ノ特賣願書ヲ差出スヘシ』と爲し、爾來官林內の原料樟腦其他所要の木竹に就ては、樟腦及樟腦油製造許可と共に特賣の手續に依り必らず拂下を受けざるべからざることと爲したり。

次に製腦用材拂下價格は明治三十二年六月有償拂下開始以來屢〻改正せられたり。卽ち當初に在りては製腦用材の消費數量は樟腦百斤當り樟樹五尺〆、雜木半棚、附帶用材少許と假定し、之を標準として拂下を爲したり。然るに其の後國有林野に於ける木材の材積單位改正せられたるを以て、大正九年三月製腦用原料賣渡價格も亦(一)樟木一石四十錢(二)薪木一棚三十四錢(三)製腦用附帶用材一石二十五錢と爲したり。因に樟腦百斤の製造に要する材積は樟木六石、薪木〇·五棚、製腦用附帶用材〇·一二石なりとす。

又製腦に見込なき樟樹は從來官有森林原野賣渡規則に依りて賣渡處分を行ひ來りしが、明治四十年以降製腦原料の保存竝に取締の必要を認め、其の賣下げ得べき場合を列擧し、且つ其の價格を定め取締を嚴にし、極力之が保存策を講じたり。然るに地方廳に在りては列擧事項に該當する場合は當然賣下げ得るものと爲し、其の極取締粗漫に流れ、延いては故ら列擧事項に該當せしめんとする虞あり。依つて大正四年九月に至りて樟木·芳樟木は製腦用以外には一般に賣下げ得ざることと爲し、一層取締を嚴にし、萬止むを得ざる場合は詳細に其の事由を說明し專賣局の承認を經べきものとしたり。

第四　官行製腦

前述の如く粗製樟腦及樟腦油の山元に於ける製造は之を特許民業と爲すを原則とす。然し乍ら試驗其の他特殊事由の下に之を官行としたる地方もなきに非ず。卽ち專賣制施行當初臺北樟腦局文山堡試製所·新竹樟腦局上坪試製所·羅東樟腦局叭哩沙出張所の三箇所に於て、更に明治三十八年乃至四十一年度間は舊蕃薯寮廳管內に於て、又明治四十一年度乃至四十三年度間は嘉義廳管內に於て之を實施し、更に又羅東·魚池及新社に於て大正八年度より製腦を開始したり。此等は歸順土匪又は生蕃に授產の爲め、或は民業困難なる爲め、若くは樟樹造林地整理の爲め等特殊の理由に依るものにして、政府は之により製腦方法を實驗し、種々の改良方法を考案したり。今其の概略を述ぶれば左の如し。

先づ專賣制施行前文山堡に於て亂を謀りしもの其の後歸順したるにより、之に對する授產の爲に同地方に於る製腦を許可したりしが、專賣制度施行に當り之を繼續せしむるは其の資格に於て缺くる所あるも、直ちに製腦を廢止せしむるは懷撫上策を得たるものに非ざるを以て、便宜上官行請負を命ずることと爲し、明治三十二年九月之が施設一切を總督府にて買上げ、然る後之を貸與製腦せしむることと爲したり。之れ文山堡試製所にして、臺北樟腦局に所屬せしむ。然るに右は腦政整理上明治三十四年度限り廢止し、明治三十五年度より樟腦及樟腦油製造規則に依り改めて製腦許可を與へたり。又新竹樟腦局上坪試製所も同地の蕃人に對する授產の目的に出づるものにして、之れ亦樟腦

及樟腦油製造規則を以て律する能はざるにより、此等蕃人を使役して製腦の試驗を行ふこととし、明治三十二年十一月より事業を開始したるものとす。然るに其の作業成績極めて不良なりしと、偶〻新に製腦許可を得たるもの同地方に於て盛んに製腦に從事し、彼等蕃人の多くは轉じて其の隘丁となるに至りしを以て、明治三十三年八月限り同試製所の事業を廢止したり。又羅東樟腦局叭哩沙試製所に於ては明治三十二年七月以降直營を以て試製を開始したるも、其の成績思はしからざるを以て三十三年度限り之を廢し、三十四年度より民間に請負製造せしめたるも、三十五年度末請負契約期間の滿了と共に三十六年度より一般の例に依る特許民業と爲したり。更に蕃薯寮管内に於ては明治三十六年度以降民間製腦を許可したるも其の成績思はしからざりしを以て、明治三十八年十一月に至り之を官行とし、民間に請負はしむることと爲したり。然るに明治四十一年に至り、當時歐米の樟腦市況不活潑なりしに依り、官業を廢し再び民間に許可し、更に嘉義廳管下に於ても明治四十一年以來官行とし、民間に請負はしめ、以て明治四十三年七月末に及びたり。

右の如くにして、官行製腦は明治四十三年七月を以て一先づ結了したるも、其の後官行造林の進捗に伴ひ、業者が收支相償はずとして放棄したる區域内に於て倒木根株のみを採盡する目的を以て、大正八年度中より羅東新社及魚池に於て再び之を開始したり。唯、此の場合には從來と異り總て之を官の直營と爲したり。

第五　樟樹造林の奬勵

既に述べたるが如く、清國領有時代に在りては其の取締の不備なりしと共に、製腦業者に原料愛護の精神全く缺如せしを以て、原料の暴殄甚だしく、一度製腦を行ひたる地は之を棄てて顧みずして他に移り、其の跡肅條たる觀を呈するを常としたり。斯くては如何に原料豐富なりと雖も、素より無盡藏に非ざるが故に、獨り自然生樟樹にのみ賴りて永く斯業の繁榮を持續すべからざるや瞭かなり。

專賣制度施行以後樟苗の養成竝に造林の計畫を樹て、官行造林を經營すると共に、官有地の拂下、樟苗の下附等の方法に依りて、努めて民行造林を奬勵したるは實に此の爲なりとす。而して右の目的を以て樟樹造林の適地を調査することとし、明治四十年七月樟樹造林適地調査規定を定め、之に基きて各廳毎に調査せしめ、後造林事務を專賣局に移し、隨時適地調査を行ひ之を留保したり。

樟樹造林は之を分つて官行樟樹造林と民行樟樹造林の二と爲し、前者は之を分つて三期とす。即ち第一期は專賣制度施行當初より明治四十四年度迄、第二期は大正元年度乃至同六年度、第三期は大正七年度以降に於ける造林とす。先づ樟腦專賣制度の實施と共に樟腦造林の爲め專賣費中に營林費なる目を置き、明治三十二年度には苗圃設置、三十三年度には樟樹播種の目的を以て豫算を立て、多數の樟苗を得たり。次いで三十四年三月訓令第四十四號を以て樟樹仕立標準を定め、各地方廳に委囑して官有林野中適當の山地を選定して移植せしむる方針と爲し、先づ當時の主要製腦區域たる臺北臺中の二縣及び宜蘭廳下に於て、年々百萬本を限度として造林せしむることと爲したり。而して大正二年度以降は更に年々一千二百五十町歩を造林し、大正十三年度末に於て大正元年度以前の既成造林地を合して二萬町歩と爲し、之に依りて年々樟腦及樟腦油各五百萬斤を生產し、以て專賣樟腦の生產保續を期したり。然るに其の後の實績は必らずしも豫定の如くなる能はざりしにより、大正六年度中更めて造林計畫を樹て、大正七年度より同十八年度に亙り、年々千五百九十四町歩乃至五千町歩を造林して、新に四萬三千八十八町歩を造林し、既成造林地と合して大正十八年度末に於て五萬

五千二百六十一町歩の樟林を得、之によりて製腦原料を充實せしめんことを期したり。斯くて大正十年度末迄に一萬八千五十五町歩を新に造林したるも、大正十一年度以降に於ては財政の關係上豫定計畫の實行不可能に歸し、爲に著しく其の實績を低下し、大正十三年度の如き豫定面積四千五百町歩に對して實に七百町歩分を豫算に計上し得たるに過ぎざりき。今大正末年に至る迄の實績を示すこと左表の如し。

年度	面積	年度	面積
明治三四	一五七町歩	明治四三	四三一町歩
同三五	七五	同四四	六〇四
同三六	二〇九	大正元	四六〇
同三七	一二二	同二	一、一二七
同三八	二四五	同三	一、一九四
同三九	四五七	同四四	九九八
同四〇	三七九	同五	八八一
同四一	三八九	同六	八〇五
同四二	四五三	同七	一三、八六八
		大正八	六〇四
		同九	四六〇
		同一〇	三三一
		同一一	一、〇〇三
		同一二	六九六
		同一三	六八七
		同一四	五七六
		計	四六七〇三

以上述べたる所は政府自らの樟樹造林計畫なるも、之と同時に他面又民間造林を奬勵し、官民相俟ちて製腦原料の充實を圖り、以て富源を豐かならしめざるべからずとし、明治三十九年六月諭告第二號を以て左の如く樟樹の栽培を勸奬したり。

樟樹栽培保護奬勵ニ關スル件（明治三十九年六月諭告第二號）

樟腦ハ藥劑トシテ又工業品ノ原料トシテ世ニ貴重セラルルコト人ノ普ク知ル所ナリ。而モ產地ニ限アルノ故ヲ以テ其ノ價格倍〻昂騰ヲ見ルニ至ラントス。本島ハ樟腦ノ原料タル樟樹ノ蕃殖ニ適シ蓊鬱タル樟樹ハ到ル處ノ山野ニ生育シ世界無二ノ原產地ト稱セラルルト雖モ其ノ製腦ノ起源既ニ久シク、加フルニ濫伐粗製因襲相承ケタルカ爲ニ、今ヤ大ニ立木ノ減少ヲ來セリ。元ト有限ノ原料ヲ以テ世界無限ノ需要ニ應センニハ、其ノ施設經營ニ於テ周到遠大ノ用意ナカルヘカラス。曩ニ本府ハ此ニ見ル所アリテ本島腦政ノ基礎ヲ改メ樟腦ノ產額ヲ制限シ濫伐粗製ノ弊ヲ矯ムルト共ニ、年々樟樹ヲ栽殖シ既ニ千五百餘甲ノ造林ヲ行ヒ今後倍〻其ノ擴充ヲ圖ラントス。然レトモ廣漠タル山野ハ獨リ官府ノ施業ヲ以テ之カ全功ヲ望ムヘキニアラス。須ラク官民相待チテ造林ヲ務メ富源ヲ起スヘシ。此ト同時ニ山野自生ノ稚樟ニハ相當ノ愛養ヲ加ヘ又鄕庄ニ散在スル巨樟ハ便宜ニ隨ヒテ保護ノ法ヲ講シ以テ蕃殖用ノ母樹ニ充ツル等協心一致銳意事ニ從ハハ數年ヲ出テサルニ製腦ノ原料タル樟葉ノ供給ヲシテ贍富ナラシムルコトヲ得ヘキノミナラス、遺澤ヲ後代ニ貽スコト蓋シ貰ルヘカラサルモノアラン。庶幾クハ本島ノ特有產物タル樟腦ノ出產ヲ永遠ニ保續シ、廣ク世ノ需用ニ應シ以テ國利民福ヲ增進スルコトヲ得ン。一般人民篤ク此ノ意ヲ體シ以テ本府腦政ノ本旨ニ副ハンコトヲ期スヘシ。

次いで明治四十年二月律令第二號を以て臺灣樟樹造林奬勵規則を、府令第七號を以て同規則施行竝に成功後業主權を付與する等の制度を樹てたり。臺灣樟樹造林の爲に種苗の無償下附及び官有地の無償貸下規則を發布し、同年三月一日より之を施行し、樟樹造林奬勵規則の全文は左の如し。

臺灣樟樹造林奬勵規則（明治四十年二月二十八日律令第二號）

第一條　樟樹ノ造林ヲ爲サムトスル者ニシテ臺灣總督ニ於テ適當ト認ムルモノニハ無償ニテ樟苗ヲ下付ス

第二條　樟樹造林ノ爲官有地ヲ使用セムトスル者ニシテ臺灣總督ニ於テ適當ト認ムルモノニハ無償ニテ之ヲ貸付シ全部成功ノ後無償ニテ其ノ業主權ヲ付與ス

前項ニ依リ貸付ヲ爲シタル官有地ノ木竹ハ特ニ指定シタルモノヲ除クノ外無償ニテ之ヲ下付ス

第三條　前條第一項ニ依リ官有地ノ貸付ヲ受ケ又ハ業主權ヲ付與セラレタル者ハ臺灣總督ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ土地ニ於テ樟樹ノ造林ヲ廢止スルコトヲ得ス

第四條　臺灣總督ハ樟苗ノ下付又ハ官有地ノ貸付若ハ業主權ノ付與ヲ受ケタル者ニ對シ造林ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第五條　此ノ規則ニ依リ造成シタル樟樹ハ臺灣總督ノ許可ヲ受クルニ非サレハ樟腦製造ノ外之ヲ他ノ目的ニ使用スルコトヲ得ス

第六條　第三條及第五條ノ規定又ハ第四條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ臺灣總督ハ土地又ハ林木ノ返還ヲ命スルコトヲ得

第七條　第三條乃至第六條ノ規定ハ其ノ承繼人ニモ亦之ヲ適用ス

第八條　此ノ規則ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

附　則

此ノ規則ハ明治四十年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

又、同規則施行規則は左の如し。

臺灣樟樹造林奬勵規則施行規則（明治四十年二月二十八日臺灣總督府令第七號）

第一條　造林ノ爲樟苗ノ下付ヲ受ケムトスル者ハ別記第一號樣式ニ依リ毎年九月末日迄ニ造林地所轄ノ地方廳ニ願書ヲ差出スヘシ

第二條　樟樹造林ノ爲官有地ノ貸付ヲ受ケムトスル者ハ別記第二號樣式ニ依リ見取圖竝造林設計書ヲ添付シ其ノ土地所轄ノ地方廳ニ願書ヲ差出スヘシ

第三條　樟樹造林ノ爲官有地ノ貸付ヲ受ケタルトキハ四至境界ニ別記雛形ニ依リ標杭ヲ建設スヘシ

第四條　造林者ハ事業實行ノ都度成功ノ程度ヲ地方廳ニ屆出ヘシ

第五條　樟樹造林ノ爲官有地ノ貸付ヲ受ケタル者全部成功ノ後業主權ノ付與ヲ受ケムトスルトキハ別記第三號樣式ニ依リ所轄地方廳ニ願書ヲ差出スヘシ

第六條　地方廳ニ於テ第一條第二條及第五條ノ願書ヲ受理シタルトキハ調査ノ上意見ヲ附シテ進達スヘシ

第七條　下付ニ係ル樟苗ヲ以テ造林シタル樟樹若ハ無償ニテ業主權ヲ付與シタル造林地ハ臺灣總督ノ許可ヲ受クルニ非レハ讓渡シ貸渡シ又ハ擔保ノ目的ト爲スコトヲ得ス

第八條　地方廳ニ於テハ樟苗下付臺帳樟樹造林地貸付臺帳及業主權付與臺帳ヲ調製シ毎年度末日現在ヲ翌年度四月限臺灣總督ニ報告スヘシ但シ臺帳樣式ハ別ニ之ヲ定ム

（別記樣式省略）

尙ほ本島樟腦の產出を永く確保せんが爲には上述の如き造林計畫と相俟ちて、全島の山野に自生する多數の天然樟樹を保護するの必要あり。仍て明治四十二年以降天然樟樹保護の制を立て、保安林又は要存置林として製腦原料及樟母樹の保存を圖り、併せて學術研究の資料に供したり。

粗製樟腦及樟腦油生產額累年表

年度	年度末現在灶數	粗製樟腦 官業	粗製樟腦 民業	粗製樟腦 計	樟腦油 官業	樟腦油 民業	樟腦油 計	芳樟油 官業	芳樟油 民業	芳樟油 計
明治三二	四、六四一	一五五、四七七斤	一、六六三、七五〇斤	一、八一九、二二七斤	九三、七二八斤	一、二五六、一五九斤	一、三五九、八八七斤	斤	斤	斤
同三三	五、四六三	四九〇、五六八	二、九八八、六一一	三、四七九、一七九	二九五、三九四	二、〇六六、七二四	二、三六二、一〇八			
同三四	五、八四三 五八三	七五九、九九五	二、九七七、八九二	三、六六七、八八七	四五九、四一一	二、一二七、七五五	二、五八七、一八六			
同三五	四、八二五	二八三、九三八	二、八六四、八〇四	三、一四八、七四二	一六二、九四二	二、三五二、一九三	二、三八八、一三五			
同三六	六、三四六	—	三、五九五、八一四	三、五九五、八一四	—	二、八六八、七九四	二、八六八、七九四			
同三七	六、八〇三	—	三、五四〇、九五三	三、五四〇、九五三	—	二、八〇五、八〇九	二、八〇五、八〇九			
同三八	六、四三二	三七、七二〇	二、八六五、二一七	二、八六五、二一七	八〇、七四五	二、二七三、七八八	二、二七三、七八八			

| | | |

の檢定法に依りたるも、固より正確を期し得べきものに非ざるを以て、明治三十四年に至り粗製樟腦及樟腦油鑑定手續を制定し、之に依りて科學的嚴密を期せしが、其の後明治三十六年五月に至り訓令第十號を以て粗製樟腦及樟腦油鑑定規程を定め、爾後之に準據して鑑定することと爲したり。

第三　補償金の交付

補償金は收納品の對價として製造者に交付するものなるを以て、其の決定は最も愼重なるを要す。政府は生產者の意思に拘束せらるることなく任意に之を決定し得べしと雖も、固より據るべき標準なかるべからず。卽ち政府は專賣制度の創始に當り、明治三十二年六月告示第六十九號を以て各局に於ける補償金（當時は之を賠償金と稱す）を定め、臺北樟腦局に於ては樟腦百斤に付上等三十圓、中等二十七圓、下等二十四圓、樟腦油百斤に付十五圓とし、以下各樟腦局に就き差等を設けたり。而して之が決定は製造者が收支を償ひて尙ほ相當の利潤を收め得べき程度を旨とし、過去二箇年間に於ける島內各集散地の時價を調査し、其の平均價格を基礎とし、之に生產費及び運搬交通の便否等を參酌し、品位に依りて上・中・下の三等級に分つものにして、樟腦油は上等樟腦の約半額とし、各局に於ける價格は各局納品を何れも同一價格のものと見做し、各局より臺北に廻送する運賃減耗其の他の費用を考慮し其の差額を算出したるものとす。補償金は生產費の增減、市場價格の高低其の他一般經濟事情の變遷によりて固より一定なる能はず。政府は適宜之が實情に應じ屢〻其の補償金額を改正したり。今其の一々を揭ぐるは煩雜に過ぐるを以て、左に大正末年の現行に係る補償金を揭ぐるに止むべし。

臺灣總督府告示第五十七號（大正十五年五月一日）

明治三十六年法律第五號粗製樟腦樟腦油專賣法第三條ニ依ル補償金左ノ通改定ス

製腦地區別	納付	臺灣總督府專賣局		臺灣總督府專賣局基隆出張所	
	粗製樟腦百斤ニ付	樟腦油百斤ニ付		樟腦油百斤ニ付	
	上等	本樟油（油樹油ヲ含ム）	芳樟油	本樟油（油樹油ヲ含ム）	芳樟油
臺北州管內一圓	七二・〇〇円	三六・〇〇円	三四・〇〇円	三五・八〇円	三三・八〇円
新竹州管內一圓	六八・〇〇	三六・〇〇	三二・〇〇		
臺中州管內一圓	六四・〇〇	三四・〇〇	三二・〇〇		
臺南州管內一圓	七二・〇〇	五一・〇〇	四五・〇〇	五〇・八〇	四五・八〇
高雄州管內一圓			四六・〇〇		
臺東廳管內一圓	七三・〇〇				
花蓮港管內一圓					

粗製樟腦及樟腦油收納額累年表

年度	粗製樟腦			樟腦油			賠償金額合計
	收納額	賠償金額		收納額	賠償金額		
明治三二	一、六四六、七八八斤	四五五、八二二円		一、三六九、八八七斤	一四、五三七円		六三〇、三五九円
同三三	三、三八三、三八八	八九五、五三二		二、三二六、六九三	三一六、九四八		一、二一二、四八〇
同三四	四、七七〇、四五一	九六八、〇七六		二、五四八、八三七	四五六、五四二		一、四二四、六一八
同三五	三、八九二、三九一	七六四、四三七		二、〇四〇、〇五七	三一五、四〇二		一、〇七九、八三九
同三六	四、九三九、一〇九	九六四、六〇七		二、七一三、二二〇	三八〇、四〇六		一、三四五、〇一三
同三七	四、八七四、二九五	九六八、四九〇		二、七八四、四二一	四一五、八四四		一、三八四、三三三
同三八	四、〇二二、〇七六	八八五、七三〇		二、六一四、一二四	四〇〇、五七九		一、二八六、三〇九
同三九	四、六八四、〇三二	一、〇九〇、九二四		三、一九三、一八二	六五一、九〇七		一、七四二、八三一

明治四〇	三、七八八、一七六斤	一、三六四、八六三円	四、三六五、二二七斤	一、〇三六、二六七円	二、四〇一、一三一円	
同四一	三、五五七、六三七	一、三三一、七三三	四、七一七、九四九	一、二二二、〇九五	二、五五三、八三〇	
同四二	三、四四七、四七五	一、二五七、五五六	四、三七二、〇二六	八五七、九九五	二、一一五、五五一	
同四三	五、六八五、三五四	二、〇一〇、八二八	六、五八九、五八六	一、二四四、六一七	三、二五五、四四五	
同四四	四、六〇三、三一四	一、六三二、〇七八	五、七七九、八七三	一、一二〇、一三二	二、七五二、二一〇	
大正元	四、一三九、三一五	一、四六二、二九四	五、四二四、一五四	一、〇六二、三一六	二、五二四、六一〇	
同二	四、五四六、三四六	一、五七八、七五五	五、七六三、八三二	一、〇九九、七四二	二、六七八、四九七	
同三	四、七五〇、〇二八	一、六六二、〇三八	六、四六三、九三六	一、二四五、八五五	二、九〇七、八九三	
同四	四、六二〇、六六三	一、六〇一、二二四	六、九四四、六八五	一、一〇〇、七九〇	二、七〇二、〇一五	
同五	四、九五〇、三二二	一、七二四、八五〇	八、〇五八、二八九	一、五五三、〇七二	三、二七七、九二二	
同六	三、一八五、一三九	一、一六九、五七五	六、〇六一、五三四	一、二四七、五四〇	二、四一七、一一五	
同七	二、三四三、三〇七	一、一二六、五二一	四、九三五、三七二	一、三三〇、一一八	二、四五六、六三九	
同八	二、〇九八、七七四	一、五二七、七七一	四、五一五、一三七	一、九二六、〇九〇	三、四五三、八六一	
同九	二、一〇二、一一五	二、四一四、六六八	六、三六三、一九七	三、六一一、一二七	六、〇二五、七九五	
同一〇	一、五一九、八二六	一、三三四、四六五	五、一四七、〇五一	二、二九八、八五四	三、六三三、三一九	
同一一	一、二九九、六五四	九九〇、九三五	六、八四一、四二二	二、六八〇、七四四	三、六七一、六七九	
同一二	一、九九一、六一四	一、四八五、三七九	九、五五七、四五〇	三、八四三、九八二	五、三二九、三六〇	
同一三	一、六八六、九〇九	一、二五九、一五八	八、二五一、八三五	三、三〇〇、〇一八	四、五五九、一七六	
同一四	一、四二二、二八九	一、〇五八、九二〇	七、六〇〇、八二八	二、九九二、三七〇	四、〇五一、二九〇	
昭和元	一、二七七、八九〇	八五〇、三四六	八、九二五、一四八	三、一五三、二二六	四、〇〇三、五七三	

（備考）一、本表には專賣局試製樟腦・樟腦油・農科大學演習林より受入樟腦樟腦油及び專賣局雜入（收納場掃寄品）・支那買入樟腦を包含せしめたり。

二、大藏省より引受たる內地產樟腦は本表より除外したり。

第三目　樟腦の再製及調理

第一　再　製

專賣制度施行の當初に在りては、政府に收納したる樟腦油は悉く一定の價格を以て神戶市の再製業者に賣下げ、右樟腦油より再製せられたる樟腦に就きては、臺灣の專賣事業を妨げざる範圍內に於て其の價格を定めしむることとし、之を專賣制度の羈絆外に置きたり。然るに專賣制度施行後樟腦價格の騰貴に伴ひ、自由なる內地製品及再製樟腦增加の爲め、專賣制度の前途を危ふからしめんとせしを以て、明治三十三年十月以降此の制度を廢し、新に之を官業とし民間に請負はしむることと爲したり。卽ち樟腦油の再製を從來の再製業者に請負はしめ、再製品を收納することと爲し、之に對しては概ね年度始め每に契約を更新して以て大正四年度末に至れり。而して此の期間に在りては樟腦油は請負再製の方法に依り、再製の費用を支給せず、單に再製の際に生ずる副產物及過剩樟腦を給與しこれに代へたり。然るに斯かる請負再製の方法は會計法上收支を混同するものなりとの疑義あり、加ふるに粗製樟腦及樟腦油專賣法中の個人の製造したる粗製樟腦は總べて政府に收納すべき規定と牴觸すべきに依り、遂に之を改め、大正五年度より樟腦油を從來の再製業者に賣下げ、其の再製樟腦を買收する方法を採り、以て大正末年に及びたり。

尙ほ他方政府は再製事業を自ら行ふの利益なるを認め、明治三十七年に至り官營再製工場設立の議を生じ、同四十年愈〻之が建設を決し、爾來四箇年の歲月を費し、同四十四年始めて臺北再製工場の完成を見、茲に官營再製に著手したり。

樟腦油再製成績累年表

年度	原料消費高	生産 樟腦	赤油	白油	タール	藍色油	其他	計	減量
	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
明治三三	請一、二五七、六八七	六一九、九五八	二三、九二五	一八三、〇四四	二七、五〇〇			四、七五〇、七六六	三九八、九五九
同三四	請二、六二四、六三八	一、八二一、五一二	四九七、一〇二	三九四、八七三	五一、五三一			三、六二九、三七七	二九一、一四五
同三五	請一、九六〇、四一二	九六五、五一二	三六九、三三	二九三、九七七	四〇、三四五			二、八二一、〇一四	四三九、三七八
同三六	請二、八三二、一九六	一、三九五、二六四	五六一、六七二	四一六、一六七	五五、〇九二			五、一四三、九七九	四〇九、九八七
同三七	請二、七七六、九八三	一、三七二、三六六	五四九、五三四	四一八、九六三	五三、九七五			四、八四一、七六六	三九三、六四六
同三八	請二、六一七、七二一	一、二六五、三〇八	五四九、五三四	三九二、六五八	五〇、五七五			四、七五〇、七七六	三九八、九五九
同三九	請三、〇五九、七三四	一、三五三、四四二	五四九、八二〇	四五八、三三二	六一、一九五			五、六五二、六五一	四九五、八一七
同四〇	請四、三四四、四七一	二、一一四、〇九一	六六、二六九	八六、二六九	八六、二六九			八、〇〇三、三四四	六六五、五九八
同四一	請四、七八一、三七七	二、二八〇、七七二	七六二、〇一八	九四、三六八	九四、三六八			八、七六三、九一四	七六二、〇一八
同四二	請三、九五五、四九六	一、九三五、三六六	六四三、七〇四	六四三、七〇四	七九、七一六			七、四〇三、九九九	六四三、七〇四
同四三	請六、六〇六、〇三〇	三、二三三、七四二	一四四、三五二	一四四、三五二	一四四、三五二			一二、三三七、〇八一	一四四、三五二
大正元	請三、〇六六、八二四	一、〇三八、一二四	七、六三二	七、六三二	七、六三二			一、四七八、八六五	七、六三二
同四四	直三、七五六、八一四	一、〇五六、九四八	三五五、八六六	三五五、八六六	三五五、八六六			三、三二九、四二六	三五五、八六六
同二	請三、五三三、七三二	一、一〇三、九七三	六六、二六九	六六、二六九	六六、二六九			一、八〇八、三六九	六六、二六九
同三	直三、五九八、八五五	一、一〇三、九七三	六六、二六九	六六、二六九	六六、二六九			一、八〇八、三六九	六六、二六九
同四	請三、〇五八、八五五	一、一〇三、九七三	六六、二六九	六六、二六九	六六、二六九			一、八〇八、三六九	六六、二六九
同五	直四、二三四、一九五	二、〇五六、一四三	一三七、〇九二	一三七、〇九二	一三七、〇九二			二、三二九、二三五	一三七、〇九二

（備考）一、樟腦の純分は直營に在りては九三％請負に在りては八三％とす。

二、本表中「原料消費高」の欄中「直」は直營「請」は請負なりたり。

三、「原料消費高」中「請負」の數量には神戸支局にて交附したる滴下油大正三年度には五、一二五斤大正四年度には五七、九五二斤を含む。

四、「其他」はピッチ・半製品・中間油等を含む。

第二　調理

各製腦業者の納付せる山製樟腦は、其の品質勢ひ不同なるを免れずして、直に之を專賣品として一般に提供し難きものあるを以て、專賣制度施行以後政府に於て總て之を調理加工し、以て品質の優良均一を期し、尚ほ揮發減量の防止に努めたり。卽ち先づ明治三十二年七月臺北に樟腦工場設立に著手し、翌三十三年一月之を竣成、同年二月作業を開始し、更に同年七月には神戸市に於ける民間工場を買收し、之を改造修理して翌三十四年一月作業を開始したり。

右兩工場に於て調理製出の樟腦の種類は、甲種・改良乙種・乙種・粉末壓搾製甲乙の兩種及乾餾製の各種にして、大正九年度以降に於ては特に殆んど改良乙種に限定したり。乙種樟腦とは山製又は再製樟腦に含有する水分及油分を遊離し、一定標準に適合せしめたる品位のものにして、之を更に昇華して含有不純物を一定程度迄除去したるものを改良乙種と稱す。又甲種樟腦とは前記昇華に依りて析出したるものの內、品質比較的良好なるものを選擇したるものにして、改良乙種及び甲種を夫々壓搾したるものを粉末壓搾製乙及甲と稱す。改良乙種は輸出の適品にして、內地精製業者の精製原料にも此の種を充用す。

前記專賣局神戶工場に於ては神戶市の再製業者より納付したる再製樟腦、臺北より輸送の再製樟腦（明治四十四年度以降）及び山製樟腦を以て、乾餾製甲種及び改良乙種（當初は乙種をも調理）を調理せしも特に明治三十六年十二月以降大正四年十二月迄は、大藏省の委託に依り內地產粗製樟腦を引取り、主として乙種（明治四十年十月迄）、改良乙種を調理し、又時々甲種をも調理したり。卽ち明治三十六年十月內地臺灣共通專賣法施行の結果、臺灣專賣局は內地產樟腦の調理及販賣をも併せ取扱ふに至りたるものなるが、其の調理に就きては同年十二月大藏省との間に左の如き「內地產樟腦買受調理ニ關スル協定」を結びたり。

內地產樟腦買受調理ニ關スル協定

一　內地事務局ト臺灣專賣支局トノ間ニ於ケル粗製樟腦賣渡代價ハ乙種又ハ改良乙種ノ出來上リタル數量ニ拂下價格ヲ乘ジタル金額中ヨリ製造費（乙種ニ付テハ製造費ヲ要セズ）及荷造費ヲ控除シタルモノトス。

但シ臺灣專賣支局ニ於テ內地事務局ヨリ受取リタル樽ヲ返戻セザルトキハ、樽代ニ相當スル金額ハ右荷造費中ヨリ之ヲ控除スベシ。

二　當分ノ內乙種ハ勿論改良乙種ヲ製造スル場合ニ於テモ內地產ト臺灣產トハ之ヲ區別スルモノトス。

三　內地產ヲ以テ改良乙種ヲ製造スル場合ニ於テ生ジタル仕上粗品ハ內地事務局ノ權利ニ屬ス。故ニ他日內地產トシテ改良乙種製造ノ原料トナルモノトス。

四　內地事務局ヨリ臺灣專賣支局ニ粗製樟腦ヲ引渡シタル後ニ於テ貯藏中分離シタル樟腦油ハ、之ヲ內地事務局ニ引渡スモノトス。

五　乙種ノ荷造ハ成ルベク樽詰トスルモノトス。

六　改良乙種ノ荷造ハ函詰トシ、五十斤入ハ內地販賣ノモノニ限リ、外國輸出ノモノハ總テ百斤入トス。

七　乙種ト爲スト改良乙種ト爲ストハ臺灣專賣局ニ於テ適宜之ヲ定ムベキモ、內地專賣ノ計畫上參考トシテ時時其ノ腹案ヲ大藏省ニ報告スルモノトス。

每月ノ製造額ヲ½ヨリ下ラザル樣ニ爲スコト。五十斤入ハ箱代丈ケ高ク拂下グル事。

右協定に基き次の如く神戶支局に委託調理すべき內地產樟腦の受渡手續を定めたり。

臺灣總督府專賣局神戶支局委託調理內地產樟腦受渡手續

第一條　專賣局神戶製造所ハ一箇年度間ニ於テ臺灣總督府專賣局神戶支局ニ委託調理スヘキ內地產樟腦ノ種類數量及之カ調理區分ヲ月別ニ豫定シ前以テ之ヲ同支局ニ通知スヘシ

前項豫定ノ變更ヲ要スル場合亦同シ

第二條　專賣局神戶製造所ハ前條ノ豫定數量ニ基キ臺灣總督府神戶支局ノ調理所要每ニ斃方立會秤量ノ上其所要數量ヲ同支局ニ引渡スヘシ

第三條　臺灣總督府專賣局神戶支局ニ於テ調理ヲ終リタル樟腦ハ專賣局神戶製造所ノ所要額每ニ斃方立會秤量ノ上之ヲ同製造所ニ引渡スヘシ

前項ノ樟腦ニシテ正味賣以外ノモノハ臺灣總督府專賣局神戶支局ニ於テ一定ノ包裝ヲ施シタル上之ヲ專賣局神戶製造所ニ引渡スヘシ

前二項ニ依リ引渡ヲ受クヘキ樟腦ハ隨時專賣局神戸製造所ニ於テ其品位ノ鑑定ヲ行フコトアルヘシ

第四條　專賣局神戸製造所ニ於テ委託調理ノ爲メ臺灣總督府專賣局神戸支局ニ引渡シタル樟腦ノ調理未濟品又ハ其ノ半製品ノ引渡ヲ求メタルトキハ同支局ハ之ヲ同製造所ニ引渡スヘシ

第五條　臺灣總督府專賣局神戸支局ニ於テ委託調理ノ爲メ生シタル滴下油ハ一箇月分ヲ纏メ專賣局神戸製造所ニ引渡スヘシ

第六條　專賣局ヨリ臺灣總督府專賣局ニ支拂フヘキ調理及包裝費ハ左ノ金額ヲ標準トシテ之ヲ計算ス但シ必要ニ應シ豫メ雙方協議ノ上之ヲ更定スルコトヲ得

一甲　種	百　斤	調理費	九拾四錢六厘
一改良乙種	百　斤	同	六拾六錢六厘
一改良乙種	百斤函入	包裝費	壹圓四拾貳錢六厘
一改良乙種	五十斤函入	同	壹圓壹錢參厘

第七條　臺灣總督府專賣局神戸支局ハ毎月樟腦委託調理書及調理包裝計算書ヲ作リ翌月十日迄ニ之ヲ專賣局神戸製造所ニ送付スヘシ專賣局神戸製造所ハ前項ノ計算書ヲ受ケ取リタルトキハ其月末日迄ニ之ヲ臺灣總督府專賣局神戸支局ニ支拂フヘシ

右は內地產樟腦を輸出せんには之を改良乙種に調理する要あるも、之が爲には新に設備を必要とし、內地の專賣制度實施早々に急施するを得ざるにより、差當り臺灣總督府と協議して同專賣局に委託したるものなり。而して右協定に依りて調製するに當り內地產と臺灣產とは嚴重に之を區別することとしたるも、斯くては徒に手數を要するのみならず、工場經濟上にも不得策なるを以て、協議の結果明治四十三年三月限り之を廢止して混合調理に改め、製品を一定の減耗率に依りて區別することと爲したり。然るに右の委託調理は大正四年十月以降內地專賣局に於て改良乙種の賣下を全廢し、乙種のみを供給する方針を執るに及び、同年十二月以降遂に之を廢止したり。

樟腦調理製造成績累年表

年度	原料使用高	調理高 乾餾製	壓搾甲種	壓搾乙種	甲種	乙種	改良乙種	新改良乙種	粗品	滴下油	合計	調理減
明治三二	六〇一、四一三 斤	斤	斤	斤	三一〇、三六〇 斤	二四〇、〇四三 斤	斤	斤	斤	斤	五五〇、六二三 斤	五一、八〇〇 斤
同　三三	二、四一三、九四〇	一八、五三三	二、七二三	四、〇五四	一、六〇六、〇六三	九五二、九二〇			一〇、七二五	二、一六七、〇四三	二四六、九〇八	
同　三四	二、七二、二九五	八四、七八八	五、九八二	七、〇〇六	六四六、三三三	九五、二一〇	七九三、三三四		六四、〇〇五	二、五六八、四四八	二三、八四八	
同　三五	二、四七二、六三五	三四、四四九	五、三三	一、一六七	五二一、八四四	一、八八、七四四	四七五、二六四		四三、七四七	二、一四〇、五五九	三三、〇七六	
同　三六	三、一九八、七八〇	四六	一八〇	六八二	三八六、六五六	九四〇、九二一	三六、〇〇〇		五三、三四七	二、八三七、〇三三	三一、八六六	
同　三七	三、七六五、七五三		一九三		二五五、二七三	一、六二一、一一二	四〇七、〇〇四		二九、二〇九	二、二〇四、四四四	二三、〇四四	
同　三八	三、〇一九、五九七		八〇八	一〇〇	九一、四四四	一、五四七、七〇三	三四八、五五九		二六、三二九	二、七五六、〇六〇	九一、四四四	
同　三九	三、三六二、九〇二		三九七	一、〇八三	六六〇、八四四	一、三三七、一九二	四二九、八〇〇		一一、五四七	二、九七一、一六三	二二、〇四四	
同　四〇	三、一三二、五六一		一、四九四		一、七三一、七四四	一、八九、一〇六	四七五、二六四		九、九七八	二、九七一、一六三	二二、〇四四	
同　四一	三、七八五、〇四七				一八、八七〇	二、三八一、七六八	三四八、五五九		一〇、四四一	三、三七四、〇六〇	四九、六六六	
同　四二	四、六四六、三三三				一、四五三	二、二八八、八四四	三七六、三五七		一二、七二一	四、二三三、八〇六	四九、六六六	
同　四三	五、六九四、九九六				二二五	二、九二八、三五四	五五六、九九六		一九二、三六	五、二三二、七二六	四、五六〇	
同　四四	五、一二七、三三九				二三	三、〇四九、六二三	七一〇、二四八		一九八、六一三	四、六二四、五六〇	七三、三一〇	
大正　元	五、七二三、三六三				三	二、九八、三四九	七九五、三五五		二〇、六四四	五、二七、二四四	八九一、八九九	
同　二	五、七五四、九四八			四一九		二、八三九、五七九	七九七、八四四		四九七	四、九三七、〇六六	八一、八三〇	
同　三	六、〇五〇、八三三					二、九六、一四三	九六八、四三		三六八、五七八	五、〇六六、三七九	一四四、九一六	

| | | |

ハ、會社ニ賣渡ス樟腦ノ代價ハ政府ノ官吏之ヲ定ムルコト。

ニ、樟腦ノ運搬保管及代金ノ取立ニ付テハ請負人ヲ定メ、一定ノ手數料ヲ支拂ヒ之ヲ請負ハシムルコト。

ホ、運搬保管中ノ減耗ハ政府ノ負擔タルベキコト。

ヘ、政府ハ請負人ガ本邦ヨリ樟腦ヲ積出ス毎ニ、其ノ數量到著地及到著期日ヲ派遣官吏ニ通報スルコト。

ト、政府ノ官吏ハ時々巡視シテ請負人ガ政府ノ指示シタル所ニ違犯スル所ナキヤ否ヲ監督スルコト。

チ、歐米以外ニ對スル樟腦ノ輸出ハ神戸ニ於ケル樟腦精製業者ニ一任ス。但原料拂下ノ條件トシテ賣渡價格ヲ制限スルコト。

リ、內地用トシテ左ノ數量ヲ控除シ、他ハ成ルベク之ヲ外國ニ輸出スルノ方針ヲ採ルコト。

一、一般ノ需要及精製原料　四十萬斤

二、セルロイド原料（網干會社　三十萬斤／三井計畫會社　三十萬斤）

又內地精製會社ニ對スル拂下價格ハ歐米ニ於ケル政府ノ賣渡價格ヲ參酌シテ之ヲ定メ相當利益ノ外精製業者ヲシテ暴利ヲ得セシメザルコト。

三、明年四月以降ニ於テ內地及臺灣ノ關係ハ左ノ如クスルコト。

イ、內地及臺灣ノ兩專賣ハ之ヲ存スルコト。

ロ、內地樟腦ヲ臺灣ニ賣渡スコトハ之ヲ廢止スルコト。

ハ、神戸ニ於ケル臺灣專賣局支局ノ設備ハ內地事務局ニ使用セシムルコト。

ニ、臺灣ノ樟腦油ハ再製設備完成後ハ臺灣總督府ニ於テ再製スルコト。

ホ、內地樟腦油ノ再製ハ政府ニ於テ之ヲ行フコト。

然るに右協定に基き內地・臺灣兩專賣局にて各個に樟腦を販賣するに至りし結果、動もすれば連絡を缺くの虞ありしを以て、明治四十一年一月兩者間に外國賣に在りては相互に通報して之が連絡を圖り、原則として大口賣には內地產を、小口賣には內地產は成るべく內地需要に、臺灣產は主として外國輸出に振向くることと爲し、後幾許もなく藤田助七（後明治四十五年七月株式會社日本商業會社に名義變更）に限りて賣渡すことと爲したり。次で大正三年三月に至り當時內地工業の發達著しく、原料の需要頗る旺盛となりたるを以て、新たに內地專賣局との間に次の如き協定を爲し、以て內地賣渡範圍を擴張し、同年四月より之を實行したり。

一、從來內地ニ於ケル樟腦ノ需要ニ對シテハ、日本商業會社ヲ除クノ外悉ク內地產ヲ以テ供給スルコトト爲シ來リシガ、內地ニ於ケル需要增加ノ爲內地產ノミヲ以テ之ヲ充タスコト能ハザルトキハ、其ノ不足分ニ對シ臺灣專賣局ハ臺灣產ヲ直接內地需要者ニ供給スルコト。

二、前項ニ依リ臺灣專賣局ヨリ直接內地需要者ニ供給スル場合ニ於テ、其ノ精製業者ニ賣下グベキ數量ハ、內地專賣局ガ各精製業者（日本商業會社ヲ除ク）ニ賣下グル數量ト臺灣專賣局ガ日本商業會社ニ賣下グル數量トノ差額ヲ下ラザルコト。

三、內地專賣局ハ每年三月ニ於テ其ノ翌年度中ニ各需要者ニ賣下グベキ見入數量及五月以降ニ於テ每月其ノ前月ニ於ケル各需要者別賣下數量ヲ臺灣專賣局ニ通知スベキニ付キ、臺灣專賣局モ之ト同樣ニ內地專賣局ニ通知スルコト。

尋いで世界大戰勃發に伴ひ歐洲各地のセルロイド工場及精製工場は多く軍需品の製造に轉じたるを以て、我國の業界は俄然活氣を呈し來り、之が製造原料の需要旺盛を極むることとなり、延ては各自競爭の結果として、需給の調節をも圖らず、其の極當然收め得べき利益をも收め得ず、徒らに海外需要者を利し、專賣樟腦の獨占的地位を破壞するの虞あるに至りたり。當局は此の情勢を察知し此の

機に内地臺灣の精製業者を合同して一大會社を設立せしめ、現に歐米に仕向け來れる原料を以て右會社に割當て、以て全世界への樟腦の供給を我國にて獨占せんことを期し、大正六年十一月内地臺灣兩專賣局間に左の如き協定を結びたり。

一、内地産ハ總テ之ヲ内地ノ需要ニ當テ、臺灣産ハ内地及臺灣ノ需要ヲ充ス外外國企業家ニ之ヲ供給スルコト。

二、内地産ハ全部乙種ノ儘之ヲ新設樟腦會社、セルロイド及龍腦業者竝ニ消費賣業者ニ賣下グルコト。

三、内地セルロイド原料ニ付テハ企業ノ濫設ヲ誡メ、資力ト經驗トニ於テ能ク戰後ノ競爭ニ堪ヘ得ル見込アルモノニ對シテハ、内地ニ於ケル其他ノ需要及外國需要ノ總テニ對シ優先的タラシムルコト。

四、新設樟腦會社ニ對シテハ精製品ヲ統一シ品質向上ヲ期セシムルコト。

五、精製技術ノ進歩程度ヲ見ル爲、政府ハ時々精製品ノ檢査ヲ爲シ、不適當ト認ムル製品アルトキハ之ガ輸出ヲ禁止スルコト。

六、前項ノ精製品ノ檢査及精製業ニ對スル督勵其他ニ付テハ、内地ニ於ケルモノニ對シテハ内地專賣局、臺灣ニ於ケルモノニ對シテハ臺灣專賣局之ヲ管理スルコト。

七、精製品ノ賣値ハ自由ヲ原則トスルモ特ニ必要アルトキハ政府之ヲ指定スルコト。

八、精製業ハ今回ノ新設樟腦會社以外ニ之ヲ許サザルコト。

九、樟腦油ハ一旦之ヲ賣下グルモ之ヨリ再製シタル樟腦油ハ内地專賣局ニ收納スルコト。

十、新設樟腦會社ニ於テ洗滌精製スル際生ズル樟腦油ハ之ヲ内地專賣局ニ收納スルコト。

斯くて、翌大正七年二月、當時の精製業者日本商業會社、聲合樟腦製造所、朝日樟腦精製會社、藤澤友吉、神戸精製會社、臺灣鹽業會社の六者及外國販賣取扱人たる三井物産會社をして、相合同して日本樟腦株式會社を創設せしめたり。之に依り從來の如き各自競爭に依る弊害は除かれ、生産費の遞減、品質、價格の統一を期し得るに至りたるを以て、政府は同年一月二十五日閣議を以て新たに專賣樟腦の販賣方針を左の如く確立したり。

一　精製樟腦ノ原料タル粗製樟腦ノ外國賣ハ之ヲ廢止シ、内國事業家ヲシテ之ガ精製ニ當ラシメ精製品トシテ外國ノ需要ニ應ゼシムルコト。

二　セルロイド原料タル粗製樟腦ノ外國賣ハ之ヲ廢止セザルモ、内國セルロイド工業ノ堅實ナル發達ヲ助成スル目的ヲ以テ該業者中實力アリ且將來發展ノ見込アリト認ムルモノニ對シテ出來得ル限リ樟腦ノ供給ヲ爲シ、然ル後外國賣ニ充當スルコト。

之れ精製用原料の輸出は大正八年度限り之を廢止し、世界の精製樟腦を我が國製品を以て獨占し、粗製樟腦の輸出は專らセルロイド原料用のみに限定せんとするものにして、其の趣旨が國内樟腦精製事業發達の助成に在ること言を俟たず。尚ほ當時右の如き販賣方針の決定に對し、寧ろ國内セルロイド工業の保護育成の爲に、同原料用の粗製樟腦の輸出をも同時に停止すべしとの論議ありしも、政府は今俄に斯くの如き擧に出づるは多年の海外顧客を遇する所以に非ざるのみならず、當時の需給關係より見るに、斯くの如きは徒に人造樟腦竝に代用品の發達を刺戟し、却つて不得策なりとして之を採用せずして止み、唯、原案の如く國内の堅實なる業者に優先的に供給することと爲したるものとす。而して前述の如く精製用原料の外國賣も、海外精製業者及製藥者に對し俄に之が原料の供給を杜絶するは酷に過ぐるを以て、姑らく大正九年五月迄、一定の數量を限り之を供給することと爲したり。

次に樟腦の販賣方法に就ては、專賣法第十三條に依れば粗製樟腦・樟腦油は總て定價を以て賣渡すものとし、必要と認むる場合に限り競爭に付することを得るものとせり。然れども專賣創始以來競爭販賣に依りしことなく、常に需給の實況に卽應して適當に賣値を一定し、以て專賣政策の圓滿なる遂行を期したり。又施行規則第十八條に依れば、粗製樟腦・樟腦油又は精製樟腦の賣渡を受けたる者は直に代金を納付し、現品を引取るべく、若し賣渡契約の日より三日以內に現品を引取らざるときは相當の保管料を徵するものなるが、右賣下代金は明治三十三年七月四日律令第十二號に依り、政府の指定したる有價證券を擔保として豫め提供するときは六箇月內の延納を許可することを得る定めなり。後明治四十二年三月に至り律令第一號を以て右延納期間を三箇月內に減じ、更に大正十年十月府令第百五十五號を以て、賣拂代金一口五百圓以上の場合に限り、大正十年勅令第三百七十四號に依り六箇月內の延納を許可することと爲したり。

樟腦の賣渡價格は上述の如く需給の實況に卽應して屢〻之を變更したるも、右價格は原則として內地及臺灣共通とせられしを以て、之が變遷に就きては內地樟腦專賣に關する記述に讓りて玆には之を贅せず（第七編專賣第三章第八節參照）。

樟腦賣渡數量及價額累年表

年度	精製樟腦				粗製樟腦								價額總計
	粉末壓搾製甲		粉末壓搾製乙		甲種		改良乙種		乙種		支那樟腦		
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
	斤	圓	斤	圓	斤	圓	斤	圓	斤	圓	斤	圓	圓
明治三二	封度		封度										
同三三	六、〇二八	五、四六一	九、〇〇四	七、六五三	一、〇〇四、八〇〇	九五七、四一〇			二、六七六、〇四五	四〇〇、〇〇〇			三、二四六、五七〇
同三四	一四、二九一	一二、一四七	一五、四一二	一二、三三三	一、〇八〇、〇一〇	九〇一、〇一〇	一、三五七、〇〇〇	九八〇、〇一〇					三、〇〇三、一二〇
同三五	二一、九六八	九、六五八	二、三六五	一、七四四	八七一、四〇〇	六〇六、六八〇	一、六三三、九二五	一、一四九、三七五					二、一八七、三七
同三六	三三	二五	二、六三九	一、九二五	六四四、一二〇	五一〇、一九一	一、四四〇、九五〇	一、〇一九、六三五					三、八六八、三九八
同三七	四二六	三四一	一一五	八九	三八八、五〇〇	三二七、九五五	一、六九五、五三六	一、一九四、八七五					三、二九六、七〇五
同三八	一、七九四	一、六七二	三三二	三一六	二六、八一〇	一〇九、三八三	一、〇八三、四九〇	七九九、四一〇					四、〇五、八七一
同三九	二、五六二	二、一〇二	四八六	五七八	六七、〇〇〇	七九、四一〇	一、九三六、七一四	一、三九六、八一〇					四、四八、七九三
同四〇	五、〇〇〇	六、二五〇	二四八	三三	七〇	八四〇	二、三一七、一五〇	一、六一四、八一〇					四、五四、七九〇
同四一	一	一	一三六	一三〇	二五〇	二五六〇	四一七、六三六	四一九、三四〇					四、四八、七九三
同四二	三、一〇〇	二、八〇	一三五	一九四	一	一	二、六七、一〇二	二、三五、八一二	四九、三九三	三三、四三七			四、四八、七九三
同四三	二三五	一九四	一九四	一、八四〇	六七、〇〇〇	七九、四一〇	三、〇〇七、四四一	二、四三五、五七一					四、五五、〇一五〇
同四四	二三五五	二三〇	二三五五	四〇〇	七〇	七四〇	二、八四七、六四九	二、六四四、九一五	一、九五八、八三一	一、九九八、三七			四、四八、七九三
大正元	一〇	九	三	一	三八八、五〇〇	三二七、九五五	二、〇五九、五三六	二、一二四、三四三	二、一二四、三四三	二、一二四、三四三			五、五〇、一五〇
同二	八〇〇	七二〇	一〇〇	九〇	二、六九〇、〇〇〇	二、二六五、〇〇〇	一、三〇三、五一九	一、三〇三、五一九	二、六二一、一九六九	二、六二一、一九六九			四、九二六、二〇八
同三	一〇〇	九〇	一〇〇	九〇	二、七四四、七五三	二、三四〇、九五七	二、七四四、一七六	二、三四〇、九五七	二、三七〇、二五〇	二、三七〇、二五〇			四、七四、一〇三五
同四	五二〇	四一〇	三	三	二、八三五、八五二	二、四〇六、八一二	二、八三五、八五二	二、四〇六、八一二	一、九六九、六四三	一、九六九、六四三			四、七四、一〇三五
同五	四、七八八	三、七九三	八七	八七	九〇、二三五	七三、五三七	三、〇七八、八一〇	二、五三七、七一二	三、六五九、七七一	三、六五九、七七一			四、七四、一〇三五
同六	一〇〇	八七	一〇〇	九〇	七四〇	七四〇	一、九〇〇、一八一	一、六七四、八一〇	二、一四二、五五七	二、一四二、五五七			四、七四、一〇三五
同七	一〇〇	一四五	一〇〇	一四五	一	一	一、九三六、七一四	一、三五六、八一〇	二、三五二、六六一	二、三五二、六六一			四、七四、一〇三五
同八	一〇〇	一七〇	一〇〇	一七〇	二五六〇	二五六〇	二、二九六、六六一	二、二九六、六六一	三、四七二、一五〇	三、四七二、一五〇			四、七四、一〇三五
同九	三〇〇	四七六	三〇〇	四七六	七四〇	七四〇	三、一七、一八二	三、一七、一八二	四一七、六三六	四一七、六三六			四、七四、一〇三五
同一〇	二〇三	三二五	二〇三	三二五	一	一	三、二七、一〇二	三、二七、一〇二	五七二、〇〇〇	五七二、〇〇〇			四、七四、一〇三五
同一一	一〇〇	一五九	一〇〇	一五九	二五六〇	二五六〇	三、九三三、九六三	三、九三三、九六三	二、四三五、六七九	二、四三五、六七九			四、七四、一〇三五
同一二	一〇〇	一四〇	一〇〇	一四〇	一	一	三、二九、三一二	三、二九、三一二	二、八四七、九二七	二、八四七、九二七			四、七四、一〇三五
同一三	九六	九二	九六	九二	一九二、〇〇〇	一九二、〇〇〇	二、三六五、六六六	二、三六五、六六六	二、四〇六、五八八	二、四〇六、五八八			四、七四、一〇三五

年度	精製樟腦				粗製樟腦								價額總計
	粉末壓搾製甲		粉末壓搾製乙		甲種		改良乙種		乙種		支那樟腦		
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
	斤	圓	斤	圓	斤	圓	斤	圓	斤	圓	斤	圓	圓
同三四	一四、二九一	一二、一四七	一五、四一二	一二、三三三	一、〇八〇、〇一〇	九〇一、〇一〇	一、三五七、〇〇〇	九八〇、〇一〇					三、〇〇三、一二〇
同三五	二一、九六八	九、六五八	二、三六五	一、七四四	八七一、四〇〇	六〇六、六八〇	一、六三三、九二五	一、一四九、三七五					二、一八七、三七
同三六	三三	二五	二、六三九	一、九二五	六四四、一二〇	五一〇、一九一	一、四四〇、九五〇	一、〇一九、六三五					三、八六八、三九八
同三七	四二六	三四一	一一五	八九	三八八、五〇〇	三二七、九五五	一、六九五、五三六	一、一九四、八七五					三、二九六、七〇五
同三八	一、七九四	一、六七二	三三二	三一六	二六、八一〇	一〇九、三八三	一、〇八三、四九〇	七九九、四一〇					四、〇五、八七一
同三九	二、五六二	二、一〇二	四八六	五七八	六七、〇〇〇	七九、四一〇	一、九三六、七一四	一、三九六、八一〇					四、四八、七九三
同四〇	五、〇〇〇	六、二五〇	二四八	三三	七〇	八四〇	二、三一七、一五〇	一、六一四、八一〇					四、五四、七九〇
同四一	一	一	一三六	一三〇	二五〇	二五六〇	四一七、六三六	四一九、三四〇					四、四八、七九三
同四二	三、一〇〇	二、八〇	一三五	一九四	一	一	二、六七、一〇二	二、三五、八一二	四九、三九三	三三、四三七			四、四八、七九三
同四三	二三五	一九四	一九四	一、八四〇	六七、〇〇〇	七九、四一〇	三、〇〇七、四四一	二、四三五、五七一					四、五五、〇一五〇
同四四	二三五五	二三〇	二三五五	四〇〇	七〇	七四〇	二、八四七、六四九	二、六四四、九一五	一、九五八、八三一	一、九九八、三七			四、四八、七九三
大正元	一〇	九	三	一	三八八、五〇〇	三二七、九五五	二、〇五九、五三六	二、一二四、三四三	二、一二四、三四三	二、一二四、三四三			五、五〇、一五〇
同二	八〇〇	七二〇	一〇〇	九〇	二、六九〇、〇〇〇	二、二六五、〇〇〇	一、三〇三、五一九	一、三〇三、五一九	二、六二一、一九六九	二、六二一、一九六九			四、九二六、二〇八
同三	一〇〇	九〇	一〇〇	九〇	二、七四四、七五三	二、三四〇、九五七	二、七四四、一七六	二、三四〇、九五七	二、三七〇、二五〇	二、三七〇、二五〇			四、七四、一〇三五
同四	五二〇	四一〇	三	三	二、八三五、八五二	二、四〇六、八一二	二、八三五、八五二	二、四〇六、八一二	一、九六九、六四三	一、九六九、六四三			四、七四、一〇三五
同五	四、七八八	三、七九三	八七	八七	九〇、二三五	七三、五三七	三、〇七八、八一〇	二、五三七、七一二	三、六五九、七七一	三、六五九、七七一			四、七四、一〇三五
同六	一〇〇	八七	一〇〇	九〇	七四〇	七四〇	一、九〇〇、一八一	一、六七四、八一〇	二、一四二、五五七	二、一四二、五五七			四、七四、一〇三五
同七	一〇〇	一四五	一〇〇	一四五	一	一	一、九三六、七一四	一、三五六、八一〇	二、三五二、六六一	二、三五二、六六一			四、七四、一〇三五
同八	一〇〇	一七〇	一〇〇	一七〇	二五六〇	二五六〇	二、二九六、六六一	二、二九六、六六一	三、四七二、一五〇	三、四七二、一五〇			四、七四、一〇三五
同九	三〇〇	四七六	三〇〇	四七六	七四〇	七四〇	三、一七、一八二	三、一七、一八二	四一七、六三六	四一七、六三六			四、七四、一〇三五
同一〇	二〇三	三二五	二〇三	三二五	一	一	三、二七、一〇二	三、二七、一〇二	五七二、〇〇〇	五七二、〇〇〇			四、七四、一〇三五
同一一	一〇〇	一五九	一〇〇	一五九	二五六〇	二五六〇	三、九三三、九六三	三、九三三、九六三	二、四三五、六七九	二、四三五、六七九			四、七四、一〇三五
同一二	一〇〇	一四〇	一〇〇	一四〇	一	一	三、二九、三一二	三、二九、三一二	二、八四七、九二七	二、八四七、九二七			四、七四、一〇三五
同一三	九六	九二	九六	九二	一九二、〇〇〇	一九二、〇〇〇	二、三六五、六六六	二、三六五、六六六	二、四〇六、五八八	二、四〇六、五八八			四、七四、一〇三五

大正一四 昭和元	封度	円	封度	円	斤	円	斤	円	斤	円
			二三	二四						
			三、三七、六二八	四、八〇二、三一〇	斤	八、七七、七五	斤	円	斤	八、七七、七九
						五、二六四、七五				五、二六五、二四九

（備考）一、本表の外大蔵省より引受けたる内地樟腦を賣渡せしもの明治三十六年度三、六〇〇、〇〇〇斤（價額二七九、六一〇圓）、同三十七年度八七八、〇五〇斤（價額七二六、一八六圓）、同三十九年度一、〇二八、八〇〇斤（價額一、一七〇、九〇九圓）あり。

二、本表の外に乾溜製を賣渡せしもの明治三十三年度四〇、〇〇〇封度（價額三七、九六〇圓）、同三十四年度一八一、一〇〇封度（價額一六六、四七五圓）、同三十五年度六八、五六九封度（價額五六、二〇八圓）、同三十六年度一二、二七四封度（價額一〇、五五二圓）、同四十年度八三三封度（價額九一六圓）あり。

第三款　食鹽專賣

第一項　序說

臺灣に於ては古くより鹽に對して租稅を賦課したるが、雍正四年（西曆一七二六年）以後當時支那本土に行はれたる專賣制度を臺灣にも施行することと爲し、從來の民辨を廢し鹽業を擧げて政府の管理に歸したり。爾來其の制度には自ら一張一弛ありしと雖も、實に百七十年の歲月を經過し、以て明治二十八年五月改隸の時に迨びたり。改隸と共に總督府は從來の鹽專賣制度を廢して、之を民營に一任したるも、其の結果は政府の豫期に反して、一兩年を出でずして各地の鹽田荒廢して產額亦頗る減少し、且鹽價の變動甚しき等幾多の弊害を生じたり。玆に於て總督府は更めて種々攻究の上、島內の鹽業を振興せしめ鹽の需給を圓滑ならしむる爲に、再び專賣制度を施行することと爲し、明治三十二年五月以降之を實施し、以て大正末年に及べり。

第二項　食鹽專賣の實施

第一目　實施の經過

明治二十八年五月改隸と共に總督府は、從來本島に施行せられたる鹽專賣制度の存廢の可否如何に就き調査研究を加へしが其の結果に依れば、凡そ食鹽は人類生活に一日も缺くべからざるものなるを以て、成るべく廉價に之を供給せざるべからざるに拘らず、從來專賣制度施行の結果は正に之に反し、政府は其の專賣權を濫用して之を廉買貴賣し、政府の收むる所を以て消費者の負擔に歸し、恰も一の苛稅を賦課するに異ならず。而も其の運用を誤りたる結果政府の實收する所は尠く、徒に其の局に當る官吏の腐敗を招きたるに止まりたり。且又需給の實情を察して鹽價の當を保たしめ難く違反者の取締亦決して容易ならざるものあり。然るに之を改めて鹽の製造販賣を民間の自由に任ずるときは、却つて需要供給の妙を得、價格の平均を保ち、結局鹽業の發達を招來するを得べく、更に當時日本人は日清通商條約に依りて清國內地の製鹽を輸出するの權を有せず、日本內地の產額は其の消費額に對して餘あるが爲に、其の販路を求むるに急なりしを以て、之を人民の自由營業に附するときは、或は將來臺灣に內地製鹽の販路を得るに至るべしとの結論に到達したり。仍て遂に舊制を廢止して製鹽及販賣共に人民の自由に任すことに決し、同年七月三十一日左の如き諭示を發したり。

鹽ハ乃チ百味ノ祖ナリ。人間一日モ缺ク可カラス。向來臺地ノ鹽務ハ官辦ニ統歸シテ其ノ利ヲ壟斷セラレ、而シテ民困已ニ甚シ。我　大皇帝民難ヲ體念シ宿弊ヲ痛恨セラレ、特ニ本總督ニ令シ、一切ノ弊竇盡ク革廢ヲ行ハシム。乃チ日食ノ需豈官辦私販ノ理アランヤ。自示ノ後ハ鹽販食戶ニ論ナク、概ネ自買自賣ヲ行ヒ以テ

民生ニ便ニス。爾諸色人等當ニ　聖皇體恤愛民ノ主意ヲ知ルヘシ。

然るに事實は當局の豫期に全く反して在來の製鹽業者は收支相償はざる苦境に陷り、鹽田は漸次荒廢に歸し、鹽價亦甚だしき不均衡を來すに至り、一般人民を困惑せしめたり。蓋し清國政府時代に於ては專賣制度施行の爲に前述の如き諸弊を見たるは否定すべからずと雖も、他方又一般人民は久しく專賣制度の行はれ來りたる結果之に慣れ、鹽業者も概ね斯業を世襲し來り、斯くて、鹽田の面積、產鹽額及鹽價等も略一定し、之を製造して納付すれば、之に對して賠償金を交付せられ、自ら他に販路を求むるを要せず、略其の堵に安んずることを得たるなり。然るに一度專賣制度を撤廢するや、沿海地方（殊に西部）の住民は粗雜簡易なる方法に依りて製鹽を開始し、從來の鹽業家は自家製鹽の販路に苦心するに至り、且又廉價なる對岸輸入鹽の增加を來したる爲に鹽價次第に低落し、更に又當時恰も勞銀の昂騰に刺戟せられて、父祖傳來の鹽田を放棄して他に出稼するもの續出するに至り、旁以て鹽田の荒廢著しく、鹽業の前途頗る寒心に堪へざるのみならず、需給の關係圓滑を得ず、配給全からざる爲に、產鹽地を遠く距つる地方に於ては空前の高值を呼ぶに至り、一方には鹽價の低廉を喜ぶものありと雖も、他方其の高價に怨嗟の聲を放つものを生じたり。

右の如くにして當局の豫期とは全く相背反し、斯業の自由は却つて單り製鹽業者のみならず、一般人民の困惑する所となり、茲に更めて鹽專賣制度實施の議起るに至れり。

第二目　臺灣食鹽專賣規則の制定及改正

上述の如くにして再び專賣制施行の議起り、總督府に於て調査の結果之が實施に決し、明治三十一年六月臺灣食鹽專賣規則を立案して、之を內務省に稟申したり。右は固より清國政府時代の舊制を踏襲せしものに非ずして大いに其の規模を擴張し、斯業を奬勵し完全なる配給網を張りて需給の圓滑を圖り、更に島外搬出を隆盛ならしめ、以て政府歲入の增加を期したるものにして、今其の制定の理由とする所を見るに、臺灣には製鹽に適する土地多しと雖も、舊政府時代に在りては食鹽の生產は臺灣內の需要を限度としたるを以て、其の產額纔に三十萬石に過ぎず。又舊制廢せられし今日に在りても尙未だ之が發達を見る能はずして、稍萎靡不振の傾向を呈せり。故に此の規則を制定するも遽かに巨額の歲入を得る能はずと雖も、現今既に鹽業者は自ら販路を求むるの煩勞を感じ、舊制の復活を希望しつつあるを以て、舊制を參酌し、產鹽を政府に收納し、且つ他方に於て製鹽を奬勵せば漸次產額を增加すべく、歲入亦隨て增加するを得べしといふに在りたり。總督府より右規則草案の送付を受けたる內務省は之を農商務省に交涉し、農商務省は更に臺灣鹽專賣に關して鹽業調查會に諮問したるが、同會は之に對し次の如く答申したり。

臺灣に專賣を行ふは之を可とす。但し左の條件に依ること。

一　臺灣全島にのみ專賣を行はれたきこと。

二　內地に販鹽出張所を設けられざること。

三　將來內地に賣出す場合には內鹽と價格の平均を保ち、內鹽販賣に妨害を與へられざること。

而して右の理由とする所は、蓋し臺灣鹽を專賣とし內地の鹽と競爭するは不可なりと雖も、現時臺灣の製鹽は尙該島の需要に供するに足らず、且つ舊慣あるを以て、該島內のみに專賣を施行し、其の產を奬勵し、將來該島鹽田の開發を增加し、該島の需要に剩餘を生ずるときは、之を朝鮮·露領又は印度

等に輸出し、尚剰餘ありて之を内地に販賣するときは、内鹽と價格を平均にし、成るべく競爭を避けんことを要するといふに在りたり。斯くて明治三十二年四月に至り臺灣食鹽專賣規則は(一)支那鹽を買入れて内地に輸入すべからず(二)臺灣産鹽を以て島内の需要に應ずるに足らざる場合に於て、其の不足額に限り支那鹽を買入ることを得、其の買入高は豫め内務・農商務兩大臣に具申すべし(三)他日外國鹽に輸入稅を增課するときは、臺灣鹽を内地に移入販賣するに方り内地産鹽の價格と均衡を保たしむべし、との條件を以て上奏の通り勅裁を經、同月律令第七號を以て發布せられ、次いで同月府令第三十四號を以て、其の施行期日を同年五月十五日と定めたり。臺灣食鹽專賣規則の全文左の如し。

臺灣食鹽專賣規則（明治三十二年四月二十六日律令第七號）

第一條　此規則ニ於テ食鹽ト稱スルハ本島産及外國産ノ粗製食鹽ヲ謂フ

第二條　食鹽ハ政府ニ收納シ定價ヲ以テ之ヲ專賣ス

政府ヨリ賣渡シタル食鹽ニアラサレハ賣渡讓渡又ハ消費スルコトヲ得ス

第三條　食鹽ヲ製造シ又ハ輸入スル者ハ其食鹽ヲ政府ニ納付スヘシ

第四條　食鹽ヲ製造シ又ハ輸入シタル者之ヲ政府ニ納付シタルトキハ賠償金ヲ交付スヘシ

賠償金ハ臺灣總督之ヲ定メ豫メ告示ス

第五條　食鹽ハ臺灣總督ノ指定シタル開港ニアラサレハ之ヲ輸入スルコトヲ得ス

第六條　食鹽製造者ハ每年製造見込高ヲ屆出ツヘシ其期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

食鹽製造者ノ變更ハ其繼承者ヨリ之ヲ屆出ツヘシ

第七條　鹽埕及食鹽ノ貯藏所其他所在ノ場所ハ當該官吏若ハ吏員ヲシテ檢查セシムルコトアルヘシ

第八條　各地方便宜ノ地ニ食鹽取扱所ヲ設ケ食鹽ノ收納及賣渡ヲ取扱ハシム

第九條　第二條第二項ニ違背シタル者ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス但其犯罪ニ係ル食鹽ノ現存スルトキハ何人ノ所有タルヲ問ハス政府ニ之ヲ收納シ第四條ノ賠償金ヲ交付ス

第十條　此規則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用キス

第十一條　食鹽製造者及食鹽輸入者ハ其代理人家族同居者雇人ニシテ其業務ニ關シ此規則ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルヲ得ス

第十二條　此規則ノ施行ニ關シ必要ナル規程及施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

附則

第十三條　此規則施行以前ヨリ持越シタル食鹽ニ對シテハ此規則ヲ適用セス

右食鹽專賣規則第十三條は規則施行前の持越鹽には本規則を適用せざる旨の除外を設けたるも明治三十二年七月律令第十七號を以て右除外例を撤去し、持越鹽に對しても仍ほ本則を適用する旨を明示したり。蓋し專賣制度の實施に先だち本制度施行の噂世上に流布するや、民間商人にして多量の買占を爲すものを生じ、此の爲め規則實施後此等の食鹽は持越鹽として所在に販賣せられ、之を密輸入品と區別し難く、且又自ら專賣鹽の販路を杜塞し、規則の勵行上支障尠なからざりしを以てなり。唯、自家用食鹽に迄及ぼすの要なきを以て之を除外したり。

次に又食鹽專賣規則は本島製鹽のみならず、輸入鹽をも之を政府收納すべきものとし、輸入行爲其ものは之を人民の自由に任じたり。然るに斯くの如きは需給の大勢に應じ、其の輸入高を自在に伸縮せしめ難く、且又將來鹽田見込地開發に伴ひ、輸入鹽制限の必要を生ずべきにより、明治三十二年九月律令第二十八號を以て左の如く之に改正を加へ、人民の自由輸入を禁じ、政府自ら輸入することと爲すと同時に、從來本規則は單に本島産鹽及外國産鹽に適用せられ、内地産鹽は規則外に置かれ自由

に臺灣に移入せられたるも、斯くの如きは專賣制度の基礎を危くするものなるを以て、內地鹽をも政府に限り之を移入し得るものとし、其他規則第八條は官制事項に屬するを以て之を削除したり。

律令第二十八號（明治三十二年九月十三日）

明治三十二年律令第七號臺灣食鹽專賣規則中左ノ通改正ス

第一條中「本島產及外國產ノ」ノ八字ヲ削ル

第二條　食鹽ハ政府之ヲ收納シ又ハ輸入シ定價ヲ以テ專賣ス

政府ヨリ賣渡シタル食鹽ニアラサレハ賣渡讓渡又ハ消費スルコトヲ得ス

第二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二條ノ二　食鹽ハ政府ノ外內地及外國ヨリ之ヲ本島ニ輸入スルコトヲ得ス

第三條第四條中「製造シ又ハ輸入スル者ヲ」「製造シタル者」ニ改ム

第五條　刪除

第八條　刪除

第九條中「第二條第二項」ノ下ニ「及第二條ノ二」ノ六字ヲ加フ

第十一條中「及食鹽輸入者」ノ六字ヲ削ル

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

其の後本規則には久しく改正を見ざりしも、大正十五年七月に至り、律令第五號を以て次の如く其の全文を改正し、同年八月一日より之を施行したり。

臺灣食鹽專賣規則（律令第五號　大正十五年七月三十日）

第一條　本令ニ於テ食鹽トハ百分中四十以上ノ鹽化曹達ヲ含有スル礦物ニシテ食用ニ供シ得ルモノヲ謂フ

第二條　政府ハ食鹽ノ專賣權ヲ有ス

第三條　食鹽ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ輸入スルコトヲ得ス

第四條　食鹽ヲ製造セントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

食鹽ノ製造及製造者ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

食鹽ノ再製ハ之ヲ製造ト看做ス

第五條　食鹽製造者ノ製造シタル食鹽ハ政府之ヲ收納ス但シ命令ノ定ムル制限數量以內ノ食鹽ニシテ食鹽製造者ノ自家用ニ供スル爲當該官吏ノ檢查ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六條　食鹽製造者食鹽ヲ製造シタルトキハ之ヲ政府ニ納付スヘシ但シ前條但書ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

食鹽ノ納付場所ハ政府之ヲ定ム

第七條　食鹽製造者食鹽ヲ納付シタルトキハ政府ハ其ノ品質ヲ鑑定シ賠償金ヲ交付ス

食鹽ノ賠償價格ハ政府之ヲ定メ公示ス

第八條　食鹽製造者前條ノ鑑定ニ不服アルトキハ再鑑定ヲ求ムルコトヲ得但シ賠償金ノ請求ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

再鑑定ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條　食鹽製造者ノ納付セントスル食鹽ニシテ其ノ品質甚シク粗惡ナルモノニ付テハ政府ハ相當ノ處理ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第十條　政府ハ需要供給ノ情況ニ依リ食鹽ノ製造期間又ハ製造數量ヲ制限スルコトヲ得

第十一條　政府ハ食鹽ノ納付期日、包裝、運搬方法及運搬通路ヲ指定スルコトヲ得

第十二條　食鹽ハ政府又ハ政府ノ指定シタル食鹽元賣捌人若ハ食鹽小賣人ニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

食鹽ノ販賣及販賣者ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條　食鹽販賣者ハ政府ノ定メタル制限價格ヲ超エテ食鹽ヲ販賣スルコトヲ得ス

第十四條　食鹽販賣者ハ食鹽ニ他物ヲ混和シテ販賣スルコトヲ得ス

第十五條　政府又ハ食鹽販賣者ヨリ買受ケタル食鹽ニ非サレハ之ヲ所有所持讓渡質入又ハ消費スルコトヲ得ス但シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ於テ認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條　政府ノ指定シタル用途ニ使用スル爲特定價格ヲ以テ買受ケタル食鹽ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ臺灣ニ於テ讓渡質入又ハ消費スルコトヲ得ス

第十七條　當該官吏ハ食鹽ノ製造場貯藏場又ハ食鹽販賣者ノ營業場其ノ他必要ノ場所ニ立入リ食鹽器具機械帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査シ又ハ取締上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

當該官吏ハ運搬中ニ在ル食鹽ヲ檢査シ必要ト認ムルトキハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ當該官吏ハ關係人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

第十八條　食鹽製造者又ハ食鹽販賣者本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ政府ハ製造ノ許可若ハ販賣ノ指定ヲ取消シ又ハ製造若ハ販賣ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十九條　食鹽製造者製造ノ許可ヲ取消サレタルトキト雖既ニ製造ヲ了シタル食鹽ニシテ未タ納付セサルモノニ付テハ仍本令ヲ適用ス

食鹽販賣者販賣ノ指定ヲ取消サレタル場合ニ於テ未タ販賣セサル食鹽現存スルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ買戻スコトヲ得

第二十條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第三條ノ規定ニ違反シテ食鹽ヲ輸入シタル者

二　第四條ノ規定ニ違反シテ食鹽ヲ製造シタル者

三　第十二條ノ規定ニ違反シテ食鹽ヲ販賣シタル者

四　第十五條ノ規定ニ違反シタル者

第二十一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　第十條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ食鹽ヲ製造シタル者

二　第十三條ノ規定ニ違反シテ制限價格ヲ超エテ食鹽ヲ販賣シタル者

三　第十四條ノ規定ニ違反シテ食鹽ニ他物ヲ混和シテ販賣シタル者

四　第十六條ノ規定ニ違反シタル者

五　第十八條ノ規定ニ依ル製造又ハ販賣ノ停止命令ニ違反シタル者

第二十二條　第十一條ノ規定ニ依ル指定ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十三條　第二十條第一號又ハ同條第三號乃至第五號ノ罪ヲ犯シタル者ノ所有又ハ所持スル食鹽ニシテ犯罪ニ係ルモノハ之ヲ沒收ス既ニ讓渡消費其ノ他ノ行爲ニ因リ所有及所持セサルニ至リタルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徵ス

前項ノ價格ハ政府之ヲ決定ス

第二十四條　當該官吏ノ職務執行ヲ妨ケタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法ニ規定アルモノハ刑法ニ依ル

第二十五條　本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニ付テハ刑法第三十八條第三項但書第三十九條第二項第四十條第四十一條第四十八條第二項第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス但シ前條ノ罰ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條　食鹽ノ輸入者製造者又ハ販賣者カ未成年者又ハ禁治產者ナル場合ニ於テ本令又ハ本令ニ基キ

テ發スル命令ニ依リ處罰スヘキトキハ第二十四條ノ場合ヲ除キ其ノ法定代理人ヲ處罰ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條　食鹽ノ輸入者、製造者又ハ販賣者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ食鹽ノ輸入者、製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第二十八條　間接國稅犯則者處分法ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ犯罪事件ニ付之ヲ準用ス

第二十九條　本令中輸入又ハ輸出ニ關スル規定ハ移入又ハ移出ニ付之ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

粗製食鹽以外ノ食鹽ニシテ本令施行ノ際現存スルモノニ付テハ本令ヲ適用セス但シ大正十五年八月一日以後ニ於テ其ノ食鹽ヲ販賣セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スヘシ

右改正の要點は專賣鹽の範圍を擴張して、從來の粗製鹽に加ふるに精製鹽をも專賣制度の取締下に置き、又食鹽製造に就きては取締及販賣政策上總べて許可制度を採用し、此の結果專賣局長に對して製造許可の許與、取消、製造停止の處分に關する權能を付與し、更に製鹽者の納付する食鹽は一々鑑定の上收納せしも、右の鑑定に不服ありたる場合從來之が救濟方法なかりしを改め、再鑑定の請求を認むることと爲し、更に又新に一箇年十五斤以內の自家用鹽の製造を認め、食鹽の輸移入は從來政府の外之を行ひ得ざる規定なりしを、政府又は政府の命を受けたるものに限り之を行ひ得ることと爲し、島內の販賣制度に關しては從來の三級制を廢し、元賣捌人、小賣人の二級制と爲し、販賣者の指定は元賣捌人、小賣人共專賣局長の指定に委し、其の期限を各三箇年以內と定めたること等に在り。

明治三十二年臺灣食鹽專賣規則の發布せらるるや、之に伴ひ之と同時に府令第三十二號を以て次の如き同規則施行細則を發布し、臺灣食鹽專賣規則施行の日より之を施行したり。

臺灣食鹽專賣規則施行細則（明治三十二年四月二十六日臺灣總督府令第三十二號）

第一條　食鹽ヲ製造セントスル者ハ第一號書式ニ依リ一箇年中ノ製造見込高屆書ヲ作リ前年十二月中ニ之ヲ所管鹽務局ハ其管內製造業者ノ屆書ヲ取纏メ調査ノ上意見ヲ付シ每年一月十日マテニ進達スヘシ

第二條　製造シタル食鹽ハ充分乾燥セシメタル上第二號書式ニ依リ請求書ヲ作リ現品ト共ニ之ヲ所管鹽務局ニ納付スヘシ

第三條　食鹽ヲ輸入シタル者ハ第二號書式ニ依リ請求書ヲ作リ現品ト共ニ之ヲ所管鹽務局ニ納付スヘシ

第四條　鹽田及食鹽貯藏所其他食鹽所在ノ場所等ヲ檢查セシムル當該官吏竝吏員ニハ左式ノ證票ヲ携帶セシムヘシ

（證票省略）

第五條　第一條ノ屆出ヲ爲ササル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

（書式省略）

右細則は其後明治三十三年二月府令第十六號を以て、檢查員證票樣式中に改正を加へ、更に同三十四年六月府令第三十六號を以て、各條及樣式中『鹽務局』とあるを『專賣支局』に、『局長』とあるを『支局長』に、又『總督府』とあるを『專賣局』に夫々改めしが、大正十五年七月に於ける專賣規則の大改正に伴ひて、之と同時に府令第六十三號を以て同施行規則を廢止し、以て大正の末年に迨びたり。

臺灣食鹽專賣規則施行規則（大正十五年七月三十日臺灣總督府令第六十三號）

第一條　食鹽ヲ製造セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ臺灣總督府專賣局長（以下專賣局長ト稱ス）

ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

一　住所、氏名若ハ名稱

二　鹽田ノ位置及面積

三　工場ノ位置及設備

四　製造方法

五　一年ノ製造見込高

第二條　食鹽製造ノ許可ヲ受ケタル者（以下製造者ト稱ス）左ニ揭クル場合ニ於テハ專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ

一　鹽田面積ヲ增加セントスルトキ

二　工場ヲ新設、移轉、增築又ハ改築セントスルトキ

三　製造方法又ハ工場設備ヲ變更セントスルトキ

第三條　製造者左ニ揭クル場合ニ於テハ直ニ專賣局長ニ申告スヘシ

一　住所、氏名若ハ名稱ヲ變更シタルトキ

二　鹽田面積又ハ工場ヲ縮少シタルトキ

第四條　製造者死亡シタルトキハ相續人ハ六十日內ニ所轄專賣官署ニ申告シテ食鹽ノ製造ヲ承繼スルコトヲ得但シ第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クルコトヲ得サル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ヲ除クノ外食鹽ノ製造ヲ承繼セントスル者ハ製造者ト連署シ專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ但シ專賣局長正當ノ事由アリト認メタルトキハ製造者ノ連署ヲ要セス

第五條　製造者食鹽ノ製造ヲ廢止セントスルトキハ其ノ旨豫メ所轄專賣官署ニ申告スヘシ

第六條　臺灣食鹽專賣規則ニ違反シ處罰又ハ處分ヲ受ケ二年ヲ經サル者ハ食鹽製造ノ許可ヲ受クルコトヲ得ス

第七條　製造者食鹽ヲ製造シタルトキハ政府ノ定ムル期日ニ之ヲ所轄專賣官署ニ納付スヘシ

前項ノ期日ハ所轄專賣官署長之ヲ定ム

製造者ノ納付セントスル食鹽ニシテ其ノ品質甚シク粗惡ナルトキハ所轄專賣官署長ハ相當ノ處理ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第八條　製造者食鹽ヲ納付シタルトキハ專賣官署ハ其ノ品質ヲ鑑定シ秤量ノ上之ヲ收納ス

專賣官署ハ收納シタル食鹽ニ對シ賠償金ヲ交付ス

第九條　製造者再鑑定ヲ求メントスルトキハ其ノ要領ヲ具シ卽時所轄專賣官署長ニ申立ツヘシ

再鑑定ノ申立アリタルトキハ專賣官署長ハ二人以上ノ鑑定人ヲ指定シテ更ニ鑑定ヲ爲サシメ其ノ品質ノ等級ヲ決定ス

再鑑定ニ依リ其ノ等級決定シタルトキハ所轄專賣官署長ハ決定書ヲ作リ之ヲ再鑑定申立人ニ交付ス

再鑑定ノ結果其ノ等級當初鑑定ノ等級ヨリ上進セサルトキハ再鑑定ニ要シタル費用ハ申立人ノ負擔トス

第十條　製造者其ノ製造シタル食鹽ヲ自家用ニ供セントスルトキハ所轄專賣官署ニ申告シテ專賣官吏ノ檢查ヲ受クヘシ

自家用鹽ノ數量ハ製造者竝其ノ家族及從業者一人ニ付一年十五斤ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條　食鹽ノ製造期間又ハ製造高ヲ制限スル必要アルトキハ專賣局長之ヲ定メ製造者ニ通知ス

第十二條　食鹽製造ノ方法又ハ政府ニ納付スヘキ食鹽ノ包裝貯藏若ハ運搬方法又ハ運搬通路ヲ指定スル必要アルトキハ所轄專賣官署長之ヲ定メ製造者ニ通知ス

第十三條　專賣局長必要ト認ムルトキハ製造者ニ食鹽ノ製造若ハ貯藏設備ノ圖面又ハ製造用器具機械ノ目錄ヲ提出スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第十四條　製造者ハ帳簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ但シ所轄專賣官署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ記載事項ヲ省略シ又ハ帳簿ヲ備ヘサルコトヲ得

一　製造シタル食鹽ノ種類、數量及製造年月日

二　政府ニ納付シタル食鹽ノ種類數量及納付年月日
三　原料トシテ買入レタル食鹽ノ種類數量價格受入年月日及受入先
四　原料トシテ使用シタル食鹽ノ種類數量及使用年月日
五　自家用トシテ檢查ヲ受ケタル食鹽ノ種類數量及檢查年月日
專賣官署長必要ト認ムルトキハ前項各號ノ外記載事項ヲ指示スルコトヲ得

第十五條　製造者食鹽製造場所在地ニ現住セサルトキハ臺灣食鹽專賣規則及本令ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲代理人ヲ定メ連署シテ專賣局長ニ申告スヘシ

第十六條　食鹽製造許可ノ取消又ハ食鹽製造停止ノ命令ハ書面ヲ以テ專賣局長之ヲ製造者ニ通知ス

第十七條　製造者死亡シタルトキ現存スル食鹽ハ相續人又ハ管理人ニ於テ直ニ所轄專賣官署ニ納付スヘシ

第十八條　食鹽販賣者（以下販賣者ト稱ス）ヲ分チテ食鹽元賣捌人（以下賣捌人ト稱ス）及食鹽小賣人（以下小賣人ト稱ス）トス

第十九條　賣捌人ハ政府ヨリ食鹽ヲ買受ケ之ヲ小賣人ニ賣渡スモノトス但シ專賣局長必要ト認ムルトキハ直接消費者ニ賣渡サシムルコトヲ得

小賣人ハ賣捌人ヨリ食鹽ヲ買受ケ之ヲ消費者ニ賣渡スモノトス

專賣局長ハ賣捌人ノ食鹽賣捌區域ヲ指定スルコトヲ得

食鹽賣捌區域ヲ指定シタル場合ニ於テハ賣捌人ハ其ノ指定區域外ノ小賣人ニ食鹽ヲ賣渡スコトヲ得ス又小賣人ハ其ノ所屬以外ノ賣捌人ヨリ食鹽ヲ買受クルコトヲ得ス但シ專賣局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十條　販賣者ハ三年內ノ期間ヲ以テ專賣局長之ヲ指定ス

第二十一條　賣捌人ノ指定ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ履歷書ヲ添附シ專賣局長ニ提出スヘシ

小賣人ノ指定ヲ受ケントスル者ハ申請書ヲ專賣局長ニ提出スヘシ

第二十二條　販賣者死亡シタルトキハ相續人ハ三十日內ニ專賣局長ニ申告シテ殘期間營業ヲ繼續スルコトヲ得但シ第二十五條ノ規定ニ依リ販賣者ニ指定セラルルコトヲ得サル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條　賣捌人其ノ營業ヲ廢止セントスルトキハ其ノ旨豫メ所轄專賣官署ニ申告スヘシ

第二十四條　販賣者住所氏名若ハ名稱ヲ變更シタルトキハ直ニ專賣局長ニ申告スヘシ

第二十五條　左ニ揭クル者ハ販賣者ニ指定セラルルコトヲ得ス

一　臺灣食鹽專賣規則ニ違反シ處罰又ハ處分ヲ受ケ二年ヲ經サル者

二　第三十九條ノ規定ニ依リ販賣者ノ指定ヲ取消サレ二年ヲ經サル者

三　破產者ニシテ未タ復權セサル者

四　國稅滯納處分又ハ之ニ準スル處分ヲ受ケ二年ヲ經サル者又ハ假出獄中若ハ刑ノ執行猶豫中ノ者

五　禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リタルトキヨリ二年ヲ經サル者

第二十六條　販賣者ノ營業場ハ一人一箇所トス但シ專賣局長必要ト認ムルトキハ賣捌人ニ對シ二箇所以上ノ營業場ノ設置ヲ命スルコトヲ得

賣捌人其ノ營業場ヲ移轉若ハ廢止セントスルトキ又ハ食鹽貯藏場（以下貯藏場ト稱ス）ヲ設置移轉若ハ廢止セントスルトキハ專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ

小賣人其ノ營業場ヲ移轉セントスルトキハ所轄專賣官署長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十七條　販賣者ハ營業場ノ見易キ場所ニ標札及食鹽賣捌價格表ヲ揭クヘシ

賣捌人貯藏場ヲ設置シタルトキハ見易キ場所ニ標札ヲ揭クヘシ

第二十八條　賣捌人食鹽ノ賣渡ヲ受ケントスルトキハ食鹽ノ種類及數量ヲ記載シタル食鹽賣渡請求書ヲ專賣局長ニ提出スヘシ

第二十九條　賣捌人食鹽賣渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ運滯ナク代金ヲ納付シ又ハ擔保ヲ提出スヘシ

第三十條　賣捌人前條ノ擔保ヲ提供シタル場合ニ於テ食鹽買受代金ヲ其ノ納付期日迄ニ納付セサルトキハ專賣局長ハ百圓ニ付日歩三錢ノ割合ヲ以テ遲延利息ヲ徵收スルコトヲ得

第三十一條　政府ヨリ賣捌人ニ賣渡ス食鹽ハ專賣官署又ハ專賣官署長ノ指定スル場所ニ於テ之ヲ引渡スモノトス

專賣官署又ハ專賣官署長ノ指定シタル場所ヨリ賣捌人ノ營業場貯藏場若ハ賣捌人カ特ニ專賣局長ノ許可ヲ受ケ小賣人ニ食鹽ヲ引渡ス場所ニ至ル迄ノ運賃竝包裝費ハ一定ノ割合ヲ以テ政府之ヲ支給ス

專賣局長必要ト認ムルトキハ賣捌人ニ賣渡シタル食鹽ノ運送ニ付其ノ運送人ヲ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ指定シタル運送人ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ食鹽滅失若ハ毀損シタルトキハ政府ハ現品ノ補給又ハ引替ヲ爲スコトヲ得

第三十二條　賣捌人ヨリ小賣人ニ賣渡ス食鹽ハ賣捌人ノ營業場ニ於テ之ヲ引渡スモノトス但シ專賣局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ營業場以外ノ場所ニ於テ引渡スコトヲ得

前項ノ引渡場所ヨリ小賣人ノ營業場ニ至ル迄ノ食鹽運賃ハ專賣局長之ヲ認定シ小賣人ニ通知ス

第三十三條　賣捌人他ノ賣捌人ヨリ食鹽ヲ買受ケントスルトキハ專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ

專賣局長必要ト認ムルトキハ賣捌人ニ對シ他ノ賣捌人ニ食鹽ノ賣渡ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ食鹽ノ運賃竝包裝費ハ政府之ヲ支給ス

第三十四條　專賣局長必要ト認ムルトキハ賣捌人ニ指定シタル者ニ對シ其ノ指定期間前其ノ者ヲ賣捌人ト看做シ食鹽ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得

專賣局長必要ト認ムルトキハ小賣人ニ對シ直接食鹽ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル賣渡價格ハ賣捌人カ小賣人ニ對スル現行ノ賣渡價格ニ依ル

第二十八條乃至第三十一條ノ規定ハ前項ノ買受者ニ準用ス

第三十五條　販賣者ハ其ノ營業場又ハ貯藏場ニ非サレハ食鹽ヲ藏置スルコトヲ得ス

第三十六條　小賣人食鹽ノ出賣ヲ爲サントスルトキハ所轄專賣官署ニ申請シ別記第一號樣式ノ食鹽出賣許可證(以下出賣許可證ト稱ス)ノ下付ヲ受クヘシ

前項ノ出賣許可證ハ出賣ノ際之ヲ携帶スヘシ

第三十七條　專賣局長ハ販賣者ノ營業場又ハ貯藏場ノ位置若ハ其ノ設備又ハ營業場ニ備付クヘキ食鹽ノ種類若ハ數量其ノ他業務上必要ト認ムル事項ニ付指示スルコトヲ得

第三十八條　賣捌人ハ營業場每ニ帳簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　買受ケタル食鹽ノ種類數量價格受入年月日及賣渡先

二　賣渡シタル食鹽ノ種類數量價格賣渡年月日及賣渡先

小賣人ハ帳簿ヲ備ヘ買受ケタル食鹽ノ種類數量價格買入年月日買入先及其ノ食鹽ニ付要シタル運賃額ヲ記載スヘシ

第三十九條　販賣者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第五號ニ該當スルニ至リタルトキコトヲ得

一　第二十五條第一號第三號第四號又ハ第五號ニ該當スルニ至リタルトキ

二　本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

三　納付期日ヲ過キ食鹽ノ買受代金ヲ完納セス又ハ故ナク買受ケタル食鹽ノ引取ヲ爲ササルトキ

四　賣捌人正當ノ事由ナクシテ七日以上引續キ其ノ營業ヲ爲ササルトキ

五　小賣人正當ノ事由ナクシテ三十日以上引續キ其ノ營業ヲ爲ササルトキ

六　業務ノ遂行上不適當ト認メタルトキ

第四十條　賣捌人死亡シ其ノ營業ヲ承繼スル者ナキトキ、其ノ指定期間滿了シ引續キ指定セラレサルトキ指定ヲ取消サレタルトキ若ハ營業ヲ廢止シタルトキニ於テ現存スル食鹽ハ事實發生ノ日ヨリ三十日內ニ所

轄專賣官署ニ其ノ買戻ヲ請求シ又ハ所轄專賣官署ノ許可ヲ受ケ最寄ノ賣捌人ニ賣渡スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル買戻若ハ賣渡價格ハ賣捌人ニ對スル現行ノ賣渡價格ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ食鹽ノ品質惡變シタルモノアルトキハ政府又ハ賣捌人ハ其ノ買戻若ハ買受金額ヨリ價格ノ減少ニ相當スル金額ヲ控除ス

第四十一條　小賣人死亡シ其ノ營業ヲ承繼スル者ナキトキ、其ノ指定期間滿了シ引續キ指定セラレサルトキ、指定ヲ取消サレタルトキ若ハ營業ヲ廢止シタルトキニ於テ現存スル食鹽ハ事實發生ノ日ヨリ三十日內ニ最寄ノ賣捌人ニ其ノ買受ヲ請求シ又ハ所轄專賣官署ノ許可ヲ受ケ最寄ノ小賣人ニ賣渡スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル買受若ハ賣渡價格ハ小賣人ニ對スル現行ノ賣渡價格ニ依ル但シ小賣人ニ賣渡ス場合ニハ買受小賣人ニ對スル現行ノ認定運賃ヲ加算ス

前項ノ場合ニ於テ食鹽ノ品質惡變シタルモノアルトキハ賣捌人又ハ小賣人ハ其ノ買受金額ヨリ價格ノ減少ニ相當スル金額ヲ控除スルコトヲ得

第四十二條　小賣人又ハ小賣人ノ相續人若ハ管理人カ前條ニ依リ食鹽ノ買受ヲ請求シタルトキハ賣捌人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十三條　政府ノ指定シタル用途ニ使用スル食鹽（以下特別用鹽ト稱ス）ノ賣渡ヲ受ケントスル者ハ其ノ用途及食鹽ノ種類數量竝使用ノ場所ヲ記載シタル特別用鹽賣渡願書ヲ專賣局長ニ提出スヘシ

第二十九條第三十條及第三十一條第一項ノ規定ハ前項ノ買受者ニ之ヲ準用ス

第四十四條　特別用鹽ヲ買受ケタル者食鹽ヲ其ノ用途ニ使用スルコト能ハサルニ至リタルトキハ現存スル食鹽ハ所轄專賣官署ノ許可ヲ受ケ同一用途ニ使用スル者若ハ政府カ同一價格ヲ以テ賣渡ス他ノ用途ノ食鹽使用者ニ賣渡シ又ハ事實發生ノ日ヨリ三十日內ニ所轄專賣官署ニ其ノ買戻ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル賣渡若ハ買戻價格ハ其ノ用途ニ付定メタル現行ノ賣渡價格ニ依ル

第四十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十五條　輸出ノ爲食鹽ノ賣渡ヲ受ケントスル者ハ食鹽ノ種類數量仕向地積出地及積出豫定期日ヲ記載シタル輸出鹽賣渡願書ヲ專賣局長ニ提出スヘシ

第二十九條第三十條及第三十一條第一項ノ規定ハ前項ノ買受者ニ之ヲ準用ス

第四十六條　輸出ノ爲食鹽ヲ買受ケタル者其ノ食鹽ヲ輸出スルコト能ハサルニ至リタルトキハ現存スル食鹽ハ專賣局長ノ許可ヲ受ケ仕向地ヲ同シクスル他ノ輸出者ニ賣渡シ又ハ現品ノ所在地ヲ管轄スル專賣官署ニ其ノ買戻ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル賣渡若ハ買戻價格ハ同一仕向地輸出者ニ對スル現行ノ賣渡價格ニ依ル

第四十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十七條　政府ヨリ販賣者ニ賣渡ス食鹽ノ價格賣捌人ヨリ小賣人ニ賣渡ス食鹽ノ價格及輸出鹽ノ賣渡價格ハ專賣局長之ヲ定ム

第四十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　製造者第二條ノ規定ニ違反シタルトキ

二　製造者政府ノ指定シタル食鹽ノ製造方法ニ違反シタルトキ

第四十九條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス

一　製造者第十三條ノ命令ニ違反シタルトキ

二　第十四條第三十八條ノ規定ニ違反シテ帳簿ヲ備ヘス又ハ帳簿ヲ備フルモ其ノ記載ヲ怠リ若ハ之ニ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

三　販賣者第十九條第四項ノ規定ニ違反シタルトキ

四　販賣者第二十六條ノ規定ニ違反シタルトキ

五　販賣者第二十七條又ハ第三十五條ノ規定ニ違反シタルトキ

六　小賣人出賣許可證ノ下付ヲ受ケス若ハ出賣許可證ヲ携帶セスシテ出賣ヲ爲シタルトキ

第五十條　臺灣食鹽專賣規則第十七條ノ規定ニ依リ物件ヲ檢查シ又ハ處分ヲ爲ス專賣官吏ノ身分ヲ證明スヘキ證票及間接國稅犯則者處分法第四條ノ規定ニ依リ專賣官吏ノ携帶スヘキ證票ハ別記第二號樣式ニ依ル

第五十一條　本令中輸出ニ關スル規定ハ移出ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十二條　本令ニ依リ專賣局長ニ提出スヘキ書類ハ第二十一條第一項第二十八條第四十三條及第四十五條ノ場合ヲ除クノ外別表ノ區域ニ依リ當該專賣官署ヲ經由スヘシ但シ第二十八條及第四十三條ニ依リ提出スヘキ書類ニシテ花蓮港廳及臺東廳管內ノ者ヨリ提出スル場合ニ在リテハ臺灣總督府專賣局花蓮港支局ニ臺中州管內ノ者ヨリ提出スル場合ニ在リテハ臺灣總督府專賣局臺中支局ニ臺南州高雄州及澎湖廳管內ノ者ヨリ提出スル場合ニ在リテハ臺灣總督府專賣局臺南支局ニ提出スヘシ

附　則

第五十三條　本令ハ大正十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十四條　臺灣食鹽專賣規則施行細則及食鹽請賣規則ハ之ヲ廢止ス

第五十五條　本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ現ニ食鹽ヲ製造スル者ハ本令ノ規定ニ依リ食鹽製造ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ大正十五年八月三十一日迄ニ第一條各號ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ所轄專賣官署ニ提出スヘシ

第五十六條　本令施行ノ際現ニ食鹽請賣人タル者ハ大正十六年九月三十日迄本令ノ規定ニ依リ食鹽小賣人ニ指定セラレタルモノト看做ス

第五十七條　本令施行ノ際現ニ所有スル粗製食鹽以外ノ食鹽ヲ販賣セントスル者ハ大正十五年八月三十一日迄ニ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ所轄專賣官署ニ提出スヘシ

一　住所氏名若ハ名稱

二　食鹽ノ種類數量及所在

三　販賣ノ場所

前項ノ申告ヲ爲シタル者其ノ食鹽ヲ販賣シタルトキハ每月五日迄ニ其ノ前月中ノ販賣高ヲ所轄專賣官署ニ申告スヘシ

政府必要ト認ムルトキハ第一項ニ依リ申告シタル食鹽ニ封緘ヲ施シ又ハ一定ノ證票ノ表示ヲ命スルコトアルヘシ

大正十五年九月一日後ニ於テ第一項ノ申告ヲ爲サスシテ粗製食鹽以外ノ食鹽ヲ販賣シタル者ハ科料ニ處ス

（樣式省略）

（別　表）

官署	轄區域	
臺灣總督府專賣局	臺北州	臺北市　七星郡　淡水郡　文山郡　海山郡　新莊郡
	新竹州	桃園郡　大溪郡　中壢郡
臺灣總督府專賣局基隆出張所	臺北州	基隆市　基隆郡
臺灣總督府專賣局宜蘭出張所	臺北州	宜蘭郡　羅東郡　蘇澳郡
臺灣總督府專賣局新竹出張所	新竹州	新竹郡　竹東郡　竹南郡　苗栗郡　大湖郡
臺灣總督府專賣局豐原出張所	臺中州	豐原郡　東勢郡
臺灣總督府專賣局臺中支局	臺中州	臺中市　大屯郡　南投郡　新高郡　竹山郡
臺灣總督府專賣局埔里出張所	臺中州	能高郡
臺灣總督府專賣局鹿港出張所	臺中州	大甲郡　彰化郡　員林郡　北斗郡
臺灣總督府專賣局嘉義支局	臺南州	嘉義郡　斗六郡　虎尾郡
臺灣總督府專賣局布袋出張所	臺南州	北港郡　東石郡　新營郡
臺灣總督府專賣局北門出張所	臺南州	北門郡　曾文郡

臺灣總督府專賣局臺南支局　臺南州　臺南市　新豐郡　新化郡
臺灣總督府專賣局烏樹林出張所　高雄州　岡山郡
臺灣總督府專賣局高雄出張所　高雄州　高雄市　鳳山郡
臺灣總督府專賣局旗山出張所　高雄州　旗山郡　屏東郡　六龜庄
臺灣總督府專賣局屏東支局　高雄州　屏東郡（六龜庄ヲ除ク）　潮州郡　東港郡
臺灣總督府專賣局恒春出張所　高雄州　恒春郡
臺灣總督府專賣局澎湖出張所　澎湖廳
臺灣總督府專賣局花蓮港支局　花蓮港廳
臺灣總督府專賣局臺東出張所　臺東廳

第三項　食鹽專賣の實績

第一目　食鹽の製造

第一　製造の許可

食鹽專賣制度の施行に當り、政府は當時全島内の需要をも充すに足らざる不振なる狀態にありたる臺灣の鹽業を極力奬勵振興せしめんとしたる爲め、之が製造に關しても特に許可主義を採らず、唯、鹽を製造せんとする者は毎年其の製造見込高を所定期日迄に届出づべく、又鹽製造者の變更は其の繼承者より之を届出づべしと爲したる外、何人と雖も自由に之を製造することを得しめたり。此の制度は何等の改正なく創始以來永く繼續せられたるも、大正十五年七月に至り始めて鹽を製造せんとする者は政府の許可を受くることを要することとし、且つ其の再製も亦之を製造と看做すこととしたり。

第二　製造の奬勵

專賣制度施行前總督府に於て調査したる所に依れば臺灣に於ける既設鹽田は僅に七十八町歩餘に過ぎず。然し乍ら之れ鹽田に適する土地の斯く僅少なるに非ずして、舊政府時代に於て臺灣に於ける需要額を限度として其の生産を制限する方針を採りたるに因るものなり。然るに既述の如く政府の專賣制度を施行するに當りては、斯業の隆盛を計り、單り臺灣に於ける需要を充すに止まらず、進んで島外搬出を盛んならしめ、政府歳入の增加に資せんことを期せしを以て、固より右鹽田面積を以て滿足すべきに非ず。仍て總督府に於て鹽田見込地を調査したるに、其の面積實に五千六百五十餘町歩の多きに及び、之が開發を適當に奬勵すれば、將來斯業を發達せしめ、產額を著しく增加せしむることと、期して待つべきものありたり。卽ち右の目的を以て先づ明治三十二年六月律令第十四號を以て臺灣鹽田規則を發布したり。其の全文左の如し。

臺灣鹽田規則（明治三十二年六月十七日律令第十四號）

第一條　鹽田ヲ開設セントスル者ハ政府ニ願出テ豫メ其許可ヲ受クヘシ

第二條　帝國臣民ニアラサレハ鹽田ヲ開設スルコトヲ得ス

第三條　鹽田ヲ開設セントスル官地ハ競爭ニ付セス無償ニテ之ヲ貸付シ全部成功ノ後無償ニテ其ノ業主權ヲ付與ス

第四條　前條貸付地面積ノ制限及貸付ノ期間ハ臺灣總督之ヲ定ム

第五條　鹽田ヲ開設セントスル土地ハ事業成功ノ程度ニ從ヒ隨時其成否ヲ點檢シ豫定ノ如ク成功セサルトキハ未成功地若ハ全部ニ對シ許可ヲ取消シ若其土地カ第三條ニ依リ貸付シタルモノナルトキハ未成功地若ハ貸付地ノ全部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

前項ニ依リ貸付地ヲ返還セシムルモ其成功地ニ對シテ費シタル費用ハ之ヲ辨償セサルモノトス

第六條　第一條ノ許可ヲ受ケ六箇月以內ニ事業ニ著手セサルトキハ天災其他避クヘカラサル事故ニ因ルモノノ外其許可ヲ取消シ官地ニ係ルモノハ仍其土地ヲ返還セシム

第七條　第五條第六條ニ依リ貸付地ヲ返還セシメ若ハ自己ノ便宜ニ依リ貸付地ヲ返還シタル場合ニ於テ其土地ニ存在スル建設物其他ノ物件アルトキハ所有者ハ政府ノ指定シタル期日內ニ之ヲ除去スヘシ若其期日ヲ過キテ除去セサルトキハ其物件ハ國ノ所有ニ歸ス

第八條　第三條ニ依リ貸付ヲ受ケタル者ハ其土地ノ全部ヲ成功スルニアラサレハ他ノ土地ノ貸付ヲ受クルヲ得ス但相當ノ資力アリテ成功スルヲ得ルモノト認ムルトキハ此限ニアラス

第九條　官地ニ開設シタル從來ノ鹽田ノ業主權ハ其開設者若ハ其承繼人ニ付與ス

第十條　鹽田ハ地租及地方稅ヲ免除ス

第十一條　第一條ノ許可ヲ得スシテ官地ニ鹽田ヲ開設シタルトキハ百圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ民地ニ開設シタルトキハ其業主權ヲ沒收ス

附　則

第十二條　此規則施行以前ニ貸付シタル土地ニ對シテモ仍此規則ヲ適用ス但第六條ノ期間ハ此規則施行ノ日ヨリ起算ス

第十三條　此規則施行上必要ナル規程及施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

右規則は同年六月府令第五十二號を以て其の施行期日を同年八月一日と定められたり。右規則に依れば帝國臣民たる限り、何人と雖も政府に願ひ出で豫め其の許可を受くれば鹽田を開設するを得るものにして、鹽田を開設せんとする官地は競爭に付せず無償にて之を貸付け、全部成功の後無償にて其の業主權を付與し、鹽田に對しては地租及地方稅を免除する等、大いに鹽田の開發を奬勵したるものなり。右規則は其の後何等の改正なくして以て大正の末年に迨びたり。

臺灣鹽田規則の制定に伴ひ、同年七月府令第七十二號を以て之が施行細則を公布したり。卽ち次の如し。

臺灣鹽田規則施行細則（明治三十二年七月十六日臺灣總督府令第七十二號）

第一條　鹽田ヲ開設セントスル者ハ起業ノ方法竝四至ノ境界ヲ明記セル實測圖ヲ添ヘ官地ニ係ルモノハ第一號書式民地ニ係ルモノハ第二號書式ニ依リ地方官廳ヲ經由シ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

第二條　臺灣鹽田規則第四條ノ貸付段別ハ一人ニ付五十町步以內トシ其成功期限ハ左ノ如シ但天災其他避クヘカラサル事故ニ因リ期限內ニ成功スル能ハサルトキハ延期ヲ許可スルコトアルヘシ

五町步以下　一年以內
二十町步以下　二年以內
五十町步以下　三年以內

臺灣鹽田規則第八條但書ニ依リ前項ノ制限以外ニ貸付シタルモノハ其都度其成功期限ヲ指示ス

第三條　鹽田開設ノ許可ヲ受ケタル者豫定ノ起業方法ヲ變更セントスルトキハ事由ヲ詳記シ地方官廳ヲ經由シ臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ

第四條　鹽田開設ノ許可ヲ受ケ事業ニ著手シタルトキ及成功シタルトキハ十日以內ニ地方官廳ヲ經由シ臺灣總督府ニ屆出ツヘシ但事業數年ニ涉ルモノハ前年中ノ功程ヲ每年一月三十一日限屆出ツルモノトス

第五條　既設鹽田及開設中ノモノ破壞シタルトキハ其事由狀況ヲ詳記シ地方官廳ヲ經由シ臺灣總督府ニ屆出ツヘシ

第六條　地方官廳ニ於テ第一條第三條第四條第五條ニ揭クル願屆書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ付シ進達スヘシ

第七條　事業監督ノ爲官廳ヨリ吏員ヲ派遣セシムルトキハ左式ノ證票ヲ携帶セシムヘシ

（證票省略）

第八條　出願人若ハ代理人ノ所在不明ニシテ發送ノ日ヨリ六十日ヲ經過スルモ尙指令令達等ヲ下付スル能ハサルトキハ其出願ヲ無效トス

第九條　第一條ニ依リ許可スヘキ區域ハ別ニ之ヲ告示ス

（書式省略）

右施行細則は其の後明治三十七年四月に至り府令第四十號を以て次の如く其の全文を改正せられたり。

臺灣鹽田規則施行細則（明治三十七年四月二日臺灣總督府令第四十號）

第一條　鹽田ヲ開設セントスル者ハ起業ノ方法竝四圍ノ境界ヲ明記セル實測圖ヲ添ヘ第一號書式ニ依リ地方廳ヲ經由シ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

第二條　臺灣鹽田規則第四條ノ貸付面積ハ一人ニ付百甲以內トシ其ノ成功期限ハ左ノ如シ但シ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ期限內ニ成功スルコト能ハサルトキハ延期ヲ許可スルコトアルヘシ

二十甲以下　一年以內

五十甲以下　二年以內

百甲以下　三年以內

臺灣鹽田規則第八條但書ニ依リ前項ノ制限以外ニ貸付シタルモノハ其ノ都度成功期限ヲ指示ス

第三條　鹽田開設ノ許可ヲ受ケタル後豫定ノ起業方法ヲ變更セントスルトキハ事由ヲ詳記シ地方廳ヲ經由シ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

第四條　鹽田開設ノ許可ヲ受ケ事業ニ著手シタルトキハ第二號書式成功シタルトキハ第三號書式ニ依リ十日以內ニ地方廳ヲ經由シ臺灣總督ニ屆出ヘシ但シ事業數年ニ亙ルモノハ前年中ノ功程ヲ每年一月三十一日限屆出ヘシ

第五條　既設又ハ開設中ノ鹽田破壞シタルトキハ其ノ事由狀況ヲ詳記シ地方廳ヲ經由シ臺灣總督ニ屆出ヘシ

第六條　臺灣鹽田規則第三條ニ依リ官地ノ貸付ヲ受ケタル者全部成功ノ後業主權ノ付與ヲ受ケントスルトキハ實測圖ヲ添ヘ第四號書式ニ依リ地方廳ヲ經由シ臺灣總督ニ願出ヘシ

第七條　鹽田ヲ製鹽以外ノ目的ニ使用セントスルトキハ地方廳ヲ經由シ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

第八條　鹽田ノ業主權ヲ他人ニ移サントスルトキハ雙方連署地方廳ヲ經由シ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

相續ニ因リ鹽田ノ業主權ヲ取得シタルトキハ相續人ハ臺灣總督ニ屆出ヘシ

第九條　地方廳ニ於テ第一條及第三條乃至第八條ニ揭クル願屆書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ付シ進達スヘシ

第十條　出願人若ハ其ノ代理人ノ所在不明ニシテ業主權ノ付與ヲ受ケントスルトキハ本規則施行ノ日ヨリルコト能ハサルトキハ其ノ出願ヲ無效トス

第十一條　第一條ニ依リ許可スヘキ區域ハ別ニ之ヲ告示ス

附　則

此ノ規則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

此ノ規則施行前ニ成功ノ屆出ヲ爲シタル者ニシテ發送ノ日ヨリ六十日ヲ經過スルモ尙指令令達等ヲ下付スル能ハサルトキハ其出願ヲ無效トス

第十一條　第一條ニ依リ許可スヘキ區域ハ別ニ之ヲ告示ス

（書式省略）

明治三十二年臺灣鹽田規則の公布せらるるや、同施行細則第九條の規定に基き、同年七月告示第七十六號を以て鹽田の開設を許可すべき區域を新竹・布袋嘴・北門嶼・臺南・打狗地方既設鹽田接近の箇所

及び東石港・鹿港・東港・澎湖島媽宮附近の箇所と指定したり。而して右指定區域外に置かれたる若干の地方にては從來密造の弊風盛んなりしを以て、政府に於ても已むを得ず自家用のみは之が製造を默許せしも、動もすれば密賣買を爲すもの漸く多きを加へたるを以て、同年十一月に至り斷然自家用鹽の製造をも嚴禁したり。然し乍ら此の爲に同地方住民の生活を窮乏せしむる恐れありしを以て明治三十三年六月告示第五十八號を以て鹽田許可區域として新に臺北縣竹南一堡塭仔頭庄・塭南庄・海口尾庄海岸、臺中縣海豐堡五條港庄倫仔頂庄・蘇厝庄海岸、同縣深耕堡下海墘厝庄・西港庄海岸を追加したるが、其の後鹽田許可區域は之を制限するの必要を認めざるに至りたるを以て、明治四十一年十一月府令第六十六號を以て、改正施行細則第十一條を削除し、爾後何等の制限を加へざることと爲したり。而して鹽田開設許可の方針としては總て甲種鹽田（整然たる鹽田を築き堤防を繞らし、水門・給水路等を具へ、蒸發池に依りて海水を濃縮し、之を結晶池に於て結晶せしむる進歩せる方法に依るもの）たらしめ、乙種鹽田（單に海邊に於て鹹沙を採取し、之を濾過して鹹水を造り、結晶池に於て結晶せしむる幼稚なる方法に依るもの）は所在地方の需要を充すに便なるか、若くは當該地方に於ける取締上必要とするものに限り之を認むることとしたり。尙政府は右の如く鹽田の開設を勸奬すると共に、他方荒廢せる在來鹽田の復興を策し、之に對して年年豫算の範圍内に於て相當の補助金を與ふることと爲したり。

專賣制度施行以後政府の奬勵に依る鹽田の開設及復興は之を三期に分つことを得べし。第一期は專賣制度の施行より明治三十八年度に至る迄、第二期は明治三十九年度より大正七年度に至る迄、第三期は大正八年度以降大正末年に至るものとす。專賣制度施行直前に於ける調査に依れば當時臺灣現存の鹽田は僅に二百甲餘に過ぎずして、其の餘は大半徒に荒廢して顧みられざる狀況に在りしが、政府は鹽業助長の爲には鹽田の新設と共に斯かる荒廢鹽田の復興を急務なりとし、鹽田の改築・堤防の增築修理其の他製鹽上必要なる工事に關して豫算を計上し、努めて適宜補助金を交付し、專ら製鹽の發達改良を圖りたり。此の結果第一期間に於て在來鹽田は全く之を復舊し、明治三十八年度末に於て甲種鹽田八百四十三甲、乙種鹽田二百十三甲、同年度の產鹽額合計八千四百四十萬斤に達する好成績を擧ぐるを得たり。當時臺灣全島の鹽の需要は凡そ四千萬斤なりしが、專賣制度開始の明治三十二年度の產額は約一千八百萬斤に過ぎざりしも、同三十三年度末には既に五千九百七十萬斤に達し、優に島内の需要を充し得るに至り、同三十四年度には内地に對して千六百萬斤餘、同三十五年には五千萬斤餘を移出したり。故に此の狀況を以てすれば、島内のみの供給用としては此の上更に鹽田を增設し、其の產額を增加せしむるの要を認めざりき。然るに明治三十八年六月に至り内地に於ても新に鹽の專賣制度を施行することとなり、其の方針として生產費の不廉なる鹽田は漸次之を整理し、内地の需要に對して不足する分は之を輸移入鹽に仰ぐことと爲し、朝鮮に於ても亦價格低廉なる臺灣鹽を歡迎するに至りたるを以て、明治三十九年度より更に規模を新たにして鹽田の擴張を奬勵することと爲し、卽ち明治三十九年度より同四十年度に亙る擴張に引續き、所謂鹽田擴張五箇年計畫を樹立し、當時の鹽田面積一千甲餘に對して、更に二千五百甲を開設し、合計三千五百甲餘と爲したり。然るに、其の後に至り内地鹽田の整理は傳へられたるより小規模にして止み、一般の需要亦豫期の如く大ならざりしを以て、明治四十三年に至り右計畫を縮小し、鹽田一千八百甲餘、年產額二億二千二百萬斤餘を得ることに計畫を改め、更に翌四十四年には一千五百甲餘、一億六千八百萬斤餘、大正三年には一千八百甲餘、一億九千六百萬斤餘、大正七年

には一千八百甲餘、一億九千四百萬斤餘を得ることに夫々計畫を變更したり。而して既設のものの維持修繕に對する補助は從來と異る所なく、更に本期に入りては鹽田の開設及び堤防給水路の新設に對しては必らず補助することと爲したり。鹽田開設に對する補助金は明治三十九年七月には一甲當り五十圓なりしが、同四十年一月以後は同じく百圓に、同四十四年以降は百二十圓に增額し、又堤防及び給水路の新設修理の補助金は工事費の約五割とし、天災に因る修理に對しては適宜相當の復舊費を與へたり。然るに第二期の末卽ち大正七年頃には內地鹽業は一般物價及勞銀の騰貴の爲め不利に陷り、其の產額著しく減少したるも、需要は却つて頗る旺盛を極め、臺灣鹽の供給增加を期待すること大なるものありたり。臺灣鹽は種々改良の結果當時旣に舊態を脫し、品質優良にして好評あり、內地煎熬鹽の代用に供するに充分なりしを以て、當局は大正七年末更に第三期鹽田開設計畫を樹立したり。此の計畫に依れば新に面積約四百八十甲餘（後五百七十甲餘と爲す）、年產額約六千萬斤を得べき見込にして、大正八、九兩年度を以て竣成せしむるものとす。斯くの如く開設を急ぎたるは一に內地に於ける急需に應ぜんが爲にして、當時の經濟界の實情に鑑み、政府は新鹽田に對して相當補助金を增額し、業主の開設負擔を過重ならしめざる必要を認めしを以て、從來の例に依らず、特に(一)堤防費補助を增加して全額補助と爲し(二)軌道敷設費補助を增加して工費の八割と爲し(三)鹽田內部補助を一甲當り三百圓とし(四)新に移民費補助を計上し費用の八割と爲したり。然るに以上の如き大擴張計畫の實行に當りては個人經營を以てするよりも、寧ろ大會社を組織して之を遂行せしむるを得策なりとし、大正八年七月遂に資本金二百五十萬圓を以て臺灣鹽業株式會社を組織せしめ、之が計畫實現を促進せんことを期したり。唯、工事は天災其他の事情に依りて遲延し、且又物價、勞銀は大正七年度豫算編成の時に比して頗る騰貴したるを以て、補助金を增額するの止むを得ざる結果となり、第三期擴張計畫に依る補助金總計五十八萬四千九百圓餘を要し、大正十二年度末に至りて漸く竣功を見たるものとす。而して、此の期間に在りては上述の如き天災に因る被害救濟復舊の爲め支出せる補助金亦前後約五十萬圓に達したり。

第三　再製鹽及煎熬鹽の製造

再製鹽及煎熬鹽は專賣制度施行の當初何れも白鹽と稱して、天日製上·下等鹽と區別し、當初專賣制度の束縛外に置き民間の自由製造に任したるが、內地よりの移入續々として行はれ、天日製上·下等鹽と競爭せんとする勢あり。且又永く之を自由に放任するは密造の取締上不都合なるを以て、明治三十二年九月臺灣食鹽專賣規則を改正し、白鹽も政府のみ之を移入することと爲すと共に、同年十月より官鹽賣捌組合をして下等鹽を再製して白鹽と爲さしめ、之が賣捌を開始したり。尤も組合に於て臺灣產鹽を再製の上白鹽として販賣せんとするときは、其の數量及び再製の場所を定めて政府の認可を受くべきものと爲したり。尋いで明治三十五年三月に至り臺灣產上等鹽の品質白鹽に匹敵するに至れりと認め、之を白鹽と稱して賣捌かしむるに及び、以後復た事實再製鹽又は煎熬鹽を取扱はざることとなりたり。然るに舊來煎熬鹽の使用に慣れたる者は固より、其の然らざる者と雖も其の嗜好漸次上進して結晶粗大なる上等鹽を喜ばず、爲に再製鹽の需要昂まり來りたるを以て、政府の豫期に反して再製鹽業隨所に勃興し、巷間に於て自由に製造販賣せらるるに至りたり。玆に於て政府は明治四十四年十月幸顯榮なるものに對して、翌四十五年四月十五日迄の再製鹽製造販賣の命令を發し、爾後年度更新毎に同人に對し一年度限りの命令を發して之に從事せしめ、以て大正四年度末に

及びたり。右の幸顯榮は單に名義人にして、事實上の經營者は豐田清一郎なりしも、大正五年六月に至り、豐田は南部再製鹽元賣捌人に、木村謙吉なるもの北部再製鹽元賣捌人に指定せられ（但し豐田は同年八月其の業務經營を中辻喜策なるものに讓渡したり）、各獨立して再製鹽を製造するに至れり。然るに、再製鹽業は其の經營次第に困難となり、政府の救濟を必要とするに至り、且又再製鹽も亦粗製鹽として之を政府に收納すべしとの論議を生じ、遂に大正七年度より之を實行したり。卽ち同年度より原料鹽は原價を以て再製鹽業者に賣下げ、其の製造したる再製鹽は製造費に一割の企業利益を見込みて政府に之を收納し、之に專賣利益を見込みて再び元賣捌人に賣渡し（但し實際は元賣捌人の倉庫につき賣渡の直前に收納す）、一割の販賣利益を得しむるの方法を採りたり。而して南北兩再製鹽工場は共に大正九年度より其の業務經營一切を臺灣製鹽株式會社に讓渡したるを以て、大正十年度より再製鹽元賣捌人として同社々長を指定したり。尙ほ從來之が指定命令書中に再製鹽の製造を命じたりしも、同年度よりは單に販賣のみを命ずることとしたり。蓋し製造は命令書に於て特に之を命ずる必要なしとせるに因るものなり。尙之より曩き大正六・七・八年に亙り內地に於ける鹽の不足甚だしく、再製鹽及煎熬鹽の需要益〻旺盛なりし爲め、大正八年十月に至り天日製鹽田の結晶前の鹹水を採取して低廉なる煎熬鹽を製造することと爲し、會社は大正十年十二月より其の作業を開始したり。然るに其の後加工鹽の賣行不振に會ひし爲め、大正十五年三月限り再製鹽の製造を中止し、爾後煎熬鹽の製造のみを行ふこととなれり。

右の外政府は大正九年五月より直營を以て洗滌鹽の製造作業を開始し、專ら內地の需要に應じたり。之が原料は當初上等鹽を使用したるも、作業方法改善の結果其の品質向上したるを以て、大正十二年二月以降下等鹽に改め、又大正十三年十二月より天日鹽の販路を求むる目的を以て、魚類鹽藏用として粉碎鹽の製造に著手し、主として北海漁業者の需要に應じたり。

因に再製鹽及煎熬鹽の區別に就きては從來特に規定する所なかりしも、大正十年四月に至り、告示第四十五號を以て、政府に收納する再製鹽竝に煎熬鹽は次の標準に依りて之を區分することと爲したり。

（一）政府ヨリ賣渡シタル食鹽ヲ淡水又ハ海水ニ溶解シ、之ヲ煎熬製造シタル食鹽ヲ再製鹽トス

（二）鹹水又ハ鹹水ニ政府ヨリ賣渡シタル食鹽ヲ溶解シタルモノヲ以テ煎熬製造シタル食鹽ヲ煎熬鹽トス

鹽田面積及製鹽高累年表

年度	鹽田面積	製鹽者數	製鹽高 天日鹽	再製鹽	煎熬鹽	洗滌鹽	粉碎鹽	計
	甲	人	斤	斤	斤	斤	斤	斤
明治三二	三五四	七〇八	一八、三九六、三五〇					一八、三九六、三五〇
同三三	四九〇	一、〇三	五九、七一五、五四一					五九、七一五、五四一
同三四	六八一	一、三七	七九、二七一、〇八七					七九、二七一、〇八七
同三五	九五二	一、一八〇	一〇〇、一八二、一八五					一〇〇、一八二、一八五
同三六	一、〇四四	一、二三五	五九、一五一、三一七					五九、一五一、三一七
同三七	一、〇三七	一、六四六	一〇一、七〇四、二四五					一〇一、七〇四、二四五
同三八	一、〇五六	一、四八〇	八四、四二五、七三八					八四、四二五、七三八
同三九	九四四	一、三五六	一一〇、三六一、三四六					一一〇、三六一、三四六
同四〇	一、〇四八	一、四八三	九一、九四一、五九四					九一、九四一、五九四

明治四一	一、〇九三甲	一、五六六人	一〇二、一三一、四八八斤	— 斤	— 斤	— 斤	一〇二、一三一、四八八斤
同四二	一、二五二	一、七三八	一三一、七三三、五八〇	—	—	—	一三一、七三三、五八〇
同四三	一、三五五	一、八〇八	一六〇、七二〇、五〇六	—	—	—	一六〇、七二〇、五〇六
同四四	一、四二〇	一、七九四	一〇二、〇七三、九一七	—	—	—	一〇二、〇七三、九一七
大正元	一、五二五	一、七八六	一〇五、三四〇、六九四	—	—	—	一〇五、三四〇、六九四
同二	一、五一三	一、七七五	一四五、八九八、三一七	—	—	—	一四五、八九八、三一七
同三	一、六〇二	一、七八〇	一七六、三四六、六六五	—	—	—	一七六、三四六、六六五
同四	一、六三八	一、七四六	一四九、五〇二、五二七	—	—	—	一四九、五〇二、五二七
同五	一、六五七	一、八一八	二八四、四八九、一四四	—	—	—	二八四、四八九、一四四
同六	一、六七三	一、八九三	一六六、九〇七、三九八	—	—	—	一六六、九〇七、三九八
同七	一、六八五	一、八九九	一六九、六六五、八七〇	二、一五一、六九一	—	—	一七一、八一七、五六一
同八	一、七九四	一、八七一	一〇四、三三一、二六一	二、五三三、三三五	—	—	一〇六、八六四、五九六
同九	一、九九八	一、八五〇	八六、六二四、一〇〇	五、八一八、九九〇	—	九〇三、八三二	九三、三四六、九二二
同一〇	二、一八七	二、四五三	一六二、二六七、八八四	九、〇二四、三九二	六、九六五、一二五	五、〇一二、〇二七	一八三、二六九、四二八
同一一	二、三九四	二、四六五	一九九、四二六、三九四	一、二六三、五二〇	一七、七六九、九七〇	五、五九六、四二六	二二四、〇五六、三一〇
同一二	二、三四八	二、三七一	三七六、六五三、一六五	一、二六三、〇八〇	二一、四三九、〇〇三	四、七七四、三四四	四〇四、一二九、五九二
同一三	二、三四九	二、二二五	一九一、五四五、七八六	一、二八八、九八八	二二、〇五八、八二二	五、三〇〇、四六六	二二六、九一五、六九八
同一四	二、三四八	二、二四一	二八二、九九〇、七一六	一、四四一、一〇〇	二三、二一七、二八二	—	三二七、八八九、七六七
昭和元	二、三四八	二、〇五九	二〇三、四〇六、一四九	—	二一、九八一、〇九〇	—	二四三、六二六、六七六

第二目　食鹽の收納

第一　收納の方法

明治三十二年四月律令第七號臺灣食鹽專賣規則に依れば、食鹽を製造し又は輸入する者は其の食鹽を政府に納付するを要し、政府は收納したる食鹽を定價を以て專賣するものとす。當初は專賣制度施行以前より持越したる食鹽に對しては右規定を適用せざることと爲したるも、專賣制度の實施に先ち之が施行の噂世上に流布するや、多量の鹽を買占めたる者ありて、專賣制度施行後之を所在に販賣したるが爲め、專賣鹽の販路を梗塞し、且又密輸入鹽の取締を困難ならしめたるを以て、同年七月規則を改正して右の除外を撤去し、持越鹽に對しても尙ほ此の規則を適用することと爲したり。但し自家用鹽に迄右規定を及ぼすの要なしと認め、之を除外したり。卽ち右と同時に府令第五十三號を以て持越食鹽收納規則を定め（同年九月府令第百九號を以て改正）、自家用として一人十五斤の割合を以て其の家族及常傭人の人員に基き算定せしめ、其の外は何人と雖も所有することを許さず、總て之を政府に收納することと爲したり。右に依り納付すべき持越食鹽は同年七月官鹽賣捌組合に對する命令に依りて、政府に代り其の組合に於て之が引渡を受けしめたり。

一般島內產鹽は製造後直に其の地の政府倉庫に收納す。而して其の收納方法は專賣制度施行當初姑くは生鹽收納法に依りしが、間もなく假收納法を採用し、後之を減率收納法に改めたり。生鹽收納法とは製造直後の生鹽を其の儘秤量收納するものなり。從つて其の乾燥不充分なるを免れざるを以て、公正なる方法といふべからざるも、政府は專賣制度創設忽卒の際に於て差當り之に依ることと爲し、明治三十二年五月十五日專賣制度施行の日より同月三十一日迄此の方法を採用したり。但し布袋嘴鹽務局にては最初より假收納法に依りたり。次に假收納法とは鹽は製造當時納付せしむるも、其の都度秤量せず、單に製鹽業者及等級每に倉庫を區分して藏置し、其の數量を推定して之に對

する賠償金の十分の八を交付し、後官鹽賣捌組合に引渡すに當り關係當事者を立會はしめ、區域毎に秤量し賠償金を精算するものとす。此の方法は貯藏中に於ける鹽の實減量を製鹽業者の負擔に歸せしむるものにして、公正且正確なる方法なりと雖も、藏置場所を多く要し、且又其の手續煩雜なるを以て、多量收納の場合に適せず、明治三十三年二月に至り之を廢止したり。明治三十二年七月訓令第百九十九號食鹽收納及賠償金交付手續は之を規定したるものとす。最後に乾燥減率收納法とは生鹽の老鹽となる減率を試驗して一定の通則を得、之に依りて生鹽の儘實量を秤定し、之に乾燥減率を乘じて收納する方法なり。明治三十三年二月訓令第二十七號を以て食鹽收納及賠償金交付手續を改正し、從來の假收納法に代へて此の方法を採用したり。右手續に依れば鹽を製造したる時は日沒前に專賣支局倉庫に收納し、品位に依り之を區別して貯藏し、別に定めたる所の乾燥減率に依りて賠償金を交付すべき實斤數を定むるものとす。然し乍ら此の乾燥減率を何程に定むべきかの點に就き其の公正を得るは必らずしも容易に非ず。實施當初に在りては卽日收納とし、新竹鹽務局取扱の分は乾燥減率二割五分、布袋嘴・北門嶼・臺南・打狗各鹽務局取扱の分は二割と爲したるも、其の後各局に於ける試驗の結果之を種々變更したり。明治四十五年に至り既往の實績に徵し從來の減量率は些か酷なりとし、且又物價勞銀の騰貴に因る鹽業者の困苦を緩和する爲に、同年七月內訓第一號に依り（一）內地人を業主とする鹽田より產出する食鹽にして、其の業主より直接納付するものに對しては、卽日收納一割五分（百斤は八十五斤とし收納）、（二）前項以外のものに對しては卽日收納二割（百斤は八十斤とし收納）としたり。但し鹽埕及打狗の兩鹽田に於ては尙翌日收納を繼續せしめて乾燥減率を一割五分に改め、汕尾港鹽田に於ては依然乾燥減率を二割五分とし、何れも同年七月二十日より之を施行したり。

然れども食鹽收納に於ける乾燥減率は其の實際の成績に依りて決定すべきものにして、同一條件の下に在りて內地人所有鹽田の產鹽と其以外の產鹽とを區別するが如きは、固より公正を缺き、徒に一部鹽業者の不滿を招くものといはざるべからず。依て大正七年四月に至り之を一率に二割と改めたり。但し臺南鹽田の產鹽に就きては其の特殊事情に依り、依然として其の乾燥減率を一割五分と爲し卽日收納を認めたり。

第二　賠償金の交付

製造者鹽を納付したるときは政府は其の品質を鑑定して賠償金を交付するものにして、其の賠償價格は政府豫め之を公示す。收納鹽の等級は別に定めたる標準鹽に照し、其の色澤の良否・結晶粒の大小整不整・鹽化曹達分の多寡等に依りて之を分つ。當初之を上等・下等の二種に分ちたるも、明治三十四年四月より更に中等を加へたり。前述の如く、專賣制度施行の當初に在りては生鹽の儘秤量收納し、其の實量に對し賠償金を交付したるが、明治三十二年七月訓令第百九十九號食鹽收納及賠償金交付手續を制定し、食鹽は製造當時之を納付せしむるも、其の都度秤量せず、製鹽者及等級毎に倉庫を區分して藏置し、便宜交付期日を定め、日々納付したる食鹽の豫定數量に對し十分の八以內の賠償金を交付し、後官鹽賣捌組合に引渡すに當り關係當事者を立會はしめ秤量し、賠償金を精算するものとしたり。而して精算の結果尙賠償金の交付を要するときは、其の金額に對する食鹽は現金を交付したる日の收納として整理し、又仕拂超過したるときは其の超過額に對する食鹽は直に之を補足せしむることとと爲し、其の他輸入鹽は藏入の際秤量し、直に其の賠償金を交付することとせり。明治三十三年二月訓令第二十七號を以て右手續を改正し、賠償金は別に定むる所の乾燥減率を乘じたる斤數

に對して、專賣局長に於て便宜期日を定めて之を交付することとしたり。

製造者が政府の鑑定に不服なる場合に對する救濟手段に就ては、臺灣食鹽專賣規則制定以來永く之が規定を設くる所なかりしが、大正十五年七月の改正に於て始めて之に關する規定を設け、賠償金の請求を爲す以前に再鑑定を求むるを得ることとしたり。右に依れば再鑑定の申立てありたるときは、專賣官署長は二人以上の鑑定人を指定して更に鑑定を爲さしめ、其の品質を決定するものとし、再鑑定の結果其の等級當初鑑定の等級より上進せざるときは、再鑑定に要したる費用は申立人の負擔とすることとせり。

尙專賣制度施行の際に於ける持越鹽の收納に關しては明治三十二年七月府令第五十三號を以て持越食鹽收納規則を制定し、持越食鹽の賠償價額は相當の金額を得せしむるを目的として之を定め若し協議調はざるときは二名以上の評價人の意見を徵して多數意見に從ふべきものとし、又若し評價人の意見各異るときは其の平均を以て賠償金額と爲すこととしたり。

又臺灣食鹽專賣規則に依れば、政府より賣渡したる食鹽にあらざれば賣渡・讓渡又は消費することを得ざるものとし、之に違背したる者は罰金に處し、其の犯罪に係る食鹽の現存する場合には何人の所有たるとを問はず之を政府に收納し、之に對しては一般の規定に從ひて賠償金を交付する規定なりしが、大正十五年七月の改正に於て之を改め、規則違反の罪を犯したる者の所有又は所持する食鹽にして犯罪に係るものは之を沒收することと爲したり。

收納食鹽の賠償價格は、製鹽地の物價及勞銀の傾向、鹽業經濟の實際等を參酌して之を定め、臺灣總督豫め之を告示するものにして、右賠償價格は專賣施行の際卽ち明治三十二年四月告示第四十九號を以て、食鹽百斤に付油車港支局管內は上等二十八錢、下等二十五錢とし、布袋嘴・北門嶼・臺南・打狗の各支局管內は上等十二錢八厘、下等十一錢四厘と定めしが、爾後實際の必要に應じて屢〻之が改定を行はれたり。今其の改定の一々に就き之を示すは極めて煩雜なるを以て、左に大正末年現行に係る賠價格を掲ぐるに止むべし。

臺灣總督府告示第五十三號（大正十四年四月一日）

食鹽百斤當賠償價格左ノ通相定ム

區域	品種別賠償價格					
	再製散鹽	煎熬散鹽	上等散鹽	中等散鹽	下等散鹽	等外散鹽
	円 二・二七〇	円 一・五三〇	円 五五〇	円 五二〇	円 四八〇	円 三三〇
臺北州、新竹州、臺東廳及花蓮港廳各一圓			四一〇	三六〇	三〇〇	一六〇
臺中州一圓			四四〇	三九〇	三三〇	一八〇
臺南州（臺南市、新豐郡、新化郡ヲ除ク）臺南州臺南市、新豐郡、新化郡及高雄州一圓						

食鹽收納數量及賠償金額累年表

年度	收納												數量合計
	本島鹽		輸入鹽		秤量增	沒收鹽		雜鹽		計			
	數量	金額	數量	金額		數量	金額	數量	金額	數量	金額		
前年度ヨリ越高	斤 一八、三九六、五〇八	円 三一、七三〇	斤 三、七三〇、六〇一	円 六八、〇四〇	斤 二六六、二三三	斤 一三、五二五	円 三五	斤 三一、三一四、六三四	円 九九、八〇六	斤 三一、三一四、六三四	円 三一、三一四、六三四		
明治三二	一四、四四七、八八九	一五一、五九七	一三三、八六五	一七、九九一	二、一四〇	四一、二九二	八六	八〇、六九四、五四三	三六、〇九一	九五、一四二、四三三	九五、一四二、四三三		
同三三	六三、三九五、四五八	七九、二七一、〇八七	一三、八六五	一七、九九一	二、一四〇	二、九五九、〇八三	四四	八七、五〇六、四八六	一六六、二三四	一六六、九〇、六四一	一六六、九〇、六四一		
同三四	二九、四七四、二五五	三五、九四九、〇八二	一四、五七三	一四、五七三	二六六、二三三	二、九五九、〇八三	四四						

| | | |

命令書

食鹽賣捌組合

第一條　臺灣食鹽專賣規則ニ依リ本島内ノ需用ニ供スル爲メ政府ノ賣渡スヘキ食鹽ハ此ノ命令ノ條款ニ從ヒ其組合ニ賣下ケ其組合ヲシテ之カ賣捌ヲ爲サシム

第二條　其組合ハ政府ノ定ムル定價ヲ以テ賣捌ヲ爲スヘシ

第三條　食鹽ハ其代金ヲ納入スルニアラサレハ引渡ヲ爲サス但代金ハ納入告知書ニ依リ臺北本金庫ニ納入スヘシ

賣下代金ハ之ニ相當スル國債證券ヲ預入スルトキハ二箇月以内ノ延納ヲ許可スルコトアルヘシ

第四條　食鹽ハ政府ノ倉庫ニ於テ無包裝ニテ引渡スヘシ

第五條　其組合ハ政府以外ヨリ食鹽ヲ買受若ハ讓受クルコトヲ得ス

第六條　其組合ハ本店、支店代理店以外ノ箇所ニ於テ食鹽ノ賣捌ヲ爲スコトヲ得ス

第七條　其組合ハ販賣人若ハ需用者ヨリ食鹽賣渡ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ拒絶スルコトヲ得ス但シ其請求數量ヲ不相當ト認ムル場合ニ於テハ相當ノ數量マテ之ヲ制限スルコトヲ得

第八條　其組合ハ臺北ニ本店ヲ置キ政府ノ指定シタル箇所ニ支店若ハ代理店ヲ置クヘシ

第九條　組合長ハ其組合員ノ互選シタル三名ノ候補者中ニ就キ政府之ヲ選定スヘシ

第十條　其組合員ノ責任ハ無限タルヘシ

第十一條　其組合ノ規約ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ其變更ヲ要スルトキ亦同シ

政府ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ規約ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條　其組合ノ收支ハ每年二期ニ計算書ヲ調製シ政府ニ提出スヘシ

第十三條　其組合ノ收支ニ關スル帳簿金櫃及現品ハ隨時臨檢スルコトアルヘシ

第十四條　其組合ハ此命令ニ定ムルモノノ外他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス

第十五條　其組合ハ此命令ニ定メタル業務履行ノ擔保トシテ現金又ハ國債證券ヲ以テ五萬圓ヲ政府ニ預入スヘシ

記名國債證券ヲ擔保トスルトキハ委任狀ヲ添附スヘシ

第十六條　此命令ニ違背シタルトキハ本店、支店代理店又ハ使用人等何レノ所爲ニ出ツルヲ問ハス過怠金ヲ徵收スヘシ其金額ハ事ノ輕重ニ依リ政府之ヲ定ム

第十七條　過怠金ヲ其指定ノ期日内ニ納入セサルトキハ之ニ相當スル金額ヲ第十五條ノ擔保品ヨリ控除スル前項ノ場合ニ於テ控除セラレタル金額ハ直ニ之ヲ塡補スヘシ

第十八條　此命令ノ期限ハ明治三十二年四月十九日ヨリ滿十箇年間トス但期限中ト雖政府ニ於テ必要ト認ムル場合ハ此命令ヲ取消又ハ變更スルコトアルヘシ

右命令ス

明治三十二年四月十九日

臺灣總督府

右命令書は其の後明治三十二年八月に至り文中『國債證券』とあるを『政府ノ指定シタル有價證券』に改められしが、尋いで同年十一月に至り第一條に『但政府ノ倉庫ヨリ直接ニ總館支館ヘ廻漕ノ際不可抗力ニ依リ破船シ亡失シタル食鹽ハ其ノ事實ヲ證明シタルモノニ限リ賣下當時ノ賠償金額ヲ以テ賣下價格トス』を追加し、更に又明治三十四年四月に至り第十條及第十五條を削除し、且つ第三條第二項を『賣下代金ハ之ニ相當スル有價證券ヲ預入スルトキハ四ヶ月以内ノ延期ヲ許可スルコトアルヘシ但延期ハ其年度ヲ超ユルコトヲ得ス』に、第十二條中『每年二期』を『每年度末』に、第十七條を『前條ノ過怠金ハ組合員連帶責任ヲ以テ納付スヘシ』と改めたり。其の第十五條を削除したるは同年度より外國鹽の輸入を廢止し、臺灣北部地方に對しては南部產鹽を供給する方針なりしを

以て、組合は自然運送費竝に運轉資本を增加せざるを得ざることとなり、爲に擔保證券の預入を免ぜられざるに於ては其の負擔に堪へざるに至るべく、事實又組合既往の成績に依れば之を免除するも別に支障なきものと認めたるに因るものなり。

鹽務總館及支館は前にも一言せる如く、共に官鹽賣捌組合の下にありて食鹽の販賣に當るものなるが、此等の鹽務總館の中臺北總館のみは組合の直營に屬するも、他の總館は總て請負にして、組合に保證金提供の上、政府の組合に對する賣下價格にて食鹽を買受け、定價を以て之を販賣し、組合に對し年々現銷金卽ち利益歩合を提供するものとす。總館は其の食鹽を自ら販賣するの外、又別に相當價格を以て鹽務支館に賣渡して之を販賣せしむ。鹽務支館には又總館直營のものあり、獨立經營のものあり、支館中總館の直營に屬せざるものは其の總館に一定の保證金を現金又は有價證券を以て提供す。右の如く組合は總館及支館に對して現銷金及保證金を徵し、食鹽は其の買受原價を以て轉賣するものにして、食鹽價格に就きては別に利得する所なきものなり。最後に食鹽請賣人とは從來販館の名を以て各所に散在せしものにして、鹽務總館又は支館より食鹽を買受け、出賣又は店頭にて需用者に之を販賣するものなり。而して政府は食鹽請賣人の取締の爲め明治三十三年三月府令第二十六號を以て左の如く食鹽請賣規則を發布したり（明治三十四年十一月府令第八十九號を以て規則中『辨務署』を『廳』と改む）。

食鹽請賣規則（明治三十三年三月十一日臺灣總督府令第二十六號）

第一條　此規則ニ於テ食鹽請賣人ト稱スルハ鹽務總（支）館ヨリ買受ケ出賣又ハ店頭ニテ需用者ニ販賣スル者ヲ謂フ

第二條　食鹽ノ請賣ヲ爲サントスル者ハ第一號書式ノ願書ニ其管轄鹽務總館ノ身元保證書ヲ添ヘ所轄辨務署ニ願出テ請賣鑑札ヲ受クヘシ

第三條　食鹽請賣人自己又ハ其家族傭人ニ於テ食鹽ノ出賣ヲ爲ストキハ第二號書式ニ依リ所轄辨務署ニ願出テ出賣鑑札ヲ受クヘシ

出賣鑑札ハ出賣ノ際之ヲ携帶スヘシ

第四條　食鹽請賣鑑札及出賣鑑札ハ賣買讓與及貸借スルコトヲ得ス

第五條　食鹽請賣人ハ戶外ニ左式ノ招牌ヲ揭クヘシ

（招牌樣式省略）

第六條　食鹽請賣人管轄外ノ鹽務總（支）館ヨリ食鹽ヲ買受ケントスルトキハ管轄鹽務總（支）館ノ承認ヲ受クヘシ

鹽務總（支）館ニ於テ承認シタルトキハ第三號書式ノ承認書ヲ付與スヘシ

第七條　鹽務總（支）館ニ於テ管轄外ノ請賣人食鹽ノ賣下ヲ爲シタルトキハ五日以內ニ其品位斤數及買受人ノ住所氏名年月日ヲ管轄鹽務總（支）館ニ通知スヘシ

第八條　請賣人ハ第四號書式ノ帳簿ヲ備ヘ食鹽ノ受拂ヲ記入スヘシ

第九條　鹽務總（支）館ハ第五號書式ノ帳簿ヲ備ヘ請賣人每ニ口座ヲ設ケ食鹽ノ賣下ヲ記入スヘシ

第十條　請賣人鹽務總（支）館ニ食鹽ノ賣下ヲ求ムルトキハ請賣鑑札ヲ示スヘシ

第十一條　請賣人左ノ場合ニ於テハ三日以內ニ所轄辨務署ニ屆出テ請賣鑑札及出賣鑑札ヲ返納スヘシ但死亡ニ係ル者ハ相續者ヨリ返納スヘシ

一　廢業又ハ死亡シタルトキ

二　請賣業ヲ禁止セラレタルトキ

三　他ノ鹽務總（支）館管轄內ニ轉住スルトキ

第十二條　請賣人左ノ場合ニ於テハ三日以內ニ所轄辨務署ニ願出テ請賣鑑札及出賣鑑札ノ書換又ハ再下付

ヲ請フヘシ

一　鑑札ヲ毀損又ハ亡失シタルトキ

二　請賣人及出賣人ノ代替又ハ改名シタルトキ

三　請賣人其鹽務總(支)館管轄内ニ於テ轉住シタルトキ

前項ノ場合ニ於テハ出願ノ際從前ノ鑑札ヲ差出スヘシ但鑑札ヲ亡失シタルトキハ此限ニアラス

第十三條　請賣人第十一條第一號及第二號ニ依リ請賣鑑札ヲ返納スル場合ニ於テ食鹽ノ賣殘アリタルトキハ其食鹽ヲ買受ケタル鹽務總(支)館ニ送致シ賣下ヲ受ケタル價格ヲ以テ買上ヲ請フコトヲ得

第十四條　請賣鑑札及出賣鑑札下付手數料ハ一枚ニ付金十錢トス再下付及書換ノトキ亦同シ

第十五條　請賣人ハ營業上ニ付當該官吏ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス但當該官吏ニハ明治三十二年四月府令第三十二號臺灣食鹽專賣規則施行細則第四條ノ檢查員證ヲ携帶セシムヘシ

第十六條　第二條第三條第四條第八條第十一條第十二條第十五條ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

請賣業停止中其業ヲ營ミタル者罰前項ニ同シ

第十七條　第五條ニ違背シタル者ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第十八條　請賣人食鹽ニ關スル犯罪若ハ營業上不正ノ行爲アルトキハ其業ヲ停止若ハ禁止スルコトアルヘシ

（書式省略）

右に依れば食鹽の請賣を爲さんとする者は所定の願書に其の管轄鹽務總館の身元保證書を添へ所管官廳に願出で、請賣鑑札を受くるを要し、又原則として管轄内の總(支)館より食鹽を買受け其の賣買出納を帳簿に記載し置くを要するものとす。而して市街地に於ては請賣人の數は顧客の便宜を慮りて之を無制限とし、地方村落に於てのみ其の數を制限したり。然るに事實に於ては專賣制度施行後請賣規則發布前にありて、請賣人中保證金を總館に提供して販賣區域を認められ、且つ總館より特別廉價に食鹽を買取りて販賣したる者を存せしが、請賣規則發布後總館に依りては、同規則の定むる所に依り請賣人たらんとする者に對して身元保證書を與ふるに際し、密に若干の保證金を徵し、其の請賣人をして一定の販賣區域を專有せしむるものあり、爲に他に請賣人たらんとする者あるも、之に身元保證書を與へざるに至り、假令之を與ふるも其の請賣人は保證金を提供して割引を受くる請賣人との競爭に堪へざるが如き事態を生じたり。仍て政府は明治三十六年十一月賣捌組合に嚴命し、總館の徵收し來りし保證金は總て之を返還せしめたり。

然るに以上の如く請賣人又は支館の上に更に賣捌組合及總館なる二個の上級機關を存することは、徒に販賣事務を煩雜ならしむるのみならず、政府の賣下價格と組合の販賣價格との差大にして、組合の利益大に過ぐるものあるを以て、政府は事務の簡捷を圖ると共に組合利益の一部を政府に收めて其の他從來の諸弊を匡正するの趣旨を以て販賣方法に改正を行ふことと爲し、明治三十八年之を實行したり。卽ち先づ政府は從來の食鹽賣捌組合は之を解散せしめ、中央に一の食鹽賣捌總館を置き且從來の各地鹽務總館及支館を全部右食鹽賣捌總館の支館に改めて之に直屬せしむることと爲し同年三月曩の食鹽賣捌組合の代表者たる幸顯榮に對して新に命令書を交付し、政府指定の場所に賣捌總館及其の支館の設置を命ずると共に、之に對し島内需要鹽の一手販賣を命じたり。卽ち右命令書に依れば右食鹽賣捌總館は代金を前納して上下等鹽の下渡を受け、更に鹽務支館より代金の前渡を受けて上下等鹽（明治四十四年十一月以降大正四年度迄は再製鹽をも）を支館に賣渡し、之を其の店頭に運送

するものにして、總館は從前の如く支館より現銷金を徵收せず、其の代り政府より運送途中の減耗補塡の爲め豫め足鹽を受け、又一定の賣買差益を認められたり。右の改正と同時に食鹽請賣人に關する制度にも改正を行ふことと爲し、同月府令第二十六號を以て食鹽請賣規則に左の如き改正を加へたり。卽ち此の改正の結果請賣人は從前の如く請賣鑑札下渡願に鹽務總館の身元保證書を添付することを要せざることとなり、又食鹽は專ら鹽務支館より買受け、之を定價を以て販賣するを要することとなれり。

臺灣總督府令第二十六號（明治三十八年四月十三日）

明治三十三年三月府令第二十六號食鹽請賣規則中左ノ通改正ス

第一條中「鹽務總（支）館」ヲ「鹽務支館」ニ「店頭ニテ需用者ニ」ヲ「店頭ニテ定價ヲ以テ需用者ニ食鹽ヲ」ニ改ム

第二條中「ノ願書ニ其管轄鹽務總館ノ身元保證書ヲ添ヘ」ヲ「ニ依リ」ニ改ム

第四條中「賣買讓與」ヲ「讓渡シ、讓受ケ」ニ改ム

第六條第七條及第九條　削除

第十條中「鹽務總（支）館」ヲ「鹽務支館」ニ改ム

第十一條中「相續者」ヲ「遺族」ニ「他ノ鹽務總（支）館管轄內」ヲ「所轄廳管轄外」ニ改ム

第十二條第一項中「鹽務總（支）館」ヲ「所轄廳」ニ改メ第二項ヲ削ル

第十三條中「鹽務總（支）館」ヲ「鹽務支館」ニ改ム

第十四條中「十錢」ヲ「二十錢」ニ改ム

附　則

本令ハ明治三十八年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

（書式中改正省略）

右食鹽請賣規則は其の後大正十年八月に至り府令第百三十九號を以て第八條中『受拂』とあるを『買受』に改め、且別記樣式中に改正を加へられしが、大正十五年七月に至り府令第六十五號を以て既述の如く臺灣食鹽專賣規則施行規則を制定し、食鹽販賣に關する規定を同規則中に包含するに及び、其の附則を以て遂に廢止せられたり。今右臺灣食鹽專賣規則施行規則に依る食鹽販賣の方法を見るに、先づ鹽務總館・鹽務支館及食鹽請賣人の三者より成る從來の三級制販賣組織を改め、元賣捌人及小賣人の二級制と爲すものにして、卽ち食鹽販賣者を分ちて食鹽元賣捌人及食鹽小賣人とし、元賣捌人は政府より食鹽を買受け之を小賣人に賣渡し、小賣人は元賣捌人より食鹽を買受け之を消費者に賣渡すものとす。但し專賣局長必要と認むるときは元賣捌人をして直接消費者に賣渡さしむることを得るものとし、又專賣局長は元賣捌人の食鹽賣捌區域を指定することを得べく、之を指定したる場合に於ては特に專賣局長の許可を受けたる場合の外、元賣捌人は其の指定區域外の小賣人に食鹽を賣渡すことを得ず、又小賣人は其の所屬以外の元賣捌人より食鹽を買受くることを得ざるものと爲し、更に又販賣者の指定は元賣捌人及小賣人共に專賣局長之を行ひ、其の指定期限は各三箇年以內と定めたり。

以上は天日製鹽の販賣に關する制度なるが、政府は明治四十四年に至りて更に再製鹽供給の途を講じ、同年十一月以降幸顯榮の名義に依り之を製造の上鹽務支館に販賣せしめしが、後大正五年度以降新に再製鹽元賣捌人を定め、引續き再製鹽を鹽務支館に賣渡さしめたり。而して再製鹽元賣捌人に對する命令書は每年度之を交付するものとす。

第二　販賣價格

政府專賣食鹽の販賣價格は之を賣渡價格及賣捌定價の二と爲す。左に之を分說すべし。

（一）賣渡價格

賣渡價格とは政府より賣捌機關卽ち官鹽賣捌組合に對して賣渡す價格、併に賣捌組合又は鹽務總館より鹽務支館へ、或は鹽務支館より請賣人へ賣渡す價格を總稱するものなり。專賣制度の初期に於ては政府が官鹽賣捌組合に賣渡す價格は命令を以て之を定め、組合と總館及總館と支館との間に於ける受渡價格は相互の協定に依らしむることと爲し、又請賣人に對しては土地の遠近に依りて割引することと爲せしも、其の定額に就ては別に規定する所なかりしが、斯くては確實なる標準なき爲め各賣捌機關の間に於ける利益の分配に就て往々紛議を惹起し、爲に取引上の煩雜を免かれざるを以て、明治三十八年四月に至り各階級間の賣渡價格を確定することとし、政府より鹽務總館への賣渡價格は上等鹽百斤に付一圓三十四錢、下等鹽同一圓十六錢、鹽務總館より支館への賣渡價格は上等鹽一圓八十三錢、下等鹽一圓六十四錢、支館より請賣人への賣渡價格は上等鹽一圓九十八錢、下等鹽一圓七十八錢と定めたり。然るに右の如く支館より請賣人への賣渡價格を一樣に定めし結果は、請賣人は支館所在地の附近に集中し、距離の遠きに從ひ其の數減少するの傾を存するに至りしを以て、同年九月以降之を改め、支館よりの運搬里程に應じて差等を設くることと爲し、支館より一里以內、同二里以內、同二里以上の三種に分ちて、夫々上等鹽は二圓十七錢、二圓十二錢、一圓九十六錢、下等鹽は一圓九十四錢、一圓八十九錢、一圓七十三錢と定めたり。尋いで明治四十四年十一月より再製鹽の製造開始に伴ひ其の賣渡價格を定め、更に大正七・九・十・十一・十四年度に於て各賣渡價格の改正を行ひたり。今其の沿革を表示すれば左の如し。

改正年度	上等鹽			下等鹽			再製鹽		
	政府より鹽務總館への賣渡價格	鹽務總館より鹽務支館への賣渡價格	鹽務支館より請賣人への賣渡價格	政府より鹽務總館への賣渡價格	鹽務總館より鹽務支館への賣渡價格	鹽務支館より請賣人への賣渡價格	政府より再製鹽元賣捌人への賣渡價格	再製鹽元賣捌人より鹽務支館への賣渡價格	鹽務支館より請賣人への賣渡價格
明治三八・四年月	一・三四円	一・八三円	一・九八円	一・一六円	一・六四円	一・七八円	—	—	—
同三八・八	〃	〃	一里未滿 二・二七 二里未滿 二・一二 二里以上 一・九六	〃	〃	一里未滿 一・九四 二里未滿 一・八九 二里以上 一・七三	—	—	—
同四四年度	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	二・三六	二・五二
大正二年度	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	二・三二	一里未滿 二・六六 二里未滿 二・六一 二里以上 二・四五
同七年度	一・三九	一・八八	一里未滿 二・一〇 二里未滿 二・〇六 三里未滿 二・〇三 三里以上 二・〇〇	一・二二	一・六九	一里未滿 一・八九 二里未滿 一・八五 三里未滿 一・八二 三里以上 一・七九	—	二・三七	一里未滿 二・六六 二里未滿 二・六一 三里未滿 二・五六 三里以上 二・五二
同九年度	一・六一	二・二二	二・四二	一・三七	一・九八	二・一六	北 二・七四 南 二・八四	三・四三	三・七四
同一〇年度	一・八三	二・五〇	二・七三	一・四七	二・一四	二・三三	二・六六	〃	〃
同一一年度	一・八八	〃	〃	一・五二	〃	〃	二・七五	〃	〃
同一四年度	一・九一	二・四四	二・七二	一・五四	二・〇七	二・三一	二・七二	三・三四	三・七二

然るに大正十五年七月臺灣食鹽專賣規則改正の結果、從來の賣捌組織を改め、販賣者を分ちて食鹽元賣捌人及食鹽小賣人の二級制と爲すや、之に伴ひ政府より元賣捌人に賣渡す食鹽の價格及び元賣捌人より小賣人に賣渡す食鹽の價格は專賣局長之を定め、又專賣局長必要と認むるときは小賣人に對して直接賣渡を爲すを得べく、此の場合に於ける賣渡價格は元賣捌人が小賣人に對する現行の賣渡價格に依るものと定めたり。尙右改正を機として政府より元賣捌人に賣渡す場合の價格を、一年の賣捌高に依り一級（賣捌高九十萬斤以上）・二級（同五十萬斤以上）・三級（同五十萬斤以下）の三種に區分して之を

定め、以て各元賣捌人の利益を接近せしむることに努めたり。卽ち左の如し。

種別	政府より食鹽元賣捌人への賣渡價格			元賣捌人より小賣人への賣捌價格		
	一級	二級	三級	一級	二級	三級
煎熬鹽	三・四二円			三・七二円		
上等鹽	二・五二			二・七二		
下等鹽	二・一五			二・三一		
		三・三六円			三・七二円	
		二・四六			二・七二	
		二・〇九			二・三一	
			三・三〇円			三・七二円
			二・四〇			二・七二
			二・〇三			二・三一

（二）賣捌定價

次に賣捌定價とは鹽務支館又は請賣人が一般消費者に對して賣渡す小賣價格を稱するものにして、臺灣總督府告示を以て之を公告するものとす。卽ち明治三十二年四月食鹽專賣規則の公布と同時に告示第五十號を以て普通鹽の賣捌定價を、又同年九月告示第九十二號を以て白鹽（內地製鹽にして專ら母國人の需要に供するもの）の賣捌定價を定めしが、之に依れば食鹽運搬に對する水陸距離の遠近、交通の便否に依り島內の地域を劃し、上等鹽は之を三區に、下等鹽は之を四區に分ちて定價の等差を附するものにして、卽ち其の百斤當定價は上等鹽は夫々三圓・三圓六十錢・四圓、下等鹽は夫々二圓六十六錢六厘、二圓二十六錢七厘・一圓九十六錢六厘・一圓七十六錢七厘とせり。其の後臺灣鹽の品質向上に伴ひ明治三十五年度限り內地鹽の移入を廢し、從來の白鹽に代ふるに臺灣產の上等品を以てし、之を上等鹽を名け、三十六年三月告示第三十號を以て其の定價を改定して、三圓・三圓六十錢・四圓と定めしが、之と同時に從來の普通鹽を下等鹽と改稱したるの外變化なし。然るに右の如く地域に依りて小賣定價を異にするの制度に在りては、定價の高き地域の住民は其の低き隣接地域に來りて購買する等實際施行上不便少からざるのみならず、其後交通機關も漸次整備し、又食鹽請賣業も著しく發達するに至りしを以て、明治三十八年四月告示第三十四號を以て賣捌定價を改定し、始めて全島を通じて均一の定價と爲したり。爾後必要に應じて屢〻右賣捌定價に改正を加へ、以て大正末年に至りしが、今其の變遷を一括表示すれば左の如し（百斤當定價）。

種別	明治三八年四月告示第三四號	明治四五年四月告示第六三號	大正七年三月告示第三四號	大正八年一月告示第二號	大正九年四月告示第五七號	大正一〇年五月告示第六八號	大正一四年四月告示第五四號
上等鹽	二・二〇円	二・二〇円	二・二〇円	二・三〇円	二・七五円	三・一〇円	三・〇〇円
下等鹽	一・九七	一・九七	一・九七	二・一〇	二・四六	二・九五	二・九五
再製鹽	—	—	二・七九	二・二〇	四・二五	四・二五	四・一〇

（備考）大正十五年八月告示第百三號を以て再製鹽を煎熬鹽に改む。

尙專賣實施の當初に在りては全島の交通機關未だ備はらざりしを以て、前述の如く賣捌定價にも地域に依り差等を附すると共に、更に三十錢以下の小賣には特に右定價の制限を附せざることと爲し（明治三十二年六月告示第七十一號）、尋いで同年九年には同月以降三十錢以下の小賣には、上下等鹽共定價の一割迄引上げ賣捌くことを得ることと爲したり（告示第八十七號）。然るに右規定は細民に對して與ふる苦痛尠からざるものあるを認め、明治四十五年四月に至り之を廢止したり（告示第六十三號）。尋いで大正九年四月に至り告示第五十七號を以て、食鹽賣捌定價の改定を行ふと同時に、食鹽請賣人に賣捌定價に專賣局長の認むる運賃を加へて賣捌くことを得ることと爲したり。

第三　特別用途鹽の販賣

政府が收納したる食鹽は之を定價を以て指定機關をして販賣せしむること前述の如し。然し乍

ら別に又主として產業奬勵の趣旨に依りて、特に指定したる用途に使用する者に對しては、其の一回の買受數量一萬斤以上のものに限り、專賣局より直接需要者に賣渡す制度を存したり。之れ所謂特別用途鹽の販賣なりとす。內地に於ては夙に鹽專賣法施行と同時に此の制度を施行し來りたるも、臺灣に於ては漸く明治四十五年四月より之を實施したり。然し乍ら、工業用鹽の賣價を低減し、工業の發達を奬勵するは國家經濟上良策とする所なるを以て、此の制度の施行に關しては專賣制度施行以來屢〻論議せられ、既に明治三十六年中再三醬油釀造用として官鹽の特別低價賣下方を願出づる者あり、遂に同年十一月官鹽賣捌組合に對して、向一箇年間に官鹽十萬斤を限り賣捌定價より一割を減じて賣渡を命じたり。越えて明治三十七年九月、又麵類製造用として同樣特別低價の賣下方を出願せし者に對して、當分の內一箇年四萬斤を限りて賣捌定價より一割を減じ、最寄鹽務支館をして賣下げしめしが、其の後は此の種の用途に對して斯かる割引賣渡を爲すことなく、其の用途の如何に拘らず、一般定價を以て需要者に供給したり。然るに其の後食鹽を需要する事業は愈々發達の趨勢にあり、鹽價の高低如何は此等事業の消長に影響する所大なるものあるを以て、遂に明治四十五年四月に至り告示第六十三號を以て始めて特別用途鹽の賣捌を規定したるものとす。卽ち之に依れば專賣局長の認可を得て食鹽を石鹼製造用・醬油釀造用・選種用に使用するときは、一回の買入數量一萬斤以上に限り、專賣局は直接消費者に對し、上等鹽百斤に付一圓三十錢、下等鹽同一圓十一錢の特別廉價を以て賣捌くものとす。但し右の場合賣渡したる食鹽に就きては、專賣局は買受人の費用を以て食鹽の變性を施さしむることあるべしと爲したり。而して之と同時に訓令第三十七號を以て特別用途鹽引渡手續を定め、特別用途鹽引渡の請求を受けたるときは、鹽務課に於て其の用途・數量其の他必要なる事項を調査し、代金を完納せしめたる上之を引渡すものとしたり。右の特別用途の指定及其の賣捌定價は爾後數次の改正を經て大正末年に至れるものにして、先づ指定用途の改正に就て見るに、大正三年二月告示第五號を以て新に魚類及鯨鹽藏用・獸皮保存用を加へ、大正七年一月告示第一號を以てアルカリー工業用を加へ、大正八年一月告示第二號を以て味噌製造用を加へ、鯨鹽藏用を海獸類鹽藏用に改め、同年五月告示第六十四號を以て窯業用を加へ、大正九年四月告示第五十七號を以てアルカリー工業用を曹達工業用に改め、大正十年四月告示第五十號を以て再製用を加へ、同年十二月告示第百七十八號を以て再製用を再製鹽用・煎熬鹽用に改め、大正十一年八月告示第百二十五號を以て濾水器用を加へたり。尙特別用途鹽は久しく上下等鹽のみに限られしも、漸次此等の特別事業にも再製鹽を需要するもの多きを加へたるを以て、大正九年十二月に至り之が特別賣下を開始し、告示第二百九號を以て其の賣捌價格を定めたり。今特別用途鹽賣捌定價の沿革を一括表示すれば左の如し。

用途別	種判	明治四五年四月告示第六三號	大正八年一月告示第二號	大正八年五月告示第六四號	大正九年四月告示第五七號	大正九年一二月告示第二〇九號	大正一〇年四月告示第五〇號	大正一〇年五月告示六八號	大正一〇年一二月告示第一七八號	大正一二年一二月告示第一八六號
一、石鹼製造用・醬油釀造用・味噌製造用・魚類及海獸類鹽藏用・獸皮保存用・選種用・濾水器用	再製鹽	円 —	円 —	円 —	円 —	円 二・五〇	円 二・五〇	円 二・五六	円 二・五六	円 二・五六
	上等鹽	一・三〇	一・三三	一・三三	一・五五	一・五五	一・五五	一・七六	一・七六	一・七六
	下等鹽	一・二一	一・一六	一・一六	一・三二	一・三二	一・三二	一・四二	一・四二	一・四二
二、曹達工業用	上等鹽	—	—	—	〇・四二	〇・四二	〇・四二	〇・四二	〇・四二	—
	下等鹽	—	—	—	〇・三一	〇・三一	〇・三一	〇・三一	〇・三一	〇・三一
	等外鹽	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・一八
	上等鹽	—	—	〇・三五	〇・五八	〇・五八	〇・五八	〇・六九	〇・六九	—

| | | |

大正八	五九、七三〇、九〇四斤	七九七、五五六円	四、七一四、五三六斤	二四、八〇四円	六四、四四五、四四〇斤	八二二、三六〇円
同九	五二、二七七、一三〇	八二五、七八一	八、三八五、六〇〇	五九、八一五	六〇、六六二、七三〇	八八五、五九六
同一〇	五一、四三九、七一四	八九六、一七六	二一、一一四、一〇〇	九一、四四九	七二、五五三、八一四	九八七、六二五
同一一	五五、〇九七、九二八	九七二、一七九	一五、六八七、八六〇	七六、二五四	七〇、七八五、七八八	一、〇四八、四三二
同一二	五四、四六七、七七七	九三六、三五〇	八、八五五、七〇〇	六一、九三一	六三、三二三、四七七	九九八、二八一
同一三	五八、〇八七、六五七	九九一、六一九	一四、九九五、三二〇	八四、四〇八	七三、〇八二、九七七	一、〇七六、〇二七
同一四	五九、〇二四、八九一	九九七、五八〇	一〇、二〇五、二四〇	七七、五三六	六九、二三〇、一三一	一、〇七五、一一七
昭和元	五八、六六八、九〇〇	一、一八、五五六	一一、一一八、〇六〇	七二、二三九	六九、七八六、九六〇	一、二五八、七九五

（備考）一、特別用鹽の賣渡は大正三年二月より之を實施せり。
二、明治三十九年度以降同四十二年度迄の金額は不詳なり。

第四目　食鹽の輸移出

以上述べたる所は島内販賣に關するものなるが、曩に一言したるが如く、專賣制度施行以來總督府の期する所は臺灣鹽業の興隆に依り、獨り島内の需要に應ずるのみならず、更に進んで之を島外に輸移出せんとするに在りしものにして、總督府は此の目的を以て夙に鹽業を奬勵し、既に内地に對して は明治三十三年度以來引續き移出し、其の他朝鮮・樺太・露領沿海州・香港・ボルネオ・マニラ等に輸移出を試みたり。以下之を概說すべし

第一　移出

（一）内地移出

臺灣產鹽の内地移出は明治三十三年を以て嚆矢とす。卽ち總督府は小栗富次郎に對し臺灣產鹽の販賣を委託するに決し、同年十月一日同人との間に左の如き契約を締結したり。

臺灣總督府民政長官後藤新平ト小栗富治郎トノ間ニ食鹽ノ販賣引受ニ關シ左ノ事項ヲ契約ス

第一條　販賣引受人ハ臺灣總督府ヨリ販賣ヲ命スル食鹽ヲ明治三十四年三月三十一日迄ニ販賣スヘキモノトス

第二條　販賣引受人ハ臺灣總督府ヨリ引受ケタル食鹽ヲ臺灣島内及澎湖列島ニ於テ販賣スルコトヲ得ス

第三條　臺灣總督府ヨリ販賣ヲ命スヘキ食鹽ノ數量ハ三千萬斤ヨリ少カラス四千萬斤ヨリ多カラサル範圍内トシ臺灣總督府ヨリ之ヲ神戸港ニ送付ス

本契約ニ於テ一斤ハ日本量目百六十匁ヲ謂フ

第四條　食鹽ハ包裝ヲ爲サスシテ搭載船内ニ於テ引渡シ販賣引受人陸揚ノ後其置場ニテ秤量スルモノトス

第五條　販賣引受人ハ臺灣總督府ヨリ食鹽搭載船出帆ノ通知ヲ受ケタルトキハ豫メ諸般ノ準備ヲ爲シ著船ノ後遲滯ナク食鹽ヲ引取ルヘキモノトス引取遲滯ヨリ生スル損害ハ販賣引受人ノ負擔トス

第六條　販賣引受人ノ販賣シ得ヘキ價格ハ神戸港ニ於ケル搭載船内人足賃、艀陸揚庫入庫出荷造費及他所運搬ノ必要アル場合ハ運送費、積入、積卸、艀陸揚庫入庫出費其他荷造費ヲ控除シ上等食鹽百斤ニ付七十九錢下等食鹽百斤ニ付七十三錢ヲ以テ最低價格トス若シ市場ノ模樣ニ依リ此最低價格以下ニ販賣シタルトキト雖此最低價格ヲ以テ販賣シタルモノト看做ス

第七條　臺灣總督府ヨリ販賣引受人ニ交付スヘキ手數料ハ販賣引受人カ現ニ販賣シタル價格ヨリ第六條ノ諸費ヲ控除シタル殘額ニ對シ左ノ割合ヲ以テ之ヲ定ム

一　上等食鹽及下等食鹽共ニ百斤ニ付本條ノ殘額一圓以下ナルトキハ其七分五厘

二　上等食鹽及下等食鹽共ニ百斤ニ付本條ノ殘額一圓以上ナルトキハ一圓迄ニ對シテハ其七分五厘一圓

ヲ超過セル額ニ對シテハ其五割

第八條　食鹽ノ減耗、倉敷料及販賣ニ要スル諸費其他第六條ニ揭クル以外ノ費用ハ販賣引受人ノ負擔トス

第九條　第六條ノ諸費及第七條ノ手數料ハ食鹽販賣代金納付ノ際之ヲ控除スルコトヲ得

第十條　販賣引受人ハ現品引渡後百二十日以內ニ販賣代金ヲ臺北本金庫ニ納入スヘシ若シ其期間內ニ販賣スルコト能ハサルトキハ其數量ニ對シテハ第六條第一項ノ最低價格ヲ以テ豫納シ販賣ノ上精算スヘシ

第十一條　販賣引受人カ明治三十四年三月三十一日迄ニ食鹽ヲ販賣スルコト能ハサルトキハ其數量ハ第六條第一項ノ最低價格ヲ以テ自ラ買取リタルモノトス此場合ニ於テハ第六條ノ諸費ハ販賣引受人ノ負擔トシ最低價格ニ對シ第七條ノ手數料ヲ交付ス

前項販賣スルコト能ハサル數量ニ對シ市場ノ模樣ニ依リ臺灣總督府ニ於テ第六條第一項ノ最低價格ヲ變更スルノ必要アリト認メタルトキハ之ヲ改正スルコトアルヘシ

第十二條　臺灣總督府ハ販賣引受人ヲシテ食鹽ノ販賣ニ關スル計算其他ノ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條　臺灣總督府ハ必要アリト認ムルトキハ當該吏員ヲシテ販賣引受人ノ店舖工場又ハ倉庫ヲ隨時臨檢セシムルコトアルヘシ

此場合ニ於テ販賣引受人ハ其販賣ニ關スル一切ノ帳簿金櫃及現品ヲ開示スルノ義務ヲ負フ

第十四條　販賣引受人カ本契約ノ義務ニ違背シ又ハ計算上不正ノ行爲ヲ爲シタルトキハ臺灣總督府ハ何時ニテモ本契約ノ全部又ハ一部ヲ取消シ尙販賣引受人ヨリ豫納セル保證金ヲ沒收スルコトヲ得但保證金ヲ沒收スルモ之ヲ超過スルノ損害アリタル場合ニ於テハ其超過額ニ對スル賠償ノ請求權ヲ害スルコトナシ

第十五條　販賣引受人ハ契約保證金トシテ金五萬圓ヲ臺灣總督府ニ納入スヘシ

前項ノ保證金ハ現金若ハ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第十六條　本契約ヨリ生スル一切ノ訴訟ニ關シテハ臺北地方法院ヲ以テ其管轄裁判所トス

契約書ハ二通ヲ作リ當事者各其一通ヲ有ス

明治三十三年十月一日

尋いで翌三十四年度には右契約中を改正し、鹽の等級を上中下の三種とし、其の販賣最低價格を百斤に付上等鹽八十二錢、中等鹽七十五錢、下等鹽六十九錢と定め、且其の販賣數量を五千萬斤乃至六千萬斤と爲し、其の他第四條に『但總督府ノ都合ニ依リ包裝ヲ爲シテ引渡スコトアルヘシ』との但書を加へ、第六條第二項を削除し、第十條を『販賣引受人ハ現品引渡後百八十日以內ニ販賣代金ヲ臺北本金庫ニ納付スヘシ但明治三十五年一月十五日以後引渡シタルモノハ同年七月十五日限納付スヘシ若シ其期間內ニ販賣スルコト能ハサルトキハ其數量ニ對シテ第六條ノ最低價格ヲ以テ豫納シ販賣ノ上精算スヘシ』と改むる等の改正を行ひたり。然るに當時偶、內地鹽の價格下落し、臺灣鹽は之に比し品質劣惡にして價格亦不廉なりとせられ、爲に其の賣行思はしからず、價格を低下するに非ざれば到底之を賣盡し難き實情に在りたるを以て、同年六、七月の交小栗は契約の變更を申出でしが、右申出は當時の經濟界の事情に於て止むを得ざるものありたるを以て之を承認し、同年八月一日左の如く契約を變更したり。

臺灣總督府專賣局長後藤新平ト小栗富治郎トノ間ニ食鹽ノ販賣引受ニ關シ左ノ事項ヲ契約ス

第一條　臺灣總督府專賣局ハ小栗富治郎ニ明治三十四年八月一日ヨリ明治四十四年三月三十一日ニ至ル十箇年間官鹽ノ販賣ヲ命スルモノトス但第四條最低價格ハ一箇年度第八條販賣口錢ノ率ハ三箇年度限有效ノモノトシ滿期一箇月前更ニ協定スルモノトス

前項ノ協定ナラサルトキハ臺灣總督府專賣局ハ此契約ヲ解クコトヲ得

第二條　販賣引受人ハ臺灣總督府專賣局ヨリ引受タル食鹽ヲ臺灣島及ヒ澎湖列島ニ於テ販賣スルコトヲ得ス

第三條　販賣ヲ命スヘキ各年度食鹽ノ種類及ヒ數量ハ毎年二月中ニ臺灣總督府專賣局ヨリ通知スルモノトス

第四條　本書中最低價格トハ販賣引受人カ現ニ販賣シタル市價ヨリ神戶港ニ於ケル艀陸揚庫入庫出荷造費及他所運搬ノ必要アル場合ハ運送費積入積卸艀陸揚庫出庫入費其他荷造費ヲ控除シ上等食鹽百斤ニ付七十錢中等食鹽百斤ニ付六十錢下等食鹽百斤ニ付五十錢トス

若シ販賣人ニ於テ場合ニ依リ前項最低價格以下ニ販賣スルコトアルモ最低價格ヲ以テ販賣シタルモノト看做ス

第五條　臺灣總督府專賣局ハ食鹽ノ包裝ヲ爲シ又ハ無包裝ニテ神戶港ニ送付シ本船內ニ於テ政府ノ代表者及運送受負人荷受人立會ノ上引渡スモノトス

第六條　販賣引受人ハ臺灣總督府專賣局ヨリ食鹽搭載船出帆ノ通知ヲ受ケタルトキハ豫メ諸般ノ準備ヲ爲シ著船ノ後遲滯ナク食鹽ヲ引取ルヘキモノトス引取遲滯ヨリ生スル損害ハ販賣引受人ノ負擔トス

第七條　食鹽倉入後ノ減耗倉敷料及ヒ販賣ニ要スル諸費ハ販賣引受人ノ負擔トス

第八條　販賣人ハ販賣口錢トシテ左ノ割合ニ依リ第四條政府上納金ノ內ヨリ之ヲ控除スルモノトス

上等中等及下等食鹽共最低價格ニ對スル超過金額二十錢マテハ販賣代金ノ七分五厘其以上ノ超過金額ニ對シテハ五割トス

第九條　販賣引受人ハ現品引渡後百八十日以內ニ販賣代金ヲ臺北本金庫ニ納付スヘシ

每年一月十五日以後三月三十一日マテニ引渡シタルモノハ同年七月十五日限納付スヘシ

現品引渡後其期日間內ニ販賣スルコト能ハサルトキハ其數量ニ對シテハ每年協定ノ最低價格ヲ以テ豫納シ販賣ノ上精算スヘシ

第十條　前條第三項ノ食鹽ニ對シテハ特ニ價格ヲ改正スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ第四條ノ費用及口錢ヲ控除スルモノトス

第十一條　臺灣總督府專賣局ハ販賣引受人ヲシテ食鹽ノ販賣ニ關スル計算其他ノ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條　臺灣總督府專賣局ハ必要アリト認ムルトキハ當該吏員ヲシテ販賣引受人ノ店舖工場又ハ倉庫ニ隨時臨檢セシムルコトアルヘシ此場合ニ於テハ販賣引受人ハ其販賣ニ關スル一切ノ帳簿金櫃及現品ヲ開示スルノ義務ヲ負フ

第十三條　販賣引受人カ本契約ノ義務ニ違背シ又ハ計算上不正ノ行爲ヲ爲シタルトキハ臺灣總督府專賣局ハ何時ニテモ本契約ノ全部又ハ一部ヲ取消シ尙販賣引受人ヨリ豫納セル保證金ヲ沒收スルコトヲ得但保證金ヲ沒收スルモ之ヲ超過スルノ損害アリタル場合ニ於テハ其超過額ニ對スル賠償ノ請求權ヲ害スルコトナシ

第十四條　販賣引受人ハ契約保證金トシテ金五萬圓ヲ臺灣總督府專賣局ニ納入スヘシ

前項ノ保證金ハ現金若ハ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第十五條　本契約ヨリ生スル一切ノ訴訟ニ關シテハ臺北地方法院ヲ以テ其管轄裁判所トス

第十六條　明治三十四年四月一日附契約書ハ本契約實施ノ日ヨリ無效トス但本契約第四條ノ最低價格ハ明治三十四年四月一日ニ遡ルモノトス

本契約書ハ二通ヲ作リ當事者各一通ヲ有ス

明治三十四年八月一日

然るに爾後臺灣鹽の眞價は漸くにして內地需要者の認むる所となり、次第に其の販賣高を增加し得たるを以て、專賣局は明治三十六年度以降從來の如き煩瑣なる委託販賣を廢して、直接賣渡の方法に改むることと爲し、同年三月九日其の契約を改訂したり。新契約に依れば其の期間を八箇年とし又從來の中等鹽を混じて上等鹽とし、下等鹽を竝等鹽とし、賣渡價格は上等包裝鹽百斤に付三十四錢

上等散鹽同二十五錢、竝等散鹽同十五錢と定め、包裝鹽五斤、散鹽十五斤の足鹽を附することと爲したり。右契約書の本文左の如し。

臺灣總督府專賣局長祝辰巳ト小栗富治郎トノ間ニ食鹽拂下ニ關シ左ノ事項ヲ契約ス（以下臺灣總督府專賣局長ヲ甲ト稱シ小栗富治郎ヲ乙ト稱ス）

第一條　甲ハ乙ニ明治三十六年四月一日ヨリ明治四十四年三月三十一日ニ至ル期間毎年度（政府ノ會計年度）本契約ニ據リ定ムル條件ヲ以テ食鹽ヲ拂下クルモノトス

本條ノ期間滿了後ト雖甲ニ於テ契約期間內乙ニ不都合ナシト認ムルトキハ本契約ヲ繼續スヘシ

本契約ノ有效ナル間ハ甲ハ內地販賣ノ爲メ乙以外ノモノニ食鹽ヲ拂下クルコトナシ

第二條　乙ハ拂下ヲ受ケタル食鹽ヲ臺灣及澎湖列島ニ於テ販賣スルヲ得ス

第三條　食鹽ハ上等竝等ノ二種トシ打狗臺南北門嶼布袋嘴各專賣支局倉庫ニ於テ拂下引渡ヲ爲スモノトス

第四條　拂下價格ハ每年度開始二箇月前ニ協定スヘシ但一箇年度內ト雖雙方協議ノ上左ノ一號及二號ノ場合ニ於テハ之ヲ減少スルモノトス

一　食鹽ノ輸入稅增加セラレタルトキ

二　政府ニ於テ食鹽積出ニ必要ナル河川海口浚渫其他ノ施設ヲ爲シ食鹽ノ積出ヲ容易ナラシメタルトキ

三　東洋ニ於ケル戰時ニ際シ船舶ノ運賃非常ニ騰貴シタルトキ

前項拂下價格ノ協定成ラサルトキハ第一條ノ期間內ト雖本契約ヲ解除スルコトヲ得

第五條　次ノ年度ニ於テ拂下クヘキ食鹽ノ種類及數量ハ每年二月中甲ヨリ乙ニ通知スルモノトス

第六條　明治三十六年度ニ於テ拂下クヘキ食鹽ノ價格ハ上等包裝鹽和百斤ニ付金三十四錢散鹽和百斤ニ付金二十五錢竝等和百斤ニ付金十五錢トス但包裝鹽ハ百五斤ヲ以テ百斤トシ散鹽ハ百十五斤ヲ以テ百斤トシテ計算引渡ヲ爲スヘシ

第七條　上等食鹽ハ甲ノ選擇ニ由リ包裝ヲ爲シ又ハ散鹽ニテ竝等食鹽ハ總テ散鹽ニテ政府ノ代表者ト乙ノ代理人立會ノ上引渡スモノトス

第八條　乙ハ月々引取ルヘキ食鹽ノ種類及數量ヲ甲ト協定シ運送ニ必要ナル一切ノ準備ヲ爲シ遲滯ナク食鹽ヲ引取ルモノトス

乙ニ於テ引取ヲ怠リタルトキハ甲ハ甲ノ指定スル船舶ヲ以テ之ヲ乙ニ送付スルカ其他臨機ノ所置ヲ爲スヘシ此場合ニ於ケル一切ノ費用及食鹽ニ對スル損害ハ總テ乙ノ負擔トス

第九條　乙ハ現品引取後百八十日以內ニ其代金ヲ臺北本金庫ニ納付スヘシ

但每年十二月二十五日以降三月三十一日マテニ引渡シタル食鹽ノ代金ハ其年六月二十日限リ納付スヘシ

第十條　甲ハ乙ニ對シ食鹽販賣ニ關スル計算其他ノ報告ヲナサシムルコトヲ得

第十一條　乙カ本契約ノ義務ニ違背シ又ハ不正ノ行爲アリタルトキハ甲ハ何時ニテモ本契約ノ全部又ハ一部ヲ解除シ尙甲ノ算定スル損害金額ニ應シ第十二條ノ保證金ヲ沒收スルコトヲ得但保證金ヲ沒收スルモ之ニ超過スルノ損害アリタル場合ニ於テハ其超過額ニ對シ賠償ノ請求權ヲ害スルコトナシ

第十二條　乙ハ本契約ノ擔保トシテ金五萬圓ヲ現金又ハ有價證券ニテ甲ニ預ケ入ルヘシ

第十三條　本契約ヨリ生スル一切ノ訴訟ニ關シテハ甲所在地ノ法院ヲ以テ管轄裁判所トス

第十四條　明治三十四年八月一日附契約ハ本契約實施ノ日ヨリ無效トス

本契約書ハ貳通ヲ作リ當事者各壹通ヲ所持ス

明治三十六年三月九日

而して明治三十七年度は其の各種賣渡價格を每百斤二錢宛引上げ、更に明治三十八年度に於て同じく十錢宛を引上げたり。但し明治三十八年度に於ては內地鹽專賣法の施行を目前に控へたる爲め遂に全く移出せずして終りたり。

明治三十八年一月法律第一號を以て鹽專賣法を制定公布し、同年六月一日より內地に於ても鹽の專賣を實施することとなりたり。之れ露國と開戰の結果俄に巨額の歲入增加を必要としたるに依るものなれども、他面右の鹽專賣法は內地產鹽の保護を目的とするものなるを以て、特に用途上內地鹽にては不適當なるか、若くは內地鹽不足の場合に限り外地又は外國鹽を輸入するを以て其の根本方針と爲したり。然し乍ら臺灣鹽業は既に述べたるが如く內地を主たる需要地とし、之に依りて發達したるものなるを以て、右內地の鹽專賣制度實施に關しては特に何等かの處置を必要としたり。依つて總督府は鹽專賣法の施行に先ち明治三十七年十月大藏省當局との間に次の如き協定を遂げたり。

一　臺灣ニ於ケル鹽田ノ發達ニ伴ヒ今後其ノ製產額ヲ增加スルコトアルモ其增加額ニ付テハ內地ニ販路ヲ求メサルコト

二　臺灣ヨリ內地ニ移入スヘキ鹽ハ每年八千萬斤ヲ以テ極度トスルコト

三　臺灣ニ於ケル製鹽ノ都合ニヨリ八千萬斤ヲ移入スルコト能ハサル場合ニ在リテモ其ノ不足額ハ臺灣產鹽以外ノモノヲ以テ補充セサルコト

四　移入鹽ノ月割額ハ每年一月中ニ翌年度分ヲ協定スルコト

五　月割額ヲ定メタルトキハ臺灣總督府專賣局ハ其ノ協定ニ從ヒ每月隨時之ヲ送付スルコト

六　天災ノ爲生產額ヲ減少シ若ハ運搬シ得サル場合ニ於テ其ノ月割額ノ不足高ヲ他ノ月ニ於テ移入スルヤ否ヤハ其ノ都度協定スルコト

七　移入鹽ハ神戶橫濱ニ於テ內地專賣局ニ船內引渡ヲ爲スコト

八　到著港ニ於ケル陸揚ハ內地專賣局ノ負擔タルヘキコト

九　移入鹽ノ授受ニ關シ其ノ分量及代價ノ計算ハ斤數ニ依ルコト

十　引渡代價ハ散鹽百斤ニ付

神戶渡

上等　金七十一錢一厘（一石代金一圓三十三錢三厘三十貫ヲ一石トシテ計算以下同）

竝等　金六十四錢（一石代金一圓二十錢）

橫濱渡

上等　金七十四錢一厘（一石代金一圓三十八錢九厘）

竝等　金六十七錢（一石代金一圓二十五錢六厘）

十一　臺灣總督府ニ於テ移入鹽ニ包裝ヲ爲シタルトキハ內地專賣局ハ其ノ實費ヲ支拂フコト但シ每百斤ニ付キ金十二錢ヲ超過セサルコト

十二　包裝鹽ト散鹽トノ區別ハ別ニ之ヲ協定スルコト

十三　臺灣鹽ノ內地販賣價格ハ內地產ノ相當品價格ヨリ幾分低減シテ之ヲ販賣スルコト

十四　臺灣鹽ノ內地ニ於ケル販路ヲ容易ニスル爲內地專賣局ニ於テ相當方法ヲ講スルコト

翌三十八年三月右協定の補足として大藏省は臺灣總督府專賣局と更に次の如く協定したり。

一　移入鹽ノ受渡ハ神戶港ニ限ルコト

二　移入鹽協定月割額ニ依リ臺灣總督府專賣局ニ於テ鹽ノ發送ヲ爲ストキハ其ノ數量品質ヲ神戶鹽務局ニ電報シ、且發送現品ト共ニ第一號書式ノ回送票ヲ送付スルコト

三　移入鹽著港ノ際ハ臺灣總督府專賣局代表者ハ前號回送票ヲ神戶鹽務局ニ提出シ著荷ノ旨ヲ通知スルコト

四　神戶鹽務局ハ前項ノ通知ニ依リ直ニ回送船內ニ於テ臺灣總督府專賣局代表者ト立會ノ上現品ノ受渡ヲ爲スコト

五　前項受渡ノ際ニ於テハ其ノ品質ハ回送票ニ記載セルモノト同一ト認定シ數量ハ發送ノ際ニ於ケル數量ニ對シ一定ノ歩合減ヲ以テ算定スルコト但シ其ノ歩合ハ別ニ之ヲ定ム

六　前項協定事項第十一ニ依ル包裝實費ハ當分ノ内百斤ニ付金十二錢トスルコト

七　神戸鹽務局ニ於テ本協定第四項ニ依リ現品ヲ受領シタルトキハ第二號書式ノ鹽領收書ヲ貴局代表者ニ交付スルコト

八　貴局ニ於テハ前項ノ領收書ニ記載シタル品質數量ニ基キ豫テ協定シタル移入鹽價格ニ依リ三箇月毎ニ神戸鹽務局ニ對シ神戸金庫納付ヲ指定シタル移入鹽代金ノ納入告知書ヲ發セラルルコト

九　神戸鹽務局ニ於テハ納入告知書ニ依リ其ノ時ニ神戸金庫ニ納入スルコト

（書式省略）

仍て大藏省は小栗富治郎を以て移入取扱人とし、且之を臺灣鹽の元賣捌人と爲すこととし、卽ち小栗は内地政府の代理人として臺灣鹽を購入の上内地に移入し、之を神戸港渡にて内地專賣局に納付すると同時に、之が拂下を受け、其の内地賣捌に任ずるものとしたり。斯くて明治三十八年五月臺灣鹽の内地移入取扱人としての小栗と臺灣總督府專賣局長との間に、食鹽賣渡に關して左の如き契約を締結したり。

臺灣總督府專賣局長中村是公ト臺灣鹽移入取扱者小栗富治郎トノ間ニ食鹽賣渡ニ關シ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

本契約ニ於テ便宜ノ爲メ臺灣總督府專賣局長中村是公ヲ甲ト稱シ小栗富治郎ヲ乙ト稱ス

第一條　乙カ神戸鹽務局ヘ納付ノ爲メ甲ヨリ買受クル食鹽ハ明治三十六年三月九日附食鹽拂下契約ニ據ルノ外本契約ノ條項ニ依ルモノトス

第二條　賣渡スヘキ食鹽ハ別ニ定ムル所ノ見本ニ依リ上等竝等ノ二種トシ打狗、臺南、北門嶼、布袋嘴各專賣支局倉庫ニ於テ引渡ヲ爲スモノトス

第三條　賣渡スヘキ食鹽ハ甲ニ於テ其數量ト各種内譯ノ月割引渡額ヲ定メ豫メ乙ニ通知ス

第四條　乙ハ前條月割引渡額ニ異動ヲ生スル場合ハ甲ニ於テ前月十五日迄ニ其數量ト各種内譯ヲ乙ニ通知ス

神戸鹽務局ニ納付スルノ義務アルモノトス

乙ニ於テ前項ノ義務ヲ怠リタルトキハ甲ハ甲ノ指定スルモノヲシテ乙ノ名義ヲ以テ神戸鹽務局ニ納付セシムルカ其他臨機ノ處置ヲ爲スヘシ此場合ニ於ケル一切ノ費用及食鹽ニ對スル損害ハ總テ乙ノ負擔トス

第五條　引渡スヘキ食鹽ハ甲ノ撰擇ニヨリ包裝鹽又ハ散鹽トス

第六條　食鹽ノ引渡ハ甲ノ代表者ト乙又ハ乙ノ代理人立會ノ上之ヲ爲スモノトス但シ第四條第二項ノ場合ハ本條ニ準セス

第七條　引渡シタル食鹽數量ハ包裝鹽ニアリテハ百五斤ヲ百斤トシ散鹽ニアリテハ百二十斤ヲ百斤トシ算定ス

第八條　食鹽ノ引渡ヲ了リタルトキハ甲ハ乙ニ鹽賣渡書ヲ交付スルモノトス

第九條　本契約ノ有效期間ハ明治三十八年六月一日ヨリ明治三十九年三月三十一日迄トス但シ乙カ引續キ臺灣鹽移入取扱者タルニ於テハ本契約ヲ繼續スルモノトス

本契約ハ貳通ヲ作リ當事者各壹通ヲ所持ス

明治三十八年五月二十六日

而して右に依り賣下ぐべき同年度賣下價格は從前より大いに之を引上げ、每百斤に付上等包裝鹽金四十八錢、上等散鹽金三十六錢、竝等包裝鹽金四十錢、竝等散鹽金二十八錢と爲し、包裝鹽五斤、散鹽二十斤の足鹽を附することと爲したり。

他方また同年五月大藏省より小栗に對して左の如き臺灣鹽移入及賣渡命令書を交付したり。

臺灣鹽移入及賣渡命令書

第一條　小栗富治郎ハ本命令ニ依リ臺灣鹽ノ移入ヲ取扱フヘシ

第二條　臺灣鹽ノ移入ハ政府自ラ之ヲ爲ス場合ノ外ハ總テ小栗富治郎ヲシテ其ノ取扱ヲ爲サシムヘシ

第三條　小栗富治郎ハ神戸鹽務局長ノ定ムル制限數量以下ニ於テ適宜臺灣總督府專賣局ヨリ鹽ヲ買受ケ內地ニ廻送シ神戸港ニ於テ之ヲ神戸鹽務局長ニ引渡スヘシ

前項ノ制限數量ハ一箇年ヲ通シテ六千萬斤ヲ下ルコトナシ

第四條　小栗富治郎ハ臺灣鹽ノ買受及廻送ニ關シテハ總テ自己ノ名義ヲ以テシ買受及廻送ニ關スル一切ノ費用ヲ立替仕拂置クヘシ

第五條　小栗富治郎第三條ニ依リ臺灣鹽ヲ買受ケタルトキハ臺灣總督府專賣局ニ請求シ鹽賣渡書ノ交付ヲ受クルコトヲ要ス

第六條　臺灣鹽神戸港ニ到著シタルトキハ小栗富治郎ハ其ノ旨ヲ神戸鹽務局長ニ屆出前條ニ依リ臺灣總督府專賣局ノ交付シタル鹽賣渡書ヲ提出スルコトヲ要ス

第七條　神戸鹽務局長ト小栗富治郎トノ間ニ鹽ノ受渡ヲ爲スハ船內ニ於テスルモノトス但シ小栗富治郎ノ都合ニ依リ陸揚後受渡ヲ爲スヘキコトヲ申出タルトキハ此ノ限ニアラス

第八條　政府ハ小栗富治郎カ第四條ニ依リ立替仕拂ヲ爲シタル金額ノ辨償竝ニ臺灣鹽移入ノ手數料トシテ臺灣總督府專賣局ノ交付シタル鹽賣渡書ニ記載スル鹽等級及數量ニ依リ左ノ割合ノ金額ヲ小栗富治郎ニ仕拂フヘシ

一包裝鹽

上等	百斤ニ付	金八十三錢一厘
竝等	同	金七十六錢
上等	同	金七十一錢一厘
竝等	同	金六十四錢

小栗富治郎ハ前項金額ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ政府ニ對シテ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第九條　政府ヨリ小栗富治郎ニ仕拂フヘキ金額ハ鹽受領ノ日ヨリ三箇月每ニ之ヲ仕拂フヘシ

第十條　小栗富治郎ハ第三條ニ依リ神戸鹽務局長ニ引渡シタル鹽ヲ神戸港ニ於テ左ノ代價ヲ以テ直ニ政府ヨリ買受クルノ義務アルモノトス

一　外國輸出ノ目的ヲ以テ買受クルトキ

包裝鹽

上等	百斤ニ付	金九十一錢
竝等	同	金八十四錢

散鹽

上等	百斤ニ付	金七十九錢
竝等	同	金七十二錢

二　明治三十八年勅令第一五七號第一條各號ノ用途ニ供スル目的ヲ以テ買受クルトキ

包裝鹽

上等	百斤ニ付	金一圓九錢
竝等	同	金一圓二錢

散鹽

上等	百斤ニ付	金九十七錢
竝等	同	金九十錢

三　前二號以外ノ目的ヲ以テ買受クルトキ

包裝鹽

上　等　百斤ニ付　金二圓三十九錢

竝　等　同　金二圓三十二錢

散　鹽

上　等　百斤ニ付　金二圓二十七錢

竝　等　同　金二圓二十錢

第十一條　小栗富治郎カ前條ニ依リ鹽ノ買受ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ鹽ノ等級及數量ハ臺灣總督府專賣局ノ交付シタル鹽賣渡書ニ記載シタルモノニ依ル不可抗力其ノ他何等ノ事由ニ因ルニ關セス鹽ノ實量カ前項ノ數量ニ達セサルコトアルモ小栗富治郎ハ其ノ實量ヲ計算スヘキコトヲ主張スルコトヲ得ス但シ不可抗力ニ因リ鹽ノ亡失シタル場合ニ於テ小栗富治郎カ亡失シタル鹽ノ數量ノ割合ニ於テ第八條ニ依リ仕拂ヲ受クヘキ金額ヲ減少スヘキコトヲ承諾シタルトキハ實量ヲ計量シテ買受數量ト爲スヘシ

第十二條　小栗富治郎ヨリ政府ニ納付スヘキ鹽代價ハ鹽買受ノ日ヨリ三箇月毎ニ之ヲ納付スルコトトシ第八條ニ依リ政府ヨリ仕拂フヘキ金額ト相殺シ其ノ都度差額ヲ政府ニ納付スヘシ

第十三條　政府ハ必要ト認ムルトキハ小栗富治郎ヲシテ臺灣鹽ノ移入及販賣ニ關スル計算其ノ他ノ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十四條　小栗富治郎カ本命令ニ違背シタルトキハ政府ハ何時ト雖モ本命令ヲ取消スコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ政府ハ必要ト認ムルトキハ小栗富治郎ニ對シ損害賠償金ヲ徵收スルコトアルヘシ其ノ金額ハ政府ノ定ムル所ニ依ル

第十五條　小栗富治郎ハ第十二條ニ依ル納付金及前條ニ依ル賠償金ノ擔保トシテ現金若クハ政府ノ確實ト認ムル有價證券ヲ以テ金五萬圓ヲ政府ニ提供スヘシ

前項有價證券ノ價格ハ其ノ額面又ハ拂込金額ニ依ル

第十六條　小栗富治郎ハ神戸ニ其ノ代理人ヲ置キ臺灣鹽ノ移入及賣渡請求ニ關スル事務ヲ處理セシムヘシ

第十七條　本命令ノ有效期間ハ明治三十八年六月一日ヨリ明治三十九年三月三十一日迄トス但シ小栗富治郎ニ於テハ政府ハ小栗富治郎ニ對シ期間滿了後引續キ本命令ヲ遵奉シ何等不都合ナシト認ムル場合ニ於テ

右の契約書及命令書は當年限りのものにして、毎年若干の變更を加へて之を繼續したりと雖も、煩を避けて今一々之を擧示せず。然るに明治四十年五月に至り取扱人の經營せる小栗銀行破綻せしを以て、同月限り同人との契約の實行を中止し、食鹽の引渡を停止し、更めて大藏省と協議の上臺灣鹽の移入は爾後兩當局直接之を行ひ、從來の取扱人をして單に臺灣內地間の運搬請負を爲さしむることとせしが、後小栗銀行の整理緒に就くに及び、明治四十一年十一月再び從前の例に依り賣渡契約を締結し、專賣局長官より臺灣鹽移入及賣渡の命令書を交付したり。次で明治四十二年に至り曩に破綻したる小栗銀行の預金者救濟の爲め之を株主として東洋鹽業株式會社を設立せしを以て、同年度より同社と賣渡契約を結び、內地專賣局は之を臺灣鹽移入取扱人及臺灣鹽元賣捌人に指定したり（同社は明治四十四年臺灣鹽業株式會社と改稱更に大正六年に至り大日本鹽業株式會社に合併、契約の業務を繼承す）。

總督府に於ては明治三十八年以後前記協定に基き內地移出を續行したるも、他方內地に在りては明治四十三年不良鹽田を整理し、其の後に於ける不足鹽の補充は之を臺灣鹽及關東州鹽を以てせんとする計畫を樹て、從つて臺灣に於ける鹽專賣に關する施設計畫は內地の鹽專賣制度に一層密接の關係を有するに至りしを以て、大藏省は內地臺灣に於ける鹽專賣の施行は之を大藏大臣監督の下に併屬するの必要を認め、明治四十三年一月以降臺灣行政の監督官廳たる內務省との間に數次折衝の

末同年三月左記事項の實行方法に就き協議したり。

一　臺灣に於ける鹽專賣施行上の計畫に付ては必ず豫め内務省より大藏省に合議を爲すこと。
　右の内臺灣總督府限り執行する事項にして其重要なるものに付ては、執行前必ず臺灣總督府專賣局より大藏省專賣局に協議を爲すこと。
　前記の事項に關する既定の計畫は此際直に大藏省に通報すること。

二　大藏省に於ては臺灣に於ける鹽專賣行政に關し意見あるときは之が實行を要求することあるべきこと。

三　製鹽地整理の結果臺灣鹽の移入額を增加する所以は、内地鹽に比し其價格低廉なるが爲、之に依て得たる專賣益金の增額を以て内地に於ける一般の鹽價を低減せんとするに外ならず。故に臺灣に於て鹽賠償價格を引上げ、其引上額を内地移入鹽の價格に加算せらるるときは、製鹽地整理の目的を達すること能はざるに至るべきを以て、萬一現行鹽賠償價格を引上げむとせらるるときは、豫め大藏省に協議し、其同意を得たる上に非ざれば之を實行せざること。

四　明治四十三年度以降の内地移入額は毎年豫め其の數量を協定すること。

右に對して内務省に於ては第一・二項は共に異議なきも、第三項に關しては臺灣に於ける鹽賠償價格は今後經濟狀態の如何に依り永遠に之を維持し難きものあるべく、若し賠償價格を引上ぐるも數量多き内地移入鹽に對する引上額は全然臺灣總督府の負擔たらしむるが如きは、同府の財政經濟上甚だ苦痛とするを以て、今後萬一現行賠償價格を引上げんとする場合は右の主旨に依り豫め貴省と協議を遂げたる上之を實行するに於ては異議なしとし、又第四項に關しては異議なきも、本項移入額を協定したる場合は右協定額は之を減ずることなからんことを豫め希望したり。又臺灣總督府に於ては大體異議なきも、第四項に關して本項移入額協定の場合は明治三十八年協定額以下に減ずることなからんことを豫め希望したり。

爾後右協定移出額及賣渡價格は屢〻變更あり、其の他の契約事項に就きても多少の改廢ありと雖も今一々之を述べず。唯、内地移出數量に關しては臺灣側に於ては鹽田擴張計畫の結果次第に增產を來し、在庫品の一掃の爲に成るべく巨額の移出を希望したるも、内地側にては日露戰役後勃興したる關東鹽が臺灣鹽より低廉なるを以て、次第に之が移入を增加し、臺灣鹽の移入を制限せんとして、兩者間に屢〻折衝行はれ、既に明治四十四年三月には内地側より鹽田擴張生產增加計畫の進行見合方を勸告したる程なりしが、臺灣側に於ては臺灣鹽の特別の地位に就き内地側に於ても充分の考慮を要求したり。然るに大正七八年頃よりは内地に於ける鹽の不足甚だしく、臺灣鹽の需要は頗る旺盛となり、却つて内地側より增產方を慫慂するに至りたり。

最後に一言すべきは、大正八年度以降關東酸曹株式會社其の他に依り組織せる曹達晒粉同業會の請願に應じ、工業用鹽の直接賣渡を開始したること之なり。卽ち臺灣專賣局は當時曹達工業が戰後侵入し來れる歐米品の壓迫に苦しめる事情を諒とし、臺灣アルカリ工業用鹽の特別低價賣下の趣旨を推し、其の賣渡價格は臺灣内アルカリ工業用鹽の價格と同じく、其の數量一千二百六十萬斤を契約締結の日より同年度末迄賣渡すものとし、之が買受及内地輸送に就きては同業會は大日本鹽業株式會社を代理人とし、内地專賣局は同年九月右諸會社個々に對し別々に臺灣鹽の移入及賣渡命令書を發したり。而して其の期間は會計年度を限り、必要に應じ命令を繼續する時は一箇年毎に之を更新するものにして、其の後に於ても若干其の例ありと雖も一々之を述べず。

（二）朝鮮移出